重点政策一覧と関連法律との対応関係

施策番号	施策名	課題・取組概要（スケジュール・効果）	具体的な目標	官デ法第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												デジタル社会形成基本法第4章施策の策定に係る基本方針の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）																	デジ手法第４条２項（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）						主担当府省庁名
				10条	11条１項２項	11条３項	12条	13条	14条	15条１項	15条２項	16条	17条	18条	19条	21条	22条	23条	24条	25条	26条	27条	28条	29条	30条	31条	32条	33条	34条	35条	36条	37条	３号	４号	５号イ	５号ロ	６号	７号	
1-1	マイナンバー制度の推進	マイナンバー制度は、国民の利便性向上と行政の効率化、公平・公正な社会の実現を目的としている。各種の行政手続において、「誰の」個人情報であるかを正確に特定し、行政機関同士で情報連携を行うことで、添付書類の省略等が可能となっている。 2023年６月の法改正で、基本理念において社会保障制度、税制、災害対策分野以外の行政手続においてもマイナンバーの利用の推進を図ることとなった。2024年夏までに各制度所管府省庁に対してそれぞれの事務においてマイナンバーの利用可能性の悉皆的な調査を行い、その結果を踏まえ、2025年通常国会への法案提出を目指すなど、マイナンバー制度の推進を図る。	マイナンバーの利用や情報連携を行うべきものについて2024年夏までに関係府省庁に対して悉皆的な調査を行い、その結果を踏まえ2025年通常国会でのマイナンバー法の改正を目指す。	◎													○																					デジタル庁
1-2	データの品質の確保	手入力による誤記や表記揺れを防止するため、電子申請等における法人の名称や本店所在地、個人の住所、事務所の所在地等の入力に当たっては、整備されたベース・レジストリや関連する参照実装の利用を推進する。 マイナンバー情報総点検を踏まえて、マイナンバー法に新設された特定個人情報の正確性の確保のための支援規定に基づき、紐付け実施機関に対する丁寧な支援を実施する。あわせて、デジタル技術により、マイナンバーカードを用いて手入力によらずにマイナンバーを登録する仕組みを構築するとともに、必要な他の情報も併せてマイナンバーカードから登録できるようにする。	電子申請等において、2030年までに500手続で住所・所在地関係データベース（アドレス・ベース・レジストリ）を参照 マイナンバーの紐付け実施機関において、マイナンバーの新規の紐付け誤りを可能な限りなくしていく。																									◎										デジタル庁
1-3	マイナポータルの継続的改善	マイナポータルは、特に国民の利便性の向上に資する行政手続をオンラインで行う際に原則として利用されることを目指すものである。関係府省庁と連携しながら、マイナポータルで提供するサービスの順次拡大を目指すとともに、既に提供しているサービスについても、利用者や関係府省庁からの意見を踏まえながら、より利便性の高いサービスになるよう、継続的に改善を行う。また、2025年度中にバックエンド機能の更改を行い、より柔軟なシステム改修・運用の実現及び運用コストの削減を目指す。加えて、マイナポータルアプリについては、アプリの機能や在り方を再検討し、設計・開発に係る作業を内部で実施することでUI/UXを柔軟に改善できるようにすることを目指す。	2024年度中にマイナポータルの機能改善に向けたリリース数　4回以上 2025年度中のマイナポータルのバックエンド機能刷新に向けた対応 マイナポータルアプリの設計・開発の一部を内製化	◎				◎		◎	◎										◎	◎	◎			◎										◎	◎	デジタル庁
1-4	マイナポータルの継続的改善に関する具体的な施策「年末調整・確定申告の利便性向上」	年末調整や所得税確定申告を簡単に行うことができるように、マイナポータル経由で、各種控除証明書等のデータを一括取得し、取得したデータを各種申告書の該当項目へ自動入力する仕組み（マイナポータル連携）を構築しているところ。マイナポータル連携を利用するためには、事前準備を行う必要があるが、現状、マイナンバーカードの読み取り回数が多いことや、利用者にとって分かりにくいUIになっている等の課題がある。当該事前準備を利用者が迷わず簡単に利用できるように、現行のマイナポータル連携における課題を整理した上で、連携方法や全体の作業フローの抜本的な見直しを行い、利便性を向上させるための対応を順次進める。	マイナポータルとの連携時に必要となるマイナンバーカード読取回数の削減 利用者からの意見を踏まえたマイナポータル等のUI改善	◎				◎		◎	◎										◎	◎	◎		◎		◎							◎	◎		◎		◎	デジタル庁
1-5	マイナポータルの継続的改善に関する具体的な施策「健康医療情報の連携拡大」	これまでマイナポータルでは、オンライン資格確認等システムやPMHとの連携を通じて、取得・閲覧できる情報を順次拡大し、利便性の向上を行ってきた。今回、電子カルテ情報共有サービスとの連携を実現し、傷病名や感染症に関する情報等、マイナポータルから取得・閲覧できる健康医療情報の拡充を目指す。また、PMHと連携して行うことができる予診票入力機能について対象範囲を拡大するなど、マイナポータルから利用できる各種手続の拡充を目指す。	2024年度中にPMHと連携した予診票提出機能の実装 2025年度中に電子カルテ情報共有サービスとの連携を本格的に開始	◎				◎		◎	○						○	○					◎	○	◎	○	◎							◎			○	○	◎	デジタル庁
1-6	マイナポータルの継続的改善に関する具体的な施策「個人が行うオンライン申請・届出等の拡充」	スマートフォンから様々な行政手続ができ、お知らせが届く「オンライン市役所サービス」の推進に向け、マイナポータルのサービスを充実させ、自治体のオンライン申請等とプッシュ通知の抜本的拡大を図る。具体的には、オンライン化の推進による住民等の利便性の向上や業務効率化の効果が高いと考えられる手続を中心に、関係府省庁と連携しながら必要な機能実装を行い、地方公共団体への行政手続のオンライン化を推進する。また、行政機関等から各種お知らせを受け取る機能を改修し、より多様なお知らせの受け取りができるようにすることで、国民生活の利便性向上を目指す。	自治体が簡単に電子申請を開始できるようにするための新たな標準様式の追加 マイナポータルのお知らせ機能の改善	◎				◎		◎							◎						◎				◎									◎				デジタル庁
1-7	マイナポータルの継続的改善に関する具体的な施策「戸籍に関する情報連携と手続の実装」	2024年度中に戸籍情報連携システムとの連携を実現し、マイナポータルによる旅券申請や免許情報の記載事項変更の際に戸籍電子証明書を利用できるようにする。また、戸籍への振り仮名の記載を実現するために、国民が必要となる手続が2025年５月からオンラインでできるように、マイナポータルにおいて必要な申請機能等の実装を行う。	2024年度中に戸籍情報連携システムとの連携の実現 2025年５月から戸籍への振り仮名記載を実現するための申請機能の実現	◎				◎		◎	◎												◎	○	◎	○	◎							◎	◎	○	○	○	◎	デジタル庁
1-8	マイナポータルの継続的改善に関する具体的な施策「マイナポータルAPIの利用拡大」	マイナポータルで提供している自己情報取得APIや医療保険情報取得APIといった各種APIについて、ウェブサービス提供者等の声を聞きつつ、関係府省庁と必要に応じて連携した上で、より利用しやすいサービスとなるための取組を検討し、利便性の向上を目指す。また、マイナポータルAPI仕様公開サイト等を通じて、マイナポータルAPIに関する情報発信を行う。	事業者ニーズの把握 事業者ニーズを踏まえた改修方針の検討			○		◎		◎	◎							◎				◎	◎	◎		◎				◎				◎			◎		◎	デジタル庁
1-9	社会保険・税手続のオンライン・デジタル化	社会保険・税手続について2020年11月から開始したマイナポータルAPIを活用したオンライン・ワンストップ化の対象手続を順次拡大する。さらにクラウド上のデータを行政機関等が参照した社会保険・税手続の実施については、2022年１月提出分から運用を開始しており、クラウド提出済みのデータを確定申告等の利活用については、2023年１月から運用を開始している。今後、国民・事業者の負担軽減となるその他の手続についても、対象拡大に向けて検討を進める。 公的年金等を通じて、個々人の現在の状況と将来の見通しを全体として見える化する年金簡易試算Web（公的年金シミュレーター）も2022年４月に運用を開始しており、引き続き、利用状況や運用実験等を踏まえ、UI/UXを向上するための改善を継続的に実施する。	新たな認定クラウド企業の参画 データポータビリティにおける対象調書の拡大							◎																◎								◎			◎			デジタル庁
1-10	預貯金口座付番の円滑化	2024年４月１日の口座管理法施行により、同法に基づく自金融機関での預貯金口座付番を開始した。他金融機関を含めた預貯金口座付番及び災害時・相続時口座照会については、マイナンバー検証機能※の導入に伴うシステム開発完了後の2024年度末頃に開始する予定。 ※申請者から提示を受けたマイナンバーを用いて、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から取得した情報と申請者情報を照合し、申請者とマイナンバーの紐付けの真正性を検証する機能。	他金融機関を含めた預貯金口座付番及び災害時・相続時口座照会の開始（2024年度末頃）	◎				○									○						◎			○								◎	○	○		○	デジタル庁
1-11	個人向け認証アプリケーション（デジタル認証アプリ）	マイナンバーカードが持つ本人の確認機能の利用の拡大を図るため、2024年度中の運用開始に向けて「デジタル認証アプリ」の開発を進めるとともに、行政機関、民間事業者等への当該アプリの普及活動を進める。	デジタル認証アプリ導入予定の行政機関・民間事業者数：70					◎																															デジタル庁
1-12	マイナンバーカードの普及及び利用の推進	マイナンバーカードは、対面・非対面問わず確実・安全な本人確認・本人認証ができる「デジタル社会のパスポート」である。引き続き、マイナンバーカードへの理解を促進し、希望する全ての国民が取得できるよう、円滑にカードを取得していただくための申請環境及び交付体制の整備を更に促進する。また、その利活用の推進に向け、「オンライン市役所サービス」の徹底と、生活の様々な局面で利用される「市民カード化」を推進する。また、マイナポータルの継続的改善・利用シーン拡大等を通じ、その利便性向上を図るとともに、マイナンバーカードが持つ本人確認機能の民間ビジネスにおける利用の普及に取り組む。	自治体サービスにおけるマイナンバーカードの利活用の推進 民間事業者サービスにおけるマイナンバーカードの利活用の推進	◎	○					○							◎						◎				◎								◎					デジタル庁

施策番号	施策名	課題・取組概要（スケジュール・効果）	具体的な目標	官デ法第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												デジタル社会形成基本法第4章施策の策定に係る基本方針の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）																デジ手法第４条２項（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）						主担当府省庁名
				10条	11条１項２項	11条３項	12条	13条	14条	15条１項	15条２項	16条	17条	18条	19条	21条	22条	23条	24条	25条	26条	27条	28条	29条	30条	31条	32条	33条	34条	35条	36条	37条	３号	４号	５号イ	５号ロ	６号	７号	
1-13	マイナンバーカード取得支援策等	マイナ保険証を基本とする仕組みへの円滑な移行に向け、紛失等により速やかにカードを取得する必要がある場合を対象に、最短５日間で発行・交付ができる特急発行・交付の仕組みの構築に向けたシステム改修や関係法令を整備する。 １歳未満の申請に係る顔写真なしのマイナンバーカードを出生届の提出に併せて申請できるよう、2024年12月までに様式、手続等の見直しをする。 写真の撮影ルールや顔認証マイナンバーカードを周知し、介護福祉施設の職員等に向けたマニュアルを改訂・普及させ、出張申請受付を希望する施設等の情報を取りまとめて定期的に市町村へ提供する等、カードの取得に課題のある方の取得促進を強化する。 カードや電子証明書の更新需要の急増を見据え、申請受付体制を適切に構築しつつ、日本郵便株式会社と連携したマッチング支援等を強化し、郵便局への事務委託を推進する。	マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行に向け、マイナンバーカードへの理解を促進し、希望する全ての国民が取得できるよう、2024年12月までに円滑なカード取得環境及び交付体制の整備を促進する。 また、2025年から2027年にかけて電子証明書の更新需要が急増する見込みであり、また今後もマイナンバーカードの更新需要が急増する見込みであることを受け、円滑な交付申請受付等が可能な体制の整備等に取り組む。					◎															◎													◎	総務省
1-14	健康保険証との一体化	現行の健康保険証について、2024年12月２日から新規発行を終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することとしており、引き続き、マイナ保険証の利用促進に積極的に取り組むとともに、マイナ保険証への移行に際しては、デジタルとアナログの併用期間を設けることで、全ての方々が安心して確実に保険診療を受けていただける環境整備に取り組んでいく。また、オンライン資格確認の用途拡大を進めるとともに、マイナンバーカードの機能のスマートフォンへの搭載を踏まえ、スマートフォンを活用したオンライン資格確認の仕組みについて検討する。	2024年12月２日からの現行の健康保険証の新規発行終了に向けたマイナ保険証の利用促進とマイナ保険証への円滑な移行					◎													○	◎															◎	厚生労働省
1-15	医療費助成の受給者証や診察券とマイナンバーカードの一体化	法律にその実施根拠がある公費負担医療や子ども医療費等の地方公共団体が単独に設けた医療費等の助成制度の受給者証及び医療機関の診察券のマイナンバーカード化を推進し、マイナンバーカード一枚で医療機関・薬局を受診等できる環境整備を進める。 マイナンバーカードを医療費助成の受給者証として利用できるようにする取組については、2023年度から、希望する自治体で運用を開始している。2024年度は、先行実施の対象自治体を大幅に拡大することを目指し、その上で、早期の全国展開を図る。 オンライン資格確認等システムが導入されている医療機関においては、マイナンバーカードを診察券として利用することが仕組みとして可能である。実際に活用する医療機関も出てきており、引き続き、こうした好事例を周知するとともに、必要な支援を実施しつつ普及に取り組んでいく。	＜受給者証とマイナンバーカードの一体化＞ 2023年度：情報連携基盤の整備と先行実施事業の開始 2024年度・2025年度：情報連携基盤の機能拡充と先行実施事業の参加自治体の拡大 2026年度以降：全国的な運用の順次開始 ＜診察券とマイナンバーカードの一体化＞ 好事例の周知と普及のための支援					◎														○		○												○			デジタル庁
1-16	母子保健分野でのマイナンバーカード活用	母子保健情報等の情報連携基盤（以下「PMH」という。）を活用し、マイナンバーカードを健診の受診券として利用するとともに、マイナポータル等を活用して事前に問診票をスマートフォンで入力できる取組等の先行実施に向けて、希望する地方公共団体で2023年度から実証事業を開始したところ。2024年５月中を目途に先行実施を開始し、2024年度以降、PMHの機能や導入する地方公共団体を順次拡大し、全国展開をしていくことにより、住民、医療機関、地方公共団体間の母子保健情報の迅速な共有や業務効率化を進める。 あわせて、電子版母子健康手帳を原則とすることを目指し、2024年度から課題と対応を整理した上で、2025年度にガイドライン等を発出し、2026年度以降の電子版母子健康手帳の普及につなげる。	住民の利便性の向上を図るとともに、自治体や医療機関での健診等に係る事務負担を軽減するため、電子版母子健康手帳の普及を含め、母子保健DXの全国展開を推進する。 その一環として、2024年５月中を目途に、マイナポータル等を活用して事前に問診票をスマートフォンで入力できる取組等の先行実施を開始する。	◎				○								○					○	◎	○		○									◎	○	○	○	○	こども家庭庁
1-17	介護保険証のペーパーレス化	介護保険証等、介護分野の各種証明をマイナンバーカードで行えるよう、医療DXの推進に関する工程表に基づき引き続き取組を進める。	マイナンバーカードの活用を含め被保険者証の電子化については、必要な情報を情報基盤から取得することで資格確認等を可能とし、2026年度中に必要なサービスを受けられるようにする。				◎	○		○	○						◎					○	○	○					○						◎	○	○	○		厚生労働省
1-18	運転免許証との一体化	警察庁及び都道府県警察の運転免許の管理等を行うシステムを警察庁が整備する共通基盤（警察共通基盤）上に集約するとともに、一体化に必要な改修を行い、2024年度末までの少しでも早い時期に運転免許証とマイナンバーカードとの一体化の運用を開始する。また、一体化に伴う相当の行政コストの削減効果を踏まえ、マイナンバーカードと一体化した運転免許の更新手数料の引下げなどを検討し、利用者負担の軽減を図るための措置を講ずる。スマートフォンに免許情報を記録するモバイル運転免許証については、デジタル庁が整備中の各種資格者証の情報を格納できる汎用的なシステムの活用を前提に検討を進め、デジタル庁と連携して当該システムの整備状況を踏まえつつ、一体化の運用開始後、極力早期の実現を目指す。	2025年３月中の少しでも早い時期を目処に運転免許証とマイナンバーカードの一体化を開始するとともに、一体化の実現による行政コストの削減を踏まえた利用者負担の軽減措置を実現することを目指す。					◎		○						○					○	◎														◎		警察庁
1-19	在留カードとの一体化	外国人は、在留カード等とマイナンバーカードに関する手続をそれぞれ別の行政機関において行う必要があり、煩雑な手続を余儀なくされている。 マイナンバーカードと在留カードの一体化について、2024年通常国会において出入国管理及び難民認定法等一部改正法が成立した。	マイナンバーカードと在留カードの一体化について、改正法の公布後２年以内の施行に向けて、関係省庁とともに政省令やシステム等を整備する。					◎																														法務省
1-20	障害者手帳情報のマイナンバー連携の普及	障害者手帳については、マイナンバー連携を活用し、スマートフォンアプリやウェブサービスで手帳情報を簡便に利用できる民間の仕組みについて周知をすることによって障害当事者への情報提供を進める。	障害者手帳については、マイナンバー連携を活用し、スマートフォンアプリやウェブサービスで手帳情報を簡便に利用できる民間の仕組みについて、2024年度中に地方自治体及び関係団体を通じて周知をすることによって障害当事者への情報提供を進める。										◎										◎														◎	厚生労働省
1-21	ねんきん定期便のデジタル化	年金分野においては、マイナポータルにログインをすることにより、「ねんきんネット」上の年金加入記録等の情報を閲覧可能となっている。 今後、「ねんきん定期便」のデジタル化を更に促進し、2024年度を目途に、日本年金機構が作成する「ねんきん定期便」情報をマイナポータル上でプッシュ型でお知らせする機能を構築する。 そのため、2023年度までに、日本年金機構において、「ねんきんネット」から「ねんきん定期便」情報をマイナポータルへ送付するためのシステム開発に係る詳細な設計等を行った。	2024年度を目途に、日本年金機構が作成する「ねんきん定期便」情報をマイナポータル上でプッシュ型でお知らせする機能を構築する。					◎																◎											◎			厚生労働省
1-22	就労分野でのマイナンバーカード活用	2022年度から利用が開始されたハローワークでのマイナンバーカード受付システムなど、就労分野でのマイナンバーカードの利用を促進する。2024年度から、原則マイナンバーカードに移行する。	マイナンバーカード等によるハローワークの受付利用率：60%					◎															◎															厚生労働省
1-23	国家資格デジタル化	医師、歯科医師等の約30の社会保障等に係る国家資格等は、デジタル社会形成整備法を踏まえた優先的な取組として、資格管理者等が共同利用できる国家資格等情報連携・活用システムの開発・構築を行い、2024年度に、マイナンバーカード・マイナポータルを活用し手続のオンライン・デジタル化を開始する。具体的には、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムとの連携等による資格取得・更新等の手続時の添付書類の省略を目指し、資格所持者が当該資格を所持していることを提示・証明できるようにする。さらに、社会保障等以外の分野を含めた約50の国家資格等について、2023年に成立したマイナンバー法等の一部改正法により、マイナンバーの利用を可能としたところであり、政省令等の所要の整備を実施した上で、順次デジタル化を開始する。	国家資格等のオンライン・デジタル化の拡大	◎				○																										◎			◎		デジタル庁
1-24	技能士資格情報、技能講習修了証明書、建設キャリアアップカードのオンライン、デジタル化	＜厚生労働省＞技能士、技能講習等について、デジタル庁が開発する国家資格等情報連携・活用システムとの連携を開始するため、必要な調整等を実施。 ＜国土交通省＞マイナポータルを経由した建設キャリアアップシステムと「国家資格等情報連携・活用システム」との情報連携に向けて、システム仕様の検討をデジタル庁及び厚生労働省と連携のもと実施。	厚生労働省：オンラインによる受検申請の割合（2026年度：10%） 国土交通省：マイナポータルを経由した建設キャリアアップシステムと国家資格等情報連携・活用システムとの連携を開始。（2026年度）	○	○			◎									◎																◎						厚生労働省、国土交通省

施策番号	施策名	課題・取組概要（スケジュール・効果）	具体的な目標	官デ法第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												デジタル社会形成基本法第4章施策の策定に係る基本方針の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）																デジ手法第４条２項（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）						主担当府省庁名
				10条	11条１項２項	11条３項	12条	13条	14条	15条１項	15条２項	16条	17条	18条	19条	21条	22条	23条	24条	25条	26条	27条	28条	29条	30条	31条	32条	33条	34条	35条	36条	37条	３号	４号	５号イ	５号ロ	６号	７号	
1-25	確定申告の利便性向上に向けた取組の充実	マイナポータルとe-Taxを連携することで、確定申告に必要な各種証明書等のデータを自動入力する仕組みを構築しているところ、この取組を更に充実させ、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組み（「日本版記入済み申告書」（書かない確定申告））の実現を図る。特に、企業等からオンラインで提出された給与所得の源泉徴収票の情報を自動入力する仕組みについては、2023年分確定申告から開始したところであるが、確定申告者が本仕組みの恩恵を受けるためには源泉徴収票がオンラインで提出される必要がある。そのため、引き続き政府を挙げて、企業等に対して源泉徴収票のオンライン提出の働きかけを行う。	e-Taxの利用状況（所得税の申告手続）（80%　2026年度）	○	○		○	◎								○							○	○		◎								◎		○				財務省
1-26	地方公共団体の行政手続オンライン化の推進	国民の利便性の向上を図る観点から、「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」や、引越し等の行政手続のオンライン・デジタル化を推進する。具体的には、先行分野における取組を着実に推進し、マイナポータルの有効な活用方法を含め、先行分野で得られたノウハウや成果を、他の分野における個人・法人による行政情報の収集や行政手続等に順次展開する。また、地方公共団体のシステム改修等の支援により、子育て・介護に関連する手続を含む「特に国民の利便性の向上に資する行政手続」におけるオンライン・デジタル化が全国で急速に進展してきた。引き続き「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」のうち、処理件数の多い手続を中心に、関係府省庁と連携しながらオンライン・デジタル化を推進する。	手続のオンライン・デジタル化の推進	◎	○																◎																		デジタル庁
1-27	引越し手続のオンライン・デジタル化の推進	転出証明書情報の事前通知に関する制度改正を踏まえ、全市区町村においてマイナポータルから転出届の提出・転入予定市区町村への来庁予定の連絡を可能とする「引越し手続オンラインサービス」を2022年度から開始した。引き続き、国民の利便性向上及び市区町村での業務効率化に向け必要な取組を行う。加えて、引越しを行った者が、マイナポータル等で民間事業者に提供同意を示すことで、民間事業者が変更後の住所情報を受領できるサービスの構築を検討する。さらに、2024年度を目途に確実な本人確認や居住実態の確認等に関する課題を踏まえた方策について検討を行った上で、地方公共団体の標準準拠システムへの移行状況も踏まえつつ、転入時に必要な手続を含めた、将来的な完全オンライン化を目指す。	転入時に必要な手続の将来的な完全オンライン化に向けた検討	◎	○																◎																		デジタル庁
1-28	死亡・相続手続のオンライン・デジタル化	2020年度にデジタル・ガバメント分科会で報告した方針等に基づき、関係府省庁や地方公共団体の協力の下、次の施策を推進する。 2021年度中に行われた実証実験等を踏まえて、死亡に関する手続（死亡届及び死亡診断書（死体検案書）の提出）のオンライン・デジタル化に向けて、デジタル庁において、厚生労働省及び法務省とともに課題の整理を行うとともに、オンライン・デジタル化実現に向けた具体的なシステム設計に関する検討を進める。 デジタル庁は、法定相続人の特定に係る遺族等の負担軽減策について、これまでの検討を基に、法務省とともに社会実装に向けた論点整理を行い、その実現を支援する。戸籍情報連携システムを活用した法定相続人の特定に関する支援等を検討する。	死亡診断書・死亡届オンライン・デジタル化の開始	◎				○																														デジタル庁
1-29	在外選挙人名簿登録申請のオンライン化等の検討	公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和６年政令第11号）の施行（施行日：2024年７月19日）に向け関係府省庁及び市町村選管と連携し準備を進め、電子メールの利用等による在外選挙人証の交付等の迅速化を図る。在外選挙人名簿登録申請手続におけるマイナンバーカードの活用については、関係府省庁と連携して検討する。 在外選挙におけるネット投票の検討については、引き続き課題の整理、対応など調査研究を進める。	2024年度は、在外選挙人名簿登録申請手続におけるマイナンバーカード活用の論点の整理を行う 2024年度は、在外選挙におけるネット投票の技術的検討を実施する					◎																			◎											◎	総務省
1-30	「市民カード化」の推進	マイナンバーカードを日常生活の様々なシーンに持ち歩き、安全、安心に様々な形で利用ができるようにする。 図書館カード、印鑑登録証、書かない窓口の実現など、行政による市民サービスにおけるマイナンバーカードの利活用については、自治体が共同利用できるシステムやアプリの提供を行うと共に、推奨すべきケースやソフト/システムを積極的に特定し、当該サービスの全国への展開を積極的に支援する。なお、コンビニ交付サービスや行政手続のオンライン化についても、引き続き推進する。	自治体サービスにおけるマイナンバーカードの利活用の推進					◎													◎				○														デジタル庁
1-31	デジ田交付金による優良ケースの開発及び横展開	自治体によるマイナンバーカードの利活用ケースの開発や優良ケースの徹底的な横展開を進めるため、デジタル田園都市国家構想交付金によりケースの創出を後押しするとともに、容易な調達につながるよう、優良な事例を支えるサービス/システムのカタログやモデル的な仕様書について改定し、各自治体における導入手続の更なる迅速化・円滑化を図る。	デジ田交付金を活用したマイナンバーカードの利活用事例等のFU調査・優良事例（実装や拡充に当たっての工夫含む）の整理及び地方公共団体への情報提供、交付金を活用した実装支援					◎													◎																		デジタル庁
1-32	教育分野でのマイナンバーカード活用	教育分野においても、マイナンバーカードの利便性等についてまとめた教材を関係府省庁で作成し、マイナンバーカードの普及とデジタル・ガバメントの推進を後押しする。また、大学での出席・入退館管理や各種証明書発行等のマイナンバーカード活用の先進事例について周知し、キャンパスのデジタル化を推進する。国立大学法人においては、デジタルキャンパスの推進について第４期の中期目標・中期計画へ記載しており、2026年度から、設定された中期目標・中期計画に基づき、マイナンバーカードの活用を含めた業務の実績について、国立大学法人制度の中で評価を開始し、運営費交付金の配分に反映する。	キャンパスのデジタル化に向けて右記取組の着実な準備・実施					◎										◎								○													文部科学省
1-33	公金受取口座の登録、利用推進	公金受取口座の登録・利用を推進し、給付事務の効率化を図る。 金融機関経由での登録受付については、マイナンバー検証機能※の導入に伴うシステム開発完了後の2024年度末頃に開始する予定。 ※申請者から提示を受けたマイナンバーを用いて、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から取得した情報と申請者情報を照合し、申請者とマイナンバーの紐付けの真正性を検証する機能。 行政機関経由登録（含む特例制度）については、システム開発完了後、順次開始する。	公金受取口座情報を利用可能な公的給付の支給等の種類の数/制度上定められた公的給付の支給等の種類の数 2025年度：100%	◎				○								○							◎			○								◎	○	○		○		デジタル庁
1-34	スマートフォン用電子証明書搭載サービス	スマートフォン用電子証明書サービスについて、2023年５月にAndroid端末への搭載を開始しており、順次対応サービスの拡大を図る。また、iOS端末についても実現に向けた検討を進める。 加えて、マイナンバーカードの電子証明書機能に加え、マイナンバーカードが保有している基本４情報等（氏名、生年月日、住所、性別、マイナンバー、顔写真）をスマートフォンに搭載することを目指す。	iPhone端末へのスマホ搭載の実現 基本４情報等のスマホ搭載の実現		◎			◎																										◎		◎				デジタル庁
1-35	民間ビジネスにおける利用の推進・電子証明書失効情報の提供に係る手数料の当面無料化	マイナンバーカードが持つ本人確認機能の民間ビジネスにおける利用の普及を図るため、手数料の当面無料化、最新の住所情報等の提供、スマートフォン用電子証明書搭載サービスを推進する。 また、エンタメ分野や酒・たばこ販売時の年齢確認サービスなど、各分野における新たなユースケース創出のための実証実験を行う。	民間事業者サービスにおけるマイナンバーカードの利活用の推進					◎														◎																	デジタル庁
1-36	犯収法等における非対面本人確認方法のJPKI一本化	犯罪による収益の移転防止に関する法律、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（携帯電話不正利用防止法）に基づく非対面の本人確認手法は、マイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化し、運転免許証等を送信する方法や、顔写真のない本人確認書類等は廃止する。対面でもマイナンバーカード等のICチップ情報の読み取りを犯収法及び携帯電話不正利用防止法の本人確認において義務付ける。また、そのために必要なICチップ読み取りアプリ等の開発を検討する。加えて、公的個人認証による本人確認を進めるなどし、本人確認書類のコピーは取らないこととする。	犯収法、携帯電話不正利用防止法における本人確認方法の見直し					◎													◎																		デジタル庁、警察庁、総務省

施策番号	施策名	課題・取組概要（スケジュール・効果）	具体的な目標	官デ法第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												デジタル社会形成基本法第4章施策の策定に係る基本方針の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）																デジ手法第４条２項（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）						主担当府省庁名
				10条	11条１項２項	11条３項	12条	13条	14条	15条１項	15条２項	16条	17条	18条	19条	21条	22条	23条	24条	25条	26条	27条	28条	29条	30条	31条	32条	33条	34条	35条	36条	37条	３号	４号	５号イ	５号ロ	６号	７号	
1-37	e-Govでのマイナンバーカード活用	e-Govにおいて、マイナンバーカード利用による利便性向上の方策を検討し、必要な機能改修を行う。	機能改修の実施（2024年10月以降）	◎				◎																			◎						◎				◎		デジタル庁
1-38	マイナンバーの在留関連手続への活用	外国人の在留資格手続では、添付書類の準備のため複数の公的機関等に赴く必要があり、申請者の負担となっている。 2023年のマイナンバー法改正により、外国人の在留資格手続においてマイナンバーを利用することが可能となった。 必要な法令整備及びシステム開発に着手し、在留資格手続におけるマイナンバーの活用により、添付書類の省略による利便性の向上及び正確な情報に基づく円滑な審査の実現を目指す。	2026年度末にマイナンバーを活用した情報連携を開始することを目指す。																				○											◎					法務省
1-39	在留関係手続のデジタル化	在留関係手続について、一時保存機能がないなどの在留申請オンラインシステムの利便性が低いことへの対応が課題となっている。 2024年度及び2025年度のシステム開発については、利便性向上に係るシステム開発を優先して行うところ、定期的に利用者アンケートを実施し、オンライン利用率の向上に向けて、利便性の向上を図る。	2024年度の在留申請オンラインシステム利用率を25%とする。	◎																													◎						法務省
1-40	マイナンバーカードの国外継続利用	2026年10月に在外公館に統合端末を設置するための規模やシステム改修の検討を進める。また、国外転出者のマイナンバーカードのオンライン申請について検討を進める。	2024年５月のマイナンバーカードの国外利用及び在外公館でのマイナンバーカードの交付等の開始を受け、国外転出者の円滑なマイナンバーカードの申請・交付等を行うため、2026年10月に在外公館に統合端末を設置することとし、そのためのシステム改修等の検討を進める。また、マイナンバー制度を活用した円滑な領事業務の在り方の検討を進める。					◎																			◎											◎	総務省
1-41	次期マイナンバーカードの検討	2024年３月の「次期個人番号カードタスクフォース」の最終取りまとめをふまえ、個人番号カードの導入から10年を迎える2026年をひとつの視野に入れ、様々な関連システムの対応等に十分考慮し、極力、早期の安全で利便性の高い魅力ある次期個人番号カードの導入を目指す。	魅力ある次期個人番号カードの導入の実現					◎									○					◎		○															デジタル庁
1-42	マイナンバーカードに係る広報の強化	全業所管府省庁を通じ、関係業界団体等に対してマイナンバーカードの普及や、企業等におけるマイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を要請する。 また、引き続き、カードを保有するメリットや安全性等はもとより、新たに広がる利活用の方法などについても、国民・自治体・民間事業者に、それぞれ分かりやすく伝えられるよう、マイナンバーカードに係る広報を強化する。 特に、より質の高い医療の実現のため、一人でも多くの国民の皆様にマイナ保険証のメリットを周知するとともに実感して利用いただくことが重要であり、医療機関・薬局、保険者、事業主、行政など、医療に関わる全ての主体が一丸となって、マイナ保険証の利用促進に取り組む。	マイナンバーカードに係る広報の強化					◎																																デジタル庁
1-43	ベース・レジストリ（公的基礎情報データベース）の整備・利用促進	ベース・レジストリについて、2024年通常国会で成立したデジタル社会形成基本法等の一部改正法に基づき、多数の手続において参照され、国民の利便性向上や行政運営の改善に資するものについて、2025年夏までに、公的基礎情報データベース整備改善計画（「整備改善計画」）を策定し、総合的かつ計画的に整備や利用を推進する。ベース・レジストリを構成するデータの品質を確保するため、①標準化に係る横断的な基準等を策定するデジタル庁②データベースを構成するデータの元となる情報を所管し、その内容を正確かつ最新に保つ行政機関③標準化に適合し、利用環境を担保したデータベースやシステムを整備・管理する行政機関について、果たすべき役割や具体的な取組を検討し、整備改善計画において定める。	2025年夏までに、公的基礎情報データベース整備改善計画の策定													○								◎			◎							◎	○	◎			デジタル庁
1-44	商業・法人登記データベース、不動産登記関係データベース、住所・所在地関係データベース	商業・法人登記情報は2025年度、不動産登記情報は2027年度以降順次全ての行政機関がデータにアクセスする環境（2025年度から不動産登記情報の提供を年次で行うことを含む。）を整備するため、デジタル庁・法務省でシステム整備を検討する。法施行後直ちに整備改善計画を策定し、デジタル庁・法務省で当該計画に基づく利用目的の特定又は変更を行う等の個人情報の適正な取扱いの観点から必要な対応を行う。 地方公共団体の協力を得て、デジタル庁は総務省等の関係府省庁と連携し2024年度中に町字情報を整備した上で、地方公共団体から町字の変更について提供を受けデータの最新性を保つ。2025年度以降の行政機関の町字情報利用や町字以外の情報整備に関する方針を検討する。 支援情報に関しマイナポータルとのシステム統廃合を行う。	年約5,000万件の手続の効率化 電子申請等において、2030年までに500手続で住所・所在地関係データベース（アドレス・ベース・レジストリ）を参照													○								◎			◎							◎	○	◎			デジタル庁
1-45	ベース・レジストリ（公的基礎情報データベース）運用体制	政府として効果的に整備を行うため、政府が策定する公的基礎情報データベース整備改善計画において、データベースの整備等を行う関係行政機関の責務とともに、国立印刷局の果たすべき役割を定め、これに基づき、国立印刷局が住所・所在地関係データベース及び商業・不動産関係データベースの運用事務（「データの加工、記録、保存及び提供」をいう。以下同じ）を担えるようにする。特に、住所・所在地関係データベースについては、2024年度に国立印刷局において運用体制構築のための準備行為を行うとともに、2025年度以降、国立印刷局が同データベースの運用事務を担う。	2024年度に国立印刷局において運用体制構築のための準備 2025年度以降、国立印刷局が同データベース運用													○								◎			◎							◎	○	◎			デジタル庁
1-46	事業者向けポータル（仮称）の機能検討・開発	個人向けの行政サービスは、マイナンバーカードとマイナポータルに集約されている一方、事業者向けの行政サービスについては、各府省の情報が散逸している。事業者の行政サービスの利用体験を改善し、利用者中心の行政サービスを実現するため、2024年度中に事業者の行政サービスの体験整理を行い、事業者が手続を行う際のポータルである「事業者向けポータル」を整備することを前提に、2024年度に検討・モックアップ作成を行う。2025年度以降に、事業者がワンストップで様々な行政サービスにアクセスできる環境の構築を目指す。	事業者目線での行政手続に関する事業者向けポータルの検討（2024年度モックアップ構築） 各府省の行政手続・補助金の事業者向けポータルへの掲載	◎	◎																				◎														デジタル庁
1-47	ガバメントソリューションサービス（GSS）	行政機関における、生産性やセキュリティの向上を図るため、デジタル庁は、最新技術を採用しつつ、各府省庁の環境の統合を順次進めることにより、政府共通の標準的な業務実施環境（業務用PCやネットワーク環境）を提供するサービスであるGSSを提供する。 各府省庁は、引き続き、ネットワーク更改等を契機に、原則、この環境への移行を進める。 さらに、GSSは、府省間ネットワーク、ガバメントクラウドへの接続、府省LAN等政府のネットワーク基盤として、サービスを安定的に提供することが不可欠となっている。今後の利用省庁やユーザー数等の増加に対応するため、ネットワークの強化や、各府省庁の人的協力を得て保守・運用体制の充実化を進めるとともに、GSS情報ポータル等利用者向けのサービスの利便性向上に取り組む。	2024年度末までに、内閣法制局、金融庁、総務省のGSS移行完了						◎														◎														◎		デジタル庁
1-48	国・地方公共団体等のガバメントクラウド移行	2024年度は、引き続き地方公共団体による先行事業等を実施するともに、各府省庁や地方公共団体等の情報システムについて、業務の見直し及び費用削減の努力を徹底した上でのガバメントクラウドへの移行を進めるほか、ガバメントクラウドテンプレートや利用ガイド等の拡充、移行支援体制の整備等を実施する。 なお、各府省庁の情報システムにおけるクラウドサービスの利用の検討に当たっては、ガバメントクラウドの活用を検討することとし、クラウド化等を進める場合には、構築の迅速性・柔軟性の向上、高いセキュリティの実現、コスト効率の向上など、クラウド化の効果追求を図る。 また、各府省庁の情報システム以外についても、適切な費用負担のもとガバメントクラウドを活用できる仕組みを検討し、2025年度からの利用を目指す。	①ガバクラ移行予定業務システム数（＝各府省庁のシステム数＋地方公共団体20業務数） 2024年度末までに10,612業務システムがガバメントクラウド上で稼働（国112、地方10,500） ②ガバメントクラウド上での基盤経費削減額（各府省庁のシステム） 2024年度末10.6億円 ※2024年度中までに本番稼働したシステムが対象、新規システムは対象外						◎														◎																デジタル庁

施策番号	施策名	課題・取組概要（スケジュール・効果）	具体的な目標	官デ法第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												デジタル社会形成基本法第4章施策の策定に係る基本方針の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）																	デジ手法第４条２項（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）						主担当府省庁名
				10条	11条１項２項	11条３項	12条	13条	14条	15条１項	15条２項	16条	17条	18条	19条	21条	22条	23条	24条	25条	26条	27条	28条	29条	30条	31条	32条	33条	34条	35条	36条	37条	３号	４号	５号イ	５号ロ	６号	７号	
1-49	レガシーシステム脱却・システムモダン化協議会（仮称）	IPAを事務局として、IPAを所管するデジタル庁と経済産業省（ベンダーも所管）、業種所管省庁の参画を得て、「レガシーシステム脱却・システムモダン化協議会（仮称）」を立ち上げる。同協議会において、レガシーシステムの現状と業種特有および横断的な課題の把握、対応策を検討する。 こうした取組を通じて、デジタル化に係るユーザー（需要側）、ベンダー（供給側）の双方を含めた産業全体のモダン化を進め、セキュリティやレジリエンスの向上、多重下請構造からの脱却と賃金上昇、デジタル人材の育成、産業全体の即応性・適応性、生産性・効率性の向上を実現することで、デジタル化に係る産業の今後の発展やイノベーションの基盤とすべく進めていく。	2025年６月を目途に、レガシーシステム脱却・システムモダン化協議会（仮称）を通じて、レガシーシステムの現状と課題および対応策を整理する。																	◎	◎						○												経済産業省
1-50	政策ダッシュボード等を活用したアジャイルな政策のモニタリングと推進	我が国の政策におけるデータを活用した進捗の指標化・計測・見える化等の推進が政府内で必要とされている背景を受け、デジタル庁は2022年度から2024年度にかけて、デジタル政策を中心にデータの可視化と分析を目的とした政策ダッシュボードの開発、運用、公開を順次推進している。 今後は、本取組を更に推し進め、各政策における成果のデータによる見える化を加速させる。デジタル庁の専門人材等が持つ専門性を生かした助言、データ基盤の整備拡大、ガイドブック等によるノウハウの公開等、各府省庁の政策ダッシュボードの作成・公表を支援していく。	政策ダッシュボードを利用、公開等を実施した政策の件数（累計）：2025年度までに15件 政策ダッシュボード掲載ページの閲覧数（累計PV数）：2025年度までに15万PV																				◎																デジタル庁
1-51	Visit Japan Webによる入国手続の効率化	訪日外国人が急増する中、デジタルツールも活用し、入国手続（CIQ手続）の利便性等を一層高めていく必要がある。 そのため、Visit Japan Web（入国手続に係るオンラインサービス）については、利便性向上のため、2024年１月に入国審査・税関申告のための２次元コードの統一を行ったところ、これを活用して入国手続における「重複の解消」と「手続時間の短縮」を実現するため、関係省庁で連携の上、2024年度中に「統一された２次元コードを読み取るための新たな端末」を東京国際空港、成田国際空港及び関西国際空港に導入し、さらに、2025年度以降、順次拡大を検討し、ワンストップでの入国手続完結を実現する。	システムの稼働率：99.9%以上 システムの登録率：30%以上						◎																	◎								◎				デジタル庁
1-52	調達ポータル利活用の推進	現在調達ポータルは、国の調達のうち、電子調達システムで処理を行った物品・役務の調達にかかるポータルサイトとしての機能を実装している。 2025年度に公共工事電子入札システムの統合に向けた調査研究が実施される予定であることから、当該システムの検討状況を踏まえ、当該システムと調達ポータルの連携の可能性を2025年度末までに検討する。 これにより、調達ポータルが国の調達全般にかかるポータルサイトになることから事業者への利便性向上が見込まれる。	2025年度に公共工事電子入札システムの 統合に向けた調査研究が実施される予定であることから、当該システムの検討状況を踏まえ、当該システムと調達ポータルの連携の可能性を2025年度末までに検討する								◎															◎											◎	デジタル庁
1-53	法人共通認証基盤（GビズID）の普及	事業者等の法人（個人事業主を含む。）が、様々なサービスにログインできる認証サービスを実現する「GビズID」について、2024年度中に事業所や支社単位での手続を可能とするとともに、行政書士等の代理人への委任ができるよう機能の拡充を行う。加えて、商業登記電子証明書との連携のための整備を進める。また、民間サービスとの連携に関する実証を行い、今後の在り方について検討を進める。	ほぼ全ての法人がGビズIDを取得（2025年度）	◎		○																◎											◎						デジタル庁
1-54	事業者向け行政手続・補助金の電子申請対応	各府省庁における事業者向け行政手続及び補助金の効率的な電子申請対応については、デジタル庁が用意した調査ツールであるDXSにて各府省庁の状況調査を行い、その調査結果を踏まえ、電子申請化における支援を行う。 事業者向け補助金申請については、2023年度秋の行政事業レビュー及びデジタル行財政改革中間とりまとめの内容を踏まえ、2024年度中にJグランツを改修し対応可能な補助金の種類数を増加させることで、2025年度以降、各府省庁において、全ての補助金における電子申請対応を原則とすることとし、事業者による電子申請率の向上を図る。	事業者向けの行政手続における電子申請対応率の向上 2025年度以降、事業者向け補助金における電子申請対応の原則化	○																	○	○		○																デジタル庁
1-55	Jグランツの利便性向上	汎用的な補助金申請システム（Jグランツ）について、2024年度、UI/UX改善を行うことで申請時の事業者・事務局双方の負担軽減を図り、より多くの補助金・助成金事業で利用可能となるようシステム処理能力のパフォーマンス改善を行う。また、補助金・助成金等の交付手続の迅速化・効率化のほか、災害等の緊急時に、事業者に対する迅速な給付金等の振込み・払込みを可能にするため、事業者の存在確認済みの預貯金口座情報を、Jグランツに登録できるようにする。	1,400補助金でJグランツを利用（2024年度）	◎		○																◎											◎						デジタル庁
1-56	非地上系ネットワークの推進	デジタル田園都市国家インフラ整備計画（2023年４月改訂）に基づき、衛星通信・HAPS等の非地上系ネットワーク（NTN）の早期国内展開（2025年度以降）に向け、制度整備や周波数の確保、更には研究開発の加速が必要。 このため、周波数の国際的な調整を行う世界無線通信会議（WRC-23）（2023年11月-12月開催）において、衛星通信・HAPS用として利用可能な周波数の拡大を推進するとともに、2023年度から、情報通信審議会等において制度整備に向けた技術的条件の検討を開始。 また、技術的な対応が必要となる課題の解決に向け、研究開発や技術実証を推進。	大阪・関西万博でのHAPSの実証・デモンストレーションの実施（2025年度） 衛星通信に係る周波数確保、制度整備等								◎											◎								○	○								総務省
1-57	高度情報通信ネットワークの事故・災害対策	国民が平時から安心して情報通信ネットワークを利用することができ、また、災害時においても家族等との連絡手段や必要な情報の入手・発信の手段、関係機関による復旧活動における連絡手段等として利用することができるよう、電気通信事故の検証や停電対策など電気通信設備が満たすべき基準の運用等を通じ、安全・安心で信頼できる通信インフラの構築・運用等を推進する。 また、災害発生時におけるMIC-TEAM（災害時テレコム支援チーム）や携帯基地局等の電源確保のための移動電源車の派遣、災害対策用移動通信機器の配備等について促進する。	安全・安心で信頼できる通信インフラの構築・運用等を推進 大規模災害発生時の避難所等の通信確保					◎							◎	◎																					総務省
1-58	ポスト5G情報通信システムの研究開発・推進	第５世代移動通信システム（5G）は各国で商用サービスが開始されている中、さらに超低遅延や多数同時接続といった機能が強化された5G（ポスト5G）は工場や自動運転といった多様な産業用途への活用が見込まれており、我が国の競争力の核となり得る技術と期待されている。ポスト5Gに対応した情報通信システムの中核となる技術を開発することで我が国のポスト5G情報通信システムの開発・製造基盤強化を目指す。特に通信においては2023年度にオープンRANに関する海外でのPoC含む研究開発を開始しており、国際連携を通じて日本が強みを持つオープンRANの普及展開に取り組む。また、今後通信データ量の増大に伴い、消費電力の削減が求められている基地局の省エネ化技術やローカル5Gの普及拡大等を目指し技術開発を行っていく。	有識者の意見に基づき開発テーマごとに設定した目標の達成率が（先端研究を除き）80%を達成する 本事業で開発した技術が各採択テーマ終了後おおむね３年時点で（先端研究を除き）50%以上実用化する								◎																				◎							経済産業省
1-59	DXにおけるプライバシー保護の取組	デジタル庁においては、新たな制度やシステムの構築の際、個人情報保護の観点をより一層組み込んでいく考え方（プライバシー・バイ・デザイン）の徹底を図る。 これを実現するため、体制・プロセスの整備、専門人材の活用、有識者の知見収集等に取り組むほか、研修等を通じ職員のリテラシー向上に努めることにより、個人情報保護とのバランスを踏まえた安全安心な行政サービスを提供するとともに、不適切な取扱いの防止に努める。 なお、社会全体のDX推進に際しては、データの利活用と個人情報保護のバランスが重要であり、デジタル庁は、デジタル社会の実現に関する司令塔として、引き続き関係機関等と連携を図る。	プライバシー・バイ・デザイン対応プロジェクト数　30件				○	○																			◎											デジタル庁

施策番号	施策名	課題・取組概要（スケジュール・効果）	具体的な目標	官デ法第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												デジタル社会形成基本法第4章施策の策定に係る基本方針の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）																デジ手法第４条２項（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）						主担当府省庁名
				10条	11条１項２項	11条３項	12条	13条	14条	15条１項	15条２項	16条	17条	18条	19条	21条	22条	23条	24条	25条	26条	27条	28条	29条	30条	31条	32条	33条	34条	35条	36条	37条	３号	４号	５号イ	５号ロ	６号	７号	
1-60	インターネット上の偽・誤情報対策の推進	デジタル空間における情報流通の健全性確保に向けた今後の対応方針と具体的な方策について検討するため、2023年11月から「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」において検討を開始している。 同検討会は2024年夏頃までに取りまとめを予定しており、本取りまとめを踏まえ、プラットフォーム事業者の取組の透明性・アカウンタビリティの確保、ファクトチェックの推進、技術・研究開発の推進、デジタル広告に関する課題への対応、国際的な連携強化に加え、子供から高齢者までの幅広い世代におけるリテラシー向上など、総合的な対策を進める。	インターネット上の偽・誤情報に対する総合的な対策の推進																																				総務省
1-61	インターネット上の違法・有害情報への対策の推進	インターネット上の違法・有害情報への対応として、削除対応の迅速化や運用状況の透明化を大規模プラットフォーム事業者に義務付けるための情報流通プラットフォーム対処法（プロバイダ責任制限法の一部改正）に基づき、省令等の制度整備や、ガイドライン等を通じどのような情報を流通させることが法令違反や権利侵害となるのかの明確化、及びそれらの適切な運用を図るなど、プラットフォーム事業者に対する実効的な対策を推進する。	インターネット上の違法・有害情報への総合的な対策の推進																			○																	総務省
1-62	アナログ規制の横断的な見直し	アナログ規制の見直しについては、引き続き「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」に沿った見直し作業を進め、工程表に定められたアナログ規制見直しを完了する。	デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直し条項：2024年度末 6,285条項	◎																												◎	◎						デジタル庁
1-63	地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直し支援	地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しについて、全国の取組を更に推進する観点から、地方公共団体と連携し、アナログ規制の見直しに係るモデル的な条例等案の作成・共有に向けた分析調査を実施し、当該調査結果等を踏まえ、「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル（2023年12月改訂）」を改訂する等、必要な支援を行う。	2024年度に実施する全国の地方公共団体の取組状況調査の結果を踏まえて設定予定	◎																												◎	◎						デジタル庁
1-64	デジタル法制審査	新規法令等のデジタル原則適合性確認プロセス（デジタル法制審査）について、各府省庁は、デジタル規制改革推進の一括法を踏まえ、指針に基づき、テクノロジーマップ・技術カタログを適切に活用しつつ、アナログ規制について点検するとともに、法令等の立案段階からデジタル原則に適合した運用を見据えた業務・システムの設計等が行われるように情報システムの整備が見込まれる行政手続を定める規定等について点検を実施し、点検結果をデジタル庁に提出する。 デジタル庁は、これまでのアナログ規制の見直しやそのための技術実証の結果等を踏まえ、各府省庁や地方自治体に対して、業務・システムを含む法令の運用面での更なるデジタル化の促進、アナログ規制点検ツールの開発・展開等の支援を行うとともに点検結果を公表する。	アナログ規制を課す条項の新設防止																													◎							デジタル庁
1-65	行政手続のデジタル完結	年間件数１万件以上の申請等及びそれに基づく処分通知等について、2023年12月に取りまとめた「行政手続のデジタル完結に向けた工程表」に基づきオンライン化に取り組み、工程表に定められたデジタル完結を実現する。	申請から処分通知までのデジタル完結を実現した手続の件数：2024年度末 786件、2025年度末 1,160件	◎																												◎	◎	○				○	デジタル庁
1-66	トータルデザインで目指す姿（スマートフォンで60秒で手続が完結）	行政関連手続における「スマートフォンで60秒で手続が完結」「７日間で行政サービスを立ち上げられる」「民間並みのコスト」実現に向けて、データの分散管理やセキュリティ、個人情報保護、災害等に対する強靭性の確保をしつつ、毎年、重点分野を定めて、システム・制度・業務の三位一体で業務効率化、利便性・利用者体験の向上を図る。 具体的にまずは、出生・子育て分野の手続のうち、多くの国民が申請・届出を行う手続に関し、2025年度を目途に、コネクテッド・ワンストップによる申請ができる環境を整備する。	2025年度を目途に、主な出生・子育て分野の手続に関し、コネクテッド・ワンストップ申請の環境を整備する。	◎			○			○	○											○	○	◎		○							◎						デジタル庁
1-67	戸籍の記載事項への振り仮名の追加	行政機関等が保有する氏名の情報の多くは漢字で表記されているところ、漢字には様々な字体があるため、検索に時間を要していたが、氏名の振り仮名を戸籍上一意に公証することで、データベース上の検索等の処理が容易になる。 氏名の振り仮名を戸籍の記載事項とする「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が、2023年６月９日に公布されたところ、公布後２年以内の施行に向けて、市区町村の戸籍情報システム改修や関係する規則改正などの準備を着実に進めていくとともに、公布後３年以内に実現することとされているマイナンバーカードへの氏名の振り仮名記載及び希望者に対するローマ字表記の実現のため、関係府省庁と連携し、必要な準備を進める。	2025年５月時点における全ての国民に、2026年８月を目途にその戸籍に振り仮名を記載する。	◎				○														○	○			◎								○				○	法務省
1-68	登記情報システムに係るプロジェクトの推進	行政機関等への法令に基づく手続では登記事項証明書の添付を求めるものが多く、その入手の費用・時間等が利用者の負担となっており、国の行政機関等では登記情報連携の利用等により添付省略が進んでいるが、地方公共団体では添付を求める手続が依然多い。また、登記情報の確認のための公用請求による登記事項証明書の取得が、地方公共団体を始め行政機関等の事務負担となっている。法務省とデジタル庁は、登記情報連携の利用推進及び地方公共団体への大幅な利用拡大により添付省略を更に推進するほか、公用請求の代替として登記情報連携の利用の検討を進め、地方公共団体での試行を拡大する。 所有者不明土地問題等の社会的要請への対応に配慮しつつ、登記情報システムの更改を契機として、システム構成の見直し等による運用等経費の削減を進める。	添付省略を目的とした登記情報連携の利用対象となる地方公共団体の大幅な拡大（2024年度において前年度比で倍増以上） 公用請求の代替として登記情報連携が利用可能となる地方公共団体の拡大（2024年度中に被災自治体以外でも試行実施） 登記情報システムの運用等経費の削減（2025年度において2020年度比で３割を削減）							◎												◎			○								◎						法務省
1-69	商業登記電子証明書の普及等	2023年度までに、商業登記電子証明書について、リモート署名方式の導入に係る課題等の整理を行うとともに、同電子証明書に係る認証局の更改にむけた作業を開始したところである。これらの整理等を踏まえて、GビズIDとの連携を前提に、2024年度においても引き続き同認証局の更改に向けた作業を実施し、2025年度中に同認証局の更改を行うとともに、2026年度までの可能な限り早期にリモート署名の実現を目指す。	商業登記電子証明書の認証局の更改（2025年度） リモート署名の実現（2026年度）	◎		○																										◎							デジタル庁
1-70	デジタルライフライン全国総合整備計画	「デジタルライフライン全国総合整備計画」に沿って、各府省庁が一体となって実証段階から実装への移行を加速し、デジタル時代の社会インフラであるハード・ソフト・ルールにわたるデジタルライフラインの全国整備を推進する。この際、共通の仕様や規格等を策定し、合意が得られた仕様については事業者等に準拠を求めることを基本とする。2024年度から先行的な取組「アーリーハーベストプロジェクト」を開始し、送電網や河川上空におけるドローン航路の整備や新東名高速道路の一部区間等における自動運転サービス支援道の設定、関東地方の都市におけるインフラ管理のDXの実現等を目指し、その成果の他地域への横展開を進める。また、災害からの創造的復興を目指し、石川県における奥能登デジタルライフラインの整備を一つのモデルとして支援する。	2024年度中に、 ・送電網等における180kmのドローン航路の整備 ・新東名高速道路の一部区間における100kmの自動運転サービス支援道の設定 ・関東地方の都市における200㎢の地下インフラのデジタルツイン構築を進める。			○				◎						◎																								経済産業省
1-71	自動物流道路の構築	物流危機への対応や温室効果ガス削減に向けて、新たな物流形態として、道路空間を活用した「自動物流道路」の構築に向けた検討を進める。	10年後の実現を目指す。																			○	◎															国土交通省
1-72	ETC専用化の推進	国土交通省及び高速道路６社では、料金所における業務の効率化や渋滞の解消等を図るため、高速道路のETC専用化による料金所のキャッシュレス化を計画的に推進している。 引き続き、周知・広報やETCの利用環境の整備などを実施しながら、導入状況なども踏まえ料金所のキャッシュレス化を順次拡大していく。	ETC専用料金所を順次導入し、ETC専用化による料金所のキャッシュレス化を推進していく。																			○	◎															国土交通省

施策番号	施策名	課題・取組概要（スケジュール・効果）	具体的な目標	官デ法第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）											デジタル社会形成基本法第4章施策の策定に係る基本方針の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）																デジ手法第４条２項（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）						主担当 府省庁名
				10条	11条 １項 ２項	11条 ３項	12条	13条	14条	15条 １項	15条 ２項	16条	17条	18条	19条	21条	22条	23条	24条	25条	26条	27条	28条	29条	30条	31条	32条	33条	34条	35条	36条	37条	３号	４号	５号 イ	５号 ロ	６号	７号	
1-73	中長期の視点で全体最適となる「国・地方を通じたデジタル基盤」としてのネットワークの実現	今後、国・地方の更なる連携強化やコスト効率化、セキュリティ強化、サービスレベルの向上を実現するため、「2030年頃の国・地方のネットワークの将来像」（注１）の実現に向け、以下の取組を着実に進める。 ・国・地方の適切な役割分担の下、国が主体的に整備するネットワーク基盤の共用化の検討 ・地方のネットワーク上のシステムへのゼロトラストアーキテクチャの考え方の導入に向けた調査・分析・検証 ・行政職員がシステムの構築・運用に必要な技術研鑽等が可能な人材育成環境の整備 等について、可能なものから速やかに実施する。あわせて、将来像への移行プロセスの具体化、安定的かつ持続的な運用管理体制、情報セキュリティポリシーガイドライン（注２）等について更なる検討を行う。 （注１）「国・地方ネットワークの将来像及び実現シナリオに関する検討会 報告書」（令和６年５月）参照 （注２）「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（総務省）	国・地方の新たなネットワークへの移行を2030年頃に実現できるよう、検証等を可能なものから速やかに実施						◎												◎																デジタル庁
1-74	行政の手続におけるキャッシュレス化の推進	デジタル庁において政府共通決済基盤を構築し、2023年度に地方公共団体へ納付する手数料の取扱いを開始。 引き続き地方公共団体での利用拡大を図るとともに、各府省庁におけるキャッシュレス化が効率的・効果的に実施されるよう、政府共通決済基盤の国庫納付への対応に向けた検討を行い、必要な設計・開発を進める。	政府共通決済基盤における国庫納付機能について、2025年度からの設計・開発に向けて引き続き検討を行う。	◎																			◎													◎		デジタル庁
1-75	社会保険診療報酬支払基金の改組	「医療DXの推進に関する工程表」に記載された施策に係る業務を担う主体について、社会保険診療報酬支払基金を審査支払機能に加え、医療DXに関するシステムの開発・運用主体の母体とし、抜本的に改組する。この改組に当たっては、地方関係者等の参画を得つつ、国が責任を持ってガバナンスを発揮できる仕組みを確保し、絶えず進歩するIoT技術やシステムの変化に柔軟に対応して一元的な意思決定が可能となる仕組みとするとともに、既存の取組を効果的に取り入れられるよう、体制を構築する。この観点から、具体的な組織の在り方、人員体制、受益者負担の観点を踏まえた公的支援を含む運用資金の在り方等について速やかに検討し、必要な措置を講ずる。	医療DXに関するシステムの開発・運用主体として抜本的に改組するため具体的な組織の在り方について速やかに検討する。						◎													◎													◎		厚生労働省
1-76	デジタル庁・各府省共同プロジェクトの推進	デジタル庁は、登記情報システム、国税情報システム、社会保険オンラインシステム、ハローワークシステム、特許事務システム等、運用等経費の大きい情報システムや、デジタル庁の技術的知見や共通基盤を生かした整備を要する等の情報システムについて、各府省と共同でプロジェクトを推進することで、レガシーな構造の刷新や情報システムの経費削減、利用者の利便性向上、行政の効率化等を勘案した費用対効果の最大化、共通機能の活用、クラウド化、UI/UXの改善などを促進する。	各府省と共同でプロジェクトを推進することで、レガシーな構造の刷新や情報システムの経費削減、利用者の利便性向上、行政の効率化等を勘案した費用対効果の最大化、共通機能の活用、クラウド化、UI/UXの改善などを促進	○						◎											○	○				◎												デジタル庁
1-77	情報システム整備方針を踏まえた独立行政法人の情報システムの整備及び管理の推進	デジタル庁は、総務省と協力し、主務大臣が実施する目標策定・評価に関与する。2023年度までに全ての独立行政法人についてPMOの設置や情報システム整備方針への準拠等を目標に盛り込んでおり、2024年４月時点で全87法人中82法人が設置済みとなっている。 各主務大臣は、引き続き、目標の策定又は変更（情報システムに関係する変更の場合に限る。）に当たりあらかじめデジタル庁に協議するとともに、評価の結果をデジタル庁に遅滞なく通知し、デジタル庁は必要に応じて情報システムに関係する意見を述べる。これらの取組を通じ、情報システム整備方針を踏まえた独立行政法人におけるデジタル化を推進する。	PMO設置法人数（全87法人での設置） 独立行政法人における情報システム整備方針を踏まえた情報システムの整備及び管理の実施	○						◎											○	○				◎												デジタル庁
1-78	電子契約システム（工事・業務）の利便性向上による電子契約の普及促進	電子契約システム（工事・業務）について、利用者の要望を踏まえた各種機能改善を実施し、利用者の利便性向上による電子契約の更なる普及を目指した対応を進める。 次期システムへの切替えに伴い、ガバメントクラウドへの移行に必要な対応を進める。 モダン化改修の実施に要する設計開発期間が想定を上回るため、2026年８月後半からガバメントクラウド上での本番運用開始を目指すこととしている。	電子契約率の向上と維持（電子契約率60%） ガバメントクラウドへの移行（2026年８月後半からの本番運用開始を想定）	◎																	◎																◎	デジタル庁
1-79	情報公開事務のデジタル化	総務省と各府省等との間で整理してきた標準的な事務フローも踏まえつつ、総務省のフォローのもと、関係府省において、公文書管理のデジタル化の検討の進展に対応して、業務のプロセス全体が効率化されるよう業務改革（BPR）を行いながら、可能なものから順次措置を講じていく。	各府省等における情報公開法に基づく事務のデジタル化の推進																					◎													総務省
1-80	国家公務員の人事管理情報のデジタル化	国家公務員の人事管理分野は、事務手続全体の電子化や府省等共通の仕組みの構築等を通じたデジタル化による業務の効率化の余地は大きい。また、職員の働き方やキャリアの希望等に配慮した人事管理が重要となってきており、人事管理情報をシステムで蓄積・管理することが有効である。 これらを踏まえ、各府省等が共通的に使用する機能の共通システム化の範囲やスケジュールを始め、人事管理業務に係るシステム化全体の将来設計を2024年度中に整理し、段階的に実装を進める。 その際、職員情報管理機能は共通システムとして整備・運用することとし、人給システムの活用も含め最適な在り方を検討する。 また、勤務時間管理機能は各府省等の勤務時間管理を一層効率化するシステムとして再構築・共通システム化することとし、具体的な内容を検討する。	人事管理業務の効率化による事務負担の削減 求められる人事管理の在り方の変化への対応 人事管理に係る情報システムに対する投資の効率性確保						◎													◎			◎										◎		内閣官房、デジタル庁、人事院
1-81	職員ID基盤の実現	現状、各府省庁の情報システムのID管理・認証機能はシステムごとに整備されているが、システム整備の効率化・迅速化や、職員の業務効率化、多様な人材への対応等を図るため、政府全体として統合化された職員ID基盤を整備する。 2023年度には、政府職員等にIDを付与する際に本人の一意性を確保しながら、各府省庁で政府職員等の属性情報を管理するアーキテクチャの検討を行った。また、2024年度には、検討結果に基づいて職員ID基盤の実現に向けたシステム整備を開始すると共に、デジタル庁と各府省庁の役割分担等の整理を目指す。	2025年度には、デジタル庁の政府職員を対象に職員ID基盤を整備し、先行する情報システムで利用を目指す。																			◎				○									◎		デジタル庁
1-82	公共工事電子入札システムの統合	現在、政府内に公共工事分野における公共調達の電子入札システムが複数存在している状況。 2028年度を目標に公共工事分野における電子入札システムの整備・運用等経費の削減を図るために各省電子入札システムの更改にあわせシステム統合を行う。 このため、デジタル庁及び関係府省（文部科学省、農林水産省、国土交通省及び防衛省）は、2023年度から統合の基盤となるシステムをガバメントクラウド上へ整備する設計開発調整を行うとともに2025年度を目標に統合に向けた調査研究を実施する。	統合による整備・運用等経費の削減※2021年度より、約６億円のコスト削減							◎												◎													◎		デジタル庁
1-83	会計DX	各府省共通業務のデジタル化推進の一つとして、各府省の会計業務のDXについても推進する中で、重複入力や紙の介在等の非効率な業務が残存し、会計に関するデータ利活用の妨げとなっている各府省の予算執行管理を対象として、徹底的なBPRやデータの統合・利活用等について検討を進める。	会計業務の効率化（具体の目標は調査研究を踏まえ設定） 会計データの統合・利活用（同上）							◎	○														○													内閣官房

施策番号	施策名	課題・取組概要（スケジュール・効果）	具体的な目標	官デ法第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												デジタル社会形成基本法第4章施策の策定に係る基本方針の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）																デジ手法第４条２項（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）						主担当 府省庁名
				10条	11条 １項 ２項	11条 ３項	12条	13条	14条	15条 １項	15条 ２項	16条	17条	18条	19条	21条	22条	23条	24条	25条	26条	27条	28条	29条	30条	31条	32条	33条	34条	35条	36条	37条	３号	４号	５号 イ	５号 ロ	６号	７号	
1-84	公文書管理のデジタル化	行政文書の電子的管理についての基本的な方針（平成31年総理決定）及び公文書管理委員会での議論を踏まえ、制度面においては、政令、ガイドラインを改正し、デジタル化に対応した文書管理のルールの整備・浸透を図るとともに、システム面においては、デジタル庁及び内閣府が中心となり、公文書管理に係るシステム整備の在り方について検討を進め、2023年度に、業務・システムの要件定義を行った。 2025年度からシステムの設計開発を行い、2026年度に新たなシステムの段階的導入が開始できるよう、2024年度はシステムの性能面を含めた実現性を確認する機能検証を実施するなど、引き続き、デジタル庁及び内閣府において必要な取組を進め、制度及びシステムの両面から、デジタルを活用した確実かつ効率的な公文書管理の実現を目指す。	2026年度　新たに整備する行政文書の管理のための情報システムの段階的導入の開始							◎																										○	◎	内閣府、デジタル庁
1-85	警察業務のデジタル化	警察共通基盤上へのシステムの共通化・集約化を進めるとともに、更なる警察業務のデジタル化を図り、国民の利便性の向上や負担軽減、事務処理の効率並びにコスト削減を進める。 これまでに運用を開始したシステムのうち、運転者管理システムは2024年度末まで、遺失物管理システムは2026年度末までに全都道府県警察での運用を開始。 2023年度末から警察行政手続オンライン化システムの整備を進めているところ、2025年中の運用開始を目指し引き続き推進。 クレジットカード納付やペイジー納付等の導入に向け、警察共通基盤の活用とその具体的措置の検討を2023年度末までに行ってきたところ、引き続き、交通反則金の納付方法の多様化に向け、具体的措置の検討と関係府省庁との調整等を進め、必要な措置を実施。	警察共通基盤上で全国の都道府県警察において運用開始 ・運転者管理システム：2024年度末まで ・遺失物管理システム：2026年度末まで 警察行政手続オンライン化システム　2025年末までに運用開始 交通反則金の支払い方法拡大：調整等がまとまり次第、必要な措置を講ずる。	◎						○	◎				○		○					○	◎				○				○	○	○	◎	○	○	○	警察庁
1-86	国税関係手続のデジタル化の推進	税務に関する手続は、多くの国民に関係する一方、複雑であることから、納税者にとって簡素で分かりやすくする必要がある。 このため、手続の一連の流れについて、納税者目線で業務・システムを一体で見直し、UI/UXの改善により納税者の利便性の向上を図る。 具体的には、国税庁ホームページやe-Tax、確定申告書等作成コーナーなど関連するシステムの機能を整理し、納税者が円滑に手続を完了できる環境を整備する。 このほか、納税者の利便性の向上や現金管理に伴う社会全体のコスト削減等の観点から、キャッシュレス納付の更なる普及を図るとともに、電話による相談や税務署の窓口における納税者サービスについてもデジタルにより高度化を図ることで、あらゆる納税者に対して効率的で使い勝手の良いサービスの提供を実現する。	e-Taxの利用状況（所得税の申告手続）（80%　2026年度） e-Taxの利用状況（法人税の申告手続）（95%　2026年度） e-Taxの利用状況（法人税の添付書類を含めた申告手続）（80%　2026年度） e-Taxの利用状況（消費税(法人)の申告手続）（95%　2026年度） キャッシュレス納付の利用状況（40%　2025年度）	◎																					◎							◎						財務省
1-87	国税情報システムに係るプロジェクトの推進	「国税総合管理システム」（KSKシステム）については、2026年度に次世代システムの導入を目指し、その開発を進めているところ。 次世代システムは、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を実現するためのインフラとして、①紙からデータ、②縦割りシステムの解消、③メインフレームからの脱却をコンセプトとしており、システム改修や機器運用等の経費の低減、AI等の最新技術の導入やデータ活用を容易にすることを目指す。 また、次世代システムへの円滑な移行に向けて、現行システムとあわせ、税制改正に対応するための開発範囲や内容の精査、テストやデータ移行など、計画的に作業を実施していく。	次世代システムの開発（2026年度システム更改） システム運用等経費の低減	◎						◎	◎										◎	◎											◎			◎			財務省
1-88	国税地方税連携の推進	国税・地方税当局間で情報連携の仕組みを構築し、所得税・法人税申告書・法定調書等の情報について、連携の対象となる情報の拡大を図ることで両当局間における照会・回答や閲覧事務を始めとした課税・徴収事務について一層の効率化に取り組んできたところ。 2026年度に予定している国税情報システム及び地方税ポータルシステムの刷新・改修や地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に係る取組の進捗状況を踏まえつつ、費用対効果を考慮した上で、2026年度に連携の対象となる情報の更なる範囲拡大及び国税・地方税当局間での照会・回答業務のデジタル化を目指す。 これらの取組により、国税・地方税当局間における書面による照会・回答事務や対面による閲覧事務を省略化し、国税・地方税当局双方の更なる事務の効率化を図る。	2026年度に連携対象となる情報を拡大 国税・地方税職員の業務の効率化																		◎											◎	◎			財務省
1-89	法制事務デジタル化及び法令データの整備・利活用促進	法制事務デジタル化及び法令データの利活用促進に向け、法制事務の業務フローの見直し、法令編集機能や法令APIの改善、法制事務ナレッジ共有ツールの開発等、優先順位を付けて順次開発・実装を行い、中期的課題について調査実証を行うとともに、法制事務支援ツールのプロトタイピング、法令データを利活用したサービスの開発促進を実施する。告示について、官報電子化の取組も踏まえ、デジタル庁、法務省等関係府省庁が連携し、整備を行う対象範囲、公開するデータ形式等について整理し、体制等を整備した上で、2026年度中目途で告示のベース・レジストリの提供開始を目指す。	国家公務員の業務効率化等（2024年度に実施する調査・実証事業を踏まえて具体的なKPIを設定予定）		◎					◎						◎						◎		◎											◎	◎	デジタル庁、総務省
1-90	旅費関連システム及び業務の抜本的な効率化と刷新	旅費業務は現行制度・運用による事務の煩雑さからその事務負担の大きさが課題となっており、「旅費業務プロセスの改善方針」（2023年９月８日旅費業務効率化推進会議決定）において、旅費業務の抜本的な効率化に向けて旅費法を始めとする関係法令や業務プロセスの見直しとシステムの見直しを進めることとされている。 上記方針及び旅費法一部改正法（2024年４月26日成立）を踏まえ、2024年から、今後のデジタル環境の変化も見据えつつ、旅費関係業務プロセスの更なる改善と合わせて、本システムのUI/UXを一層大幅に改善することや、SaaS製品含む民間のパッケージ製品を可能な限りカスタマイズせずに導入することも視野に入れたシステムの将来検討を行い、2028年度までに次期システムの構築を図る。	2024年度に概念実証（PoC）を実施し、プロジェクト計画を策定 2025年度以降はプロジェクト計画を策定時に設定						◎												◎													◎	◎	デジタル庁
1-91	出入国審査のデジタル化	政府目標である2030年の訪日外国人旅行者数6,000万人に対応するため、本邦への入国を希望する外国人の入国目的や滞在先等を入国前に審査し、我が国にとって好ましくない外国人の入国を未然に防止するのみならず、円滑な出入国審査を可能にする電子渡航認証制度の導入に向けて検討を加速する。また、同制度の導入により、出入国審査の自動化を推進するなど、デジタル技術を活用した出入国審査の高度化を進める。	電子渡航認証制度を導入し、円滑かつ厳格な出入国審査を実現する。						◎										○		◎				◎			○									○	法務省
1-92	特許事務システムに係るプロジェクトの推進	特許事務システム（審判システム、意匠商標システム）の刷新について、2023年度までは計画通りの開発が進んでいる。2024年度は、審判システムについては2025年１月の本格稼働に向けて総合テスト工程を着実に進め、意匠商標システムについては2026年９月の本格稼働に向けてシステムの詳細設計等を行う。	2027年１月までに特許事務システム（審判システム、意匠商標システム）を段階的に刷新。 2027年１月までに、現状の複雑なシステム構造を簡素化し、環境変化やセキュリティ・事業継続能力の向上等の課題に対し、低いコストで迅速に対応できるようにする。						◎																◎											◎		経済産業省
1-93	社会保険オンラインシステムに係るプロジェクトの推進	日本年金機構が公的年金業務に使用する社会保険オンラインシステム（記録管理・基礎年金番号管理システム及び年金給付システム）は、多年にわたり運用され、制度改正があり、極めて大規模であること等から課題がある。 このため、発注者主導による公平性を確保した仕組みの整備や新たなデータベースの構築などによる記録管理・基礎年金番号システムの課題の解消に取り組み、業務の一層の改善を図る。	システムのオープン化及びデータ等の完全移行（～2029年１月） 公的年金システムの見直しを安全・確実に実施（～2029年１月）						◎																◎													厚生労働省

施策番号	施策名	課題・取組概要（スケジュール・効果）	具体的な目標	官デ法第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												デジタル社会形成基本法第4章施策の策定に係る基本方針の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）																	デジ手法第４条２項（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）						主担当府省庁名
				10条	11条１項２項	11条３項	12条	13条	14条	15条１項	15条２項	16条	17条	18条	19条	21条	22条	23条	24条	25条	26条	27条	28条	29条	30条	31条	32条	33条	34条	35条	36条	37条	３号	４号	５号イ	５号ロ	６号	７号	
1-94	刑事手続のデジタル化	刑事手続において、書類の電子データ化やオンラインでの発受、非対面・遠隔での手続を可能とするなど情報通信技術を活用することにより、円滑・迅速な手続の実施等を通じて安全・安心な社会を実現するとともに、関与する国民の負担軽減等を図るため、法務省・警察庁は、最高裁判所・デジタル庁等と連携しつつ、法令及び高い情報セキュリティを備えたIT基盤の整備を強力かつ迅速に推進する。矯正及び更生保護行政においても引き続きデジタル化に向けた取組を推進する。 刑事手続に関連する各種犯則調査手続について、各調査機関を所管する省庁等は、法務省・最高裁判所・デジタル庁等と連携しつつ、刑事手続のデジタル化との一体性に配慮し、可及的速やかに、犯則調査手続のデジタル化に対応するための法令及びIT基盤の整備を実現する。	刑事手続のデジタル化の実現のための法整備に関し、法制審議会の答申の内容を踏まえ、2024年度中のできる限り早期の国会への法案提出に向け、積極的かつ迅速に立案作業を進める。 2024年度からシステム基幹部分の設計開発を進め、2026年度中にシステムの一部運用を開始する。																							◎										法務省
1-95	民事裁判手続のデジタル化	民事訴訟手続については、適正迅速な裁判のより一層の実現を図るとともに、利用者にとってより利用しやすいものとするため、e提出・e法廷・e事件管理の「３つのe」の実現を目指す。2022年に民事訴訟法等が改正されたことを踏まえ、2026年５月までの改正法の全面施行に向け、引き続き、司法府における自律的判断を尊重しつつ、環境整備に取り組む。 また、民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続のデジタル化についても、2023年に民事執行法等が改正された。これらについても、2026年５月までにウェブ会議等を利用した期日への参加等の運用を開始し、2028年６月までに改正法の全面施行ができるよう、司法府における自律的判断を尊重しつつ、環境整備に取り組む。	改正法の円滑な施行 （民事訴訟法等の一部を改正する法律は2026年５月まで、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律は2028年６月までに全面施行とされている。）																	◎	◎			◎														法務省
1-96	司法試験及び司法試験予備試験のデジタル化	司法試験及び司法試験予備試験については、受験者の利便性の向上、試験関係者の負担軽減等を図りつつ、適正な試験実施を実現するため、試験のデジタル化に向けた取組を進める。 本施策は、2023年度までに実施した調査研究等の結果を踏まえ、2024年度からシステム設計・開発等を進め、2025年度から出願手続等のオンライン化及び受験手数料のキャッシュレス化を導入した上、2026年に実施する試験からCBT方式による試験の実施を目指すものである。	出願手続等のオンライン化及び受験手数料のキャッシュレス化の導入 （2025年度～） CBT方式による試験の実施（2026年～）	◎				○													○	◎										○	◎		○		○	法務省
1-97	電子植物検疫証明書の導入	植物類の輸出入には、植物検疫証明書の添付が必要であり、国際植物防疫条約事務局は、電子植物検疫証明書（ePhyto）を多国間で交換するためのシステムを開発、運用している。現在、80か国以上が当該システムを利用しており、我が国でも電子化の必要性が高まっている。 当該システムの導入により、証明書の不備や不着による貨物の滞留リスクが大幅に低減されるとともに、証明書輸送のコストが低減すること等により輸出入の円滑化と低コスト化が可能。また、証明書偽造の防止により、植物検疫上のリスクも低減が可能。これらにより、病害虫の侵入防止体制及び食料安全保障対策並びに我が国農産物の輸出競争力の強化を図る。 2025年度中にePhyto機能を実装し、貿易相手国と当該証明書の交換を開始する。	輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）に電子植物検疫証明書（ePhyto）機能を2025年度中に実装し、日本と貿易相手国の植物検疫当局間でePhytoの交換を開始	◎												○			○	○				○	○		◎			◎	○								農林水産省
1-98	海事行政DXの推進	アナログな行政手続と情報の個別管理により関連産業の利便性向上、業務効率化及び安全性向上が課題となっている。 2024年度は、アナログな行政手続となっている旅客船事業の許認可等の情報をDB化し、監査情報と連携させることにより、行政の効率化及び監査機能の強化を図るとともに、2023年度に行った海事行政全般のBPRの検討結果等を踏まえ、海事行政情報の最適な連携機能を整理。 2025年度以降、海事行政情報の最適な連携を実現するため、各DB間の情報連携機能を有する基盤システムを構築し、海事行政のオンライン申請から手続完了までの業務効率化を図る。 水産庁及び都道府県が管理する遊漁船に関する行政情報のDB化の進捗に併せて、海事関係情報と遊漁船情報のDB連携を実現する。	2025年度以降、紙管理からDB管理への移行、手続のデジタル化及び各DB間の連携機能を順次整備することにより、海事行政情報の一体的な管理を実現。これにより、利便性向上を図り、業務効率化や生産性向上に加え、航行の安全性向上を図る。							◎												◎													◎		国土交通省
1-99	文教施設の工事契約情報等に関するプロジェクトの推進	文教施設工事情報調達情報公開・収集システムでは文教施設の入札・契約情報、競争参加資格者情報及び工事・設計成績情報等の様々なデータを利用者に提供しているが、2004年に構築されたものであり、セキュリティ上のリスクや利用者のUI/UXが低い等に対する対応が今後の課題である。 そのため、引き続きウェブサイトの運用保守を行うとともに、現行システムの更改時期である2027年度の移行を目指す。また、開発経費の低減を検討し、2025年度に調査研究を実施の上、2026年度にガバメントクラウド移行する等のシステムのモダン化を図りつつ運用業務の精査等による見直しを行い、効率的な運用を図る。	利用者の利便性向上（2025年度に実施する調査研究で具体的なKPIを設定予定）と運用等経費の削減（2027年度までに2023年度の運用等経費と比較して２割削減）を図る。						◎																◎									◎		文部科学省
1-100	フロントサービスAPI基盤の構築	国、地方公共団体及び民間事業者が提供する各種行政手続のオンラインサービス等での業務効率化、利便性・利用者体験の向上のため、利用者の接点となるフロントサービスで必要となる電子申請機能等のAPI基盤（フロントサービスAPI基盤）を構築する。 具体的には、入力する情報を最小化するため「公共サービスメッシュ」との接続により利用者が行政手続を行う際に自治体等が保持する情報がプレ表示され申請書への入力が不要となる機能、利用者が任意に登録した連絡先等の情報を申請書に転記する機能等を2025年度以降に順次提供していく。 また、行政サービスにおける民間サービスとの連携を加速化するため、民間事業者が提供する各種サービスから電子申請機能等のフロントサービスAPI基盤を容易に利用できる環境を構築する。	スマホで60秒申請を実現するためのオンライン申請基盤の構築：2025年度中 申請書に転記する機能を活用したオンライン申請の対象手続件数：2025年度までに10手続	◎			○			○	○											○	○	◎	○	○							◎			◎			デジタル庁
1-101	テクノロジーマップ等の整備	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第17条に基づき、2023年度に整備・公表したテクノロジーマップ・技術カタログ等について、規制所管府省庁や地方自治体と連携しつつ技術検証を実施し、結果を反映する等、マップ・カタログの技術情報の充実やこれらを掲載するポータルサイトの改善等を通じた効果的な情報提供に継続して取り組む。また、技術の活用促進に向け、類似の取組との連携や、技術カタログの活用状況についての調査を行う。	技術カタログへ収載された製品・サービス件数：2024年度 100件																		○	○											◎						デジタル庁
1-102	総合的なフロントヤード改革の促進	これまで自治体における窓口業務改革は、個別ツールの導入等にとどまり、業務フローの見直し（BPR）、全体最適化、住民との接点の多様化やデータ対応の徹底が不十分であるケースがあるほか、小規模自治体等を中心に取組の進捗に差が生じている。 このため、地方自治体と住民との接点（「フロントヤード」）の改革として、2024年度中にマイナンバーカードを活用したオンライン申請や「書かないワンストップ窓口」を始めとした「フロントヤード」の多様化・充実化等を図る人口規模別の総合的な改革モデル等を構築し、そこで得られたノウハウや、住民の利便性向上、業務効率化に関する効果を示しつつ、自治体の規模や状況を踏まえながら先進事例の横展開を促進する。	フロントヤード改革に取り組んでいる自治体数（2026年度末300自治体）	○																						○											○	総務省
1-103	国・地方共通相談チャットボットの改善	国・地方共通相談チャットボット（ガボット）について、利用者からのフィードバック、自治体からの意見を踏まえ、機能改善や自治体との連携を進めることで、国民、自治体の双方により利便性を実感してもらえるような改善について検討する。	回答の充実（2024年４月以降随時） 対象分野の拡充（2024年10月目途） 機能の改善（2025年度以降）		◎																		◎		○		◎												総務省

施策番号	施策名	課題・取組概要（スケジュール・効果）	具体的な目標	官デ法第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												デジタル社会形成基本法第4章施策の策定に係る基本方針の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）																デジ手法第４条２項（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）						主担当府省庁名
				10条	11条１項２項	11条３項	12条	13条	14条	15条１項	15条２項	16条	17条	18条	19条	21条	22条	23条	24条	25条	26条	27条	28条	29条	30条	31条	32条	33条	34条	35条	36条	37条	３号	４号	５号イ	５号ロ	６号	７号	
1-104	給付支援サービス	コロナ禍の特別定額給付金の事務処理において、一連のプロセスがデジタル化されていないことなどにより迅速な給付ができなかったことを踏まえ、環境整備が必要であるところ、各自治体で個別にシステムを開発することは合理的ではないことから、デジタル庁において共同利用型のウェブサービスである給付支援サービスを構築している。 2023年度は、プロトタイプを構築して自治体協力の下実証検証を行った。給付金・定額減税一体措置に関する給付において、2024年度にかけて希望する自治体に対して当サービス及び調整給付のための算定ツールを提供した。 2024年度は、東京都の018サポートにおいて当サービスを提供するほか、マイナポータルとの連携及び公共サービスメッシュに関する実証検証を行い、UI/UXの継続的改善を行う。	利用自治体数（実証検証を踏まえて2025年度に策定予定）				◎		○													○			◎								◎			○		デジタル庁
1-105	空き家対策のDX	市区町村が行う空き家の所有者特定等において、空き家担当者が現地確認や公用請求により物理的に収集し、取得した情報を紙やエクセルのデータベースに手入力しており、データベースも情報が自治体毎に異なり汎用性がなく、活用するには情報を加工する必要がある。 2024年度は2023年度に行った実態調査結果を分析し、空き家のデータを一元的に管理・活用可能なシステムに必要な仕様・要件を整理。	各市区町村が活用可能な空き家データベースシステムをガバメントクラウド上に整備に向けた準備							◎											◎														◎	国土交通省
1-106	医療等情報の二次利用	我が国では、カルテ情報に関する、二次利用可能な悉皆性のあるDBがなく、研究利用で期待が大きい仮名化情報の利活用も進んでいないことから、2023年11月に「医療等情報の二次利用に関するワーキンググループ」を設置し、検討を行っている。 本WGでの議論に基づき、以下の取組等を進める。 ①厚生労働大臣が保有する医療・介護の公的DBについて、仮名化情報の利用・提供を可能とする法制度の整備 ②公的DB等に利活用者がリモートアクセスし、一元的かつ安全に利用・解析を行うことができるVisiting解析環境（クラウド）の情報連携基盤の構築 ③電子カルテ情報共有サービスで収集する電子カルテ情報の二次利用を可能とする ④病名・検査・薬剤等のコードの標準化、各コードの紐付けを行うマスターの整備等	法制度の整備を含めた各種取組を進める。		◎	◎	◎			◎	◎			◎			◎			◎						◎	○		◎	◎				◎	◎			厚生労働省
1-107	「ヒトを支援するAIターミナル」の実現に向けた取組の深化	2022年度までは、ターミナル荷役能力を向上させ、荷役時間を短縮すること等を目的としている「ヒトを支援するAIターミナル」の実現に向けた取組を進めてきているものの、コンテナターミナルにおける更なる生産性向上や労働環境改善を早期に実現する必要がある。 2023年度からAIターミナルの取組を深化させ、「港湾技術開発制度」を創設して、現場のニーズを踏まえた効果の高い技術開発を集中的に推進しており、2024年度も引き続き取組を進めていく。これにより、港湾における更なる生産性向上や労働環境改善が図られ、我が国経済・産業の国際競争力の強化に資する。	「港湾技術開発制度」における採択中の技術開発件数（2024年度７件）							○	◎										◎				○												◎	国土交通省
1-108	公共調達における支援・改革とデジタルマーケットプレイス（DMP）の展開	優れたクラウドソフトウェア等の民間サービスを国・地方公共団体が迅速・簡易に調達する仕組み（デジタルマーケットプレイス（DMP））について、2024年度後半から行政機関、自治体が実際の調達で利用可能な環境を整備する。また、2025年度以降利用する行政機関、自治体が増加していくことを想定し、DMPの管理運用の体制を検討、整備し、円滑なソフトウェア調達における利用拡大を目指す。 このほか情報システムに関する公共調達については、これまで新技術の導入や公平・適正で透明かつ迅速な調達を目指し様々な取組を進めてきた。今後、これらの効果を見極めつつ、社会全体への取組の浸透を図るとともに、新規参入者の拡大や行政の調達能力向上等に向け、不断の取組を進める。	事業者による正式版カタログサイトのソフトウェア登録数　300件 行政・自治体職員による正式版カタログサイトのアカウント登録数　150名						◎																													デジタル庁
1-109	データ標準確保のためのGIFの見直し及びGIFの実装強化に向けた取組	データ標準については、GIF（Government Interoperability Framework）の中で一定のデータモデルを示してきたものの、飽くまで参照モデルとして示すに留まり、具体的な実装に至っていないとの課題がある。 特に、個人、法人、住所等の共通して用いられるデータについては、標準化された形式が政府情報システムの整備に当たって採用される必要がある。 そこで、政府情報システムにおけるデータの標準化を加速するため、デジタル庁は、IPAと連携しつつ、データ標準の実装状況やニーズについて調査し、データ標準化の参照モデルであるGIFを見直し、政府情報システムにおける活用に向けた普及を強化する。	政府情報システムにおけるデータ標準の実装状況及び政府内におけるデータ標準・連携のニーズについて調査し、データ標準の実装を進めるに当たって障壁となっている課題を整理。 上記を踏まえ、現状のニーズに合わせたGIFの改訂を行うとともに、GIFを用いたデータ標準の実装を進めていくための普及活動として、まずは政府情報システムの調達時の要件定義における推奨事項を明確化すること等を検討する。 その上で、利用者からの意見を踏まえ、継続的にアップデートを行うとともに、GIFの実装状況を継続的に確認できる体制を整備することを検討する。 また、データモデルの作成によるデータ標準化のニーズが高い準公共分野（教育、防災等）においては、随時、実装データモデルの拡充を行うとともに、実装データモデルの普及を進める。		◎	◎	○				○																													デジタル庁
1-110	オープンデータの推進	AIモデルの性能には、AI学習データの量と質が影響するところ、政府等が保有するデータは、そのデータ形式がPDF形式等、直ちにAI学習に用いることが難しい場合も多く、またデータのアクセス権限などにより活用が難しいものが散見され、その対応が課題となっている。 そこで、AI開発者向けのコミュニケーション窓口を通じてニーズがあると把握されたデータについて、重点分野として、AI学習容易な形への変換及びオープンデータ化が進むよう仕組みを構築する。 地方自治体のオープンデータは一元的に検索できる仕組みがなく、行政保有データ利活用上課題の一つとなっている。そこで、地方自治体のオープンデータについてもe-Govデータポータルサービスで検索可能となるよう、地方自治体とのメタデータ連携に係る実証を行う。	行政保有データをAI学習に容易な形に変換するため、最新の技術・ニーズの動向等の調査、試行的なデータの変換・提供を目的とした調査研究等を実施する。 e-Govデータポータルサービス上で地方自治体のオープンデータも検索できる仕組みの実証。 オープンデータ基本指針等に基づき、公開することが有用なデータのうち、重点的にオープンデータ化を図るテーマを設定し、オープンデータ化に取り組む。また、オープンデータ化に取り組むにあたり、作業負担等の軽減に資する取組を検討する。		◎		○																	○															デジタル庁
1-111	データ取扱ルールの実装の推進	分野間データ連携基盤や分野ごとのプラットフォームの構築には、データの表現対象となる被観測者（個人・法人を含む。）、データ提供者及びデータ利用者がデータ流通に対して抱く懸念・不安を払拭するため、データ取扱ルールの実装が必要である。 プラットフォームの構築におけるルール実装の際に踏まえるべき視点と検討手順を示した「プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装ガイダンス ver1.0」を参照し、重点分野のデータ連携基盤及びデジタル田園都市国家構想で構築されるデータ連携基盤（当面、デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ TYPE 2/3 におけるデータ連携基盤）における適切なルール実装を推進する。また、当該ガイダンスの利用促進のため、利用状況等の調査で課題を把握し改善を図る。	重点分野のデータ連携基盤及びデジタル田園都市国家構想で構築されるデータ連携基盤におけるデータ取扱ルールの実装を推進する。 「プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装ガイダンス ver1.0」の利用状況や課題点の把握			◎	◎		○				○			◎				○																		デジタル庁

施策番号	施策名	課題・取組概要（スケジュール・効果）	具体的な目標	官デ法第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												デジタル社会形成基本法第4章施策の策定に係る基本方針の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）																デジ手法第４条２項（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）						主担当府省庁名
				10条	11条１項２項	11条３項	12条	13条	14条	15条１項	15条２項	16条	17条	18条	19条	21条	22条	23条	24条	25条	26条	27条	28条	29条	30条	31条	32条	33条	34条	35条	36条	37条	３号	４号	５号イ	５号ロ	６号	７号	
1-112	統計データ等の利活用推進	社会経済のデジタル化が進む中、公的統計基本計画も踏まえ、時代の変化に対応した有用な統計の整備や利活用の促進、人材育成等に取り組むことにより、EBPMの実現や新たなサービスの創出に寄与することが課題。 政府統計のポータルサイト「e-Stat」について、多様な利活用ニーズに応えることができるような機能の充実や使いやすさの向上等に取り組む。また、データサイエンスに係る学習機会等の充実等を図る。 調査票情報の二次的利用の円滑化や利便性向上を推進するため、調査票情報に係る提供基盤を整備するとともに、リモートアクセス方式の導入を図る。 ビッグデータの特性を踏まえた統計業務への利活用可能性を把握・検証し、その成果を共有すること等により、公的統計におけるビッグデータの利活用を推進する。	e-Statの統計データの利用件数（API機能による利用含む）（2027年度までに15,000万件以上） データサイエンス人材の育成（2024年度のオンライン講座及びセミナーの受講者数が25,600人以上） 国・地方公共団体等の職員の統計人材の育成（2028年度の統計研修修了者数が11,000人以上） 2024年度末までに、調査票情報に係る提供基盤を整備し、2025年度末までにリモートアクセス方式を導入 公的統計の作成におけるビッグデータの利活用の推進（ビッグデータ等の活用を検討又は経常的に活用している公的統計等の数の増加）	◎	◎					○		○	○					○	○						◎								◎				◎		総務省
1-113	国土交通分野のデータ整備・活用・オープンデータ化プロジェクト（Project LINKS）	急速に進展する人口減少・少子高齢化に対応し、インフラ、防災、交通、まちづくり等の多様な分野における官民の生産性を向上させるため、政策やビジネスにおけるデータ活用や新サービス創出等を進める必要がある。 幅広い施策・制度・手続を所管する国土交通省には膨大な行政情報が蓄積されているが、機械利用できる形で整備されておらず、二次利用を含め十分活用されずに宝の持ち腐れ状態となっている。 これらを「データ」として整備し、官民が利用可能な基礎的な情報として提供するとともに、行政内での活用環境を整備することで、オープンデータを利用したビジネス創出や政策立案におけるデータ活用（EBPM）を促進し、社会全体の生産性向上の実現を図る取組を、2024年度から本格的に展開する（Project LINKS）。	データ活用のユースケース試行件数（2024年度 10件程度） ※2025年度以降の目標は、2025年３月末までに策定を目指す。		◎		○			○	○	○							○	○	○				◎				○										国土交通省
1-114	地理空間情報に係るオープンデータの整備・利活用の促進	地理空間情報は不動産と親和性が高く、不動産・都市分野におけるDXの基盤であるが、専門知識を要すること等から、利活用は限定的となっている。 そこで、近年DL数が大幅に伸びている国土数値情報について、「開かれた」、「より使われる」オープンデータにするべく検討会を設置し、３月に中間取りまとめを得たところである（今夏、整備方針を策定予定）。2024年度には、これを踏まえ、地理空間情報の質・量の充実を図ると共に、人流データやベース・レジストリ等の利活用を促進する。 さらに、地理空間情報を重ねて表示し不動産取引の円滑化を図る、誰でも使えるGIS「不動産情報ライブラリ」を2024年４月より公開開始したところ。今後ニーズ等を踏まえ、利便性の向上に努めていく。	国土数値情報DL件数：300万件（2026年度）		◎	○								○			○			○	○	○		○	◎											◎		○	国土交通省
1-115	データ連携による生産・流通改革	国内外の市場や消費者のニーズに機動的に応えるため、農産物・食品の生産から加工・流通・消費・販売に至るまでの様々なデータの収集・活用が必要である。サプライチェーン上のデータ連携が不十分であり非効率な状況が発生しているほか、トラック輸送に依存している中で物流2024問題等の解決に取り組む必要がある。SIPで構築したスマートフードチェーンプラットフォーム等を活用し、農業データの川下との連携による付加価値の創出等に取り組むほか、BRIDGEを活用して農水産物・食品流通の高度化のためのデータ連携実証を実施する。デジタル化・データ連携（納品伝票の電子化、トラック予約システムの導入等）に必要な支援を通じ、省力化・自動化等による業務の効率化や将来のフィジカルインターネット物流に対応し得る取組を推進する。	農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践（2025年度まで） データ連携等による業務・物流の効率化を推進（2024年度）								◎	○									◎				○									◎	◎				農林水産省
1-116	筆ポリゴンデータのオープンデータ化・高度利用促進	農地の区画情報である筆ポリゴンは、農林水産省が2019年度からオープンデータとして提供しており、民間事業者等が提供する農業サービスへの活用のほか、行政機関や農業団体の業務効率化など様々な場面で活用されており、更なる利便性の向上を図ることとしている。 このため、 2024年度は、2021年度に構築した筆ポリゴン管理システムを通じて、2023年度に更新した筆ポリゴンデータの公開・提供及び2025年度の公開に向けた筆ポリゴンの更新を行う。これに加え、筆ポリゴンの高度利用の促進に向け、より詳細な利用実態の把握に取り組む。	筆ポリゴンの利用件数（2024年度のダウンロード者数1,650） 筆ポリゴンの高度利用件数（2024年度の高度利用者数を基に2025年度から設定）		◎						○													◎										◎				農林水産省
1-117	中小企業支援のDX推進	各支援施策に係る中小企業等の申請データに加え、支援機関の中小企業相談データ等、官民の中小企業等に関するデータの連携基盤（ミラサポコネクト）を構築し、行政機関・支援機関・中小企業など様々なステークホルダーが分析・活用を行うことにより、中小企業等支援の官民連携を推進する。	オンラインで個社に適した支援策・支援者等が見つかる仕組み等を活用した事業者・支援者数		○		○				◎											○			◎														経済産業省
1-118	クラウド技術開発の推進	既にデジタル社会における重要な社会基盤となりつつあるクラウドサービスについて、海外に過度に依存することなく我が国が自律的にそのサービス提供能力を確保するためには、我が国に根ざしたクラウドサービス産業を育て、競争力を高めていくことが不可欠である。	引き続き、国内で安定的にクラウドサービスを供給できる環境を構築するために、クラウド技術の開発の支援を行っていく。									◎										◎	○							○								経済産業省
1-119	企業のDX推進	デジタルガバナンス・コード に適合したDXの取り組みを行う企業を認定するDX認定制度や、優れたDXの取組を行う上場企業を選定するDX銘柄などによる好事例の横展開を通じて我が国企業のDXを推進していく。 人材・情報が不足する中堅・中小企業等は独力のDX推進のハードルが高い中で、地方金融機関などの地域の伴走役が中小企業の「主治医」としてDX支援に本業として取り組むことが有効であるため、地域の伴走役がDX支援を実施する際に考慮すべき事項や具体的なDX支援の事例をまとめた「DX支援ガイダンス」（2024年３月）を全国規模で普及させるとともに、地域金融機関等の支援機関に向けた支援策も活用しながらDX支援のモデルケースを創出していく。	DX支援ガイダンスの全国規模での普及及びDX支援のモデルケース創出等を通じて、2024年度末までに、DX認定の認定件数を累計1,400件以上								○										◎																	経済産業省
1-120	ウラノス・エコシステム	デジタルによる新たな価値創造を促進することで、脱炭素社会の実現といった社会課題の解決に貢献するため、企業・産業を超えたデータ連携の取組であるウラノス・エコシステムについて具体的な事例の創出・横展開やグローバルでの連携を進める。例えば、2022年度～2023年度の「企業間取引将来ビジョン検討会」における検討結果を踏まえ、蓄電池のサプライチェーンに関して、①データ連携システムの構築及び運営法人の立ち上げ、②欧州Catena-Xを始めとした海外プラットフォームとの相互接続の取組を進めている。加えて、公益デジタルプラットフォーム運営事業者の認定制度の立ち上げやモデル規約の策定など、データ利活用を促進する施策も講じながら、ウラノス・エコシステムを推進する。	アーキテクチャの設計とデジタル基盤に関する新規のサービスの提供を開始した領域数：５以上			○					◎					◎																						経済産業省

施策番号	施策名	課題・取組概要（スケジュール・効果）	具体的な目標	官デ法第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												デジタル社会形成基本法第4章施策の策定に係る基本方針の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）																デジ手法第４条２項（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）						主担当 府省庁名
				10条	11条 １項 ２項	11条 ３項	12条	13条	14条	15条 １項	15条 ２項	16条	17条	18条	19条	21条	22条	23条	24条	25条	26条	27条	28条	29条	30条	31条	32条	33条	34条	35条	36条	37条	３号	４号	５号 イ	５号 ロ	６号	７号	
1-121	トラスト及びデジタル・アイデンティティ②	G7、G20、OECD等において、デジタル・アイデンティティのガバナンスの在り方や国際的な相互連用に関するルール形成に向けた議論が始まっている。また、いわゆる「自己主権型」アイデンティティやその構成要素であるDID、VC、DIW等の技術標準に関する議論も進展している。かかる状況に鑑み、特定のサービスに依存せずにやり取りするデータや相手を検証できる仕組み等の新たな信頼の枠組みを付加することを目指す構想である「Trusted Web」について早期に実装の具体例が創出されることを目指すため、デジタル・アイデンティティのガバナンスの在り方の検討や、VCやDID等の社会実装を促すための行政ユースケースの創出、競争政策等の観点も踏まえたDIWの実装に向けた必要な調査・ロードマップの作成を行う。	TrustedWebの推進	○		○	◎		○		○	○			○						○					○			◎	○	◎								デジタル庁
1-122	PDS・情報銀行の活用	スマートシティでのパーソナルデータ活用には安全・安心な仕組みの構築が課題であり、特に要配慮個人情報に該当する健康・医療データは慎重な取扱いが求められる。スマートシティにおけるデータ連携に情報銀行が関与することにより、健康・医療分野の要配慮個人情報を安全・安心に流通させることで地域課題の解決を実現するユースケースを実証し、認定指針の課題を検証する。 また、教育分野におけるPDSは個別最適な学びの実現のために期待される技術の一つであり、データの管理手法、データの同意取得の在り方等、将来的な実装に向けた技術的検討事項が複数存在するため、PDSの教育分野における活用性や適用性について検証を行う。	スマートシティにおける健康・医療分野のデータ連携に情報銀行が関与することについての課題検証の結果を踏まえ、「情報信託機能の認定に係る指針」の見直しを実施（2025年度を目途） 教育分野におけるPDSの活用に向けて、技術的要件等に関する調査研究及び実証事業を実施し、事業者等がPDSを活用する際、参考となる参照文書等を整備（2024年度を目途）				◎												◎																				総務省
1-123	産学官連携による自律的なサイバーセキュリティ対処能力の強化	巧妙化・複雑化するサイバー攻撃に対して自律的な対処能力を向上させるため、総務省では2021年度から、NICTを通じて、我が国に対するサイバー攻撃情報を国内で収集・蓄積・分析・提供し、また、これらの知見を活用してサイバーセキュリティ人材を育成するための共通基盤を構築・開放する産学官連携プロジェクト「CYNEX」を実施しており、2023年10月に参画組織による産学官連携アライアンスを発足させた。2024年度からは、これまで実施してきたサイバー攻撃の観測や分析、人材育成に係る取組等を継続するとともに、医療分野を対象とした新たなセキュリティ人材育成プログラムをCYNEXの中で開発・提供することで、我が国のサイバー攻撃に対する自律的な対処能力の一層の向上を図る。	CYNEXが提供するサイバーセキュリティ演習基盤の利用者数（2025年度までに延べ3,000人）								◎	◎					◎									◎			◎										総務省
1-124	IoT セキュリティ対策の強化	脆弱性を有するルータ等のIoT機器を悪用したDDoS攻撃等のサイバー攻撃が増加し通信サービスへの脅威となっている。これに対処するため、NICTにおいて、マルウェア感染機器及び脆弱性を有する機器の調査を推進するとともに、ISPやメーカ等の関係者と連携して、利用者のリスク認識の改善と自身によるIoT機器の適正な管理を促す。また、ネットワークに接続するサイバー攻撃に悪用されるおそれのあるIoT機器に対してISPが実効的に対応できるよう検討を進める。あわせて、IoT機器に攻撃指令を出すC&Cサーバについて、通信事業者が実施するフロー情報分析によって検知を行うなど攻撃インフラの観測能力向上を図るとともに、観測結果を踏まえ実効的な対策ができるよう検討を進める等、総合的なIoTボットネット対策を推進する。	IoTボットネットに起因する重大な通信事故を発生させない 2025年度末までに、ルータ等のIoT機器に対して、セキュリティ対策を実施している管理者の割合を80%以上にすることを目指す。 2025年度末までに、NOTICEの取組に賛同して活動するインターネットサービスプロバイダ（ISP）、メーカ等を90者以上にすることを目指す。 フロー情報分析によりC&Cサーバの検知を行う事業者数を2025年度末までに2023年度末比で２倍以上を目指す。																							◎												総務省
1-125	クラウドサービスのセキュリティの確保	総務省においては、2021年９月に「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン（第３版）」を、2022年10月に「クラウドサービス利用・提供における適切な設定のためのガイドライン」を策定・公表しており、2024年４月には後者のガイドラインの内容を解説するガイドブックを公表。引き続きクラウドサービスに関するインシデント事案が発生している中で、クラウドサービスそのものやガイドラインの利用状況などを把握した上で、過去に策定したガイドラインについて、普及啓発を継続して行う。	安心安全なクラウドサービスの利活用推進のため、「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン（第３版）」や「クラウドサービス利用・提供における適切な設定のためのガイドライン」などの普及啓発を実施する。																								◎												総務省
1-126	情報通信技術を用いた犯罪の抑止	国民が安心してインターネット等の情報通信ネットワークを利用し、その上を流通する情報を活用することができるようにする観点から、フィッシングやランサムウェアによる被害の防止や事後追跡可能性の確保等に向けた官民連携、インターネット上の違法情報・有害情報対策の推進、サイバー空間の脅威への対処能力の向上及び国際連携、サイバー事案に関する警察への通報・相談の促進、サイバー事案に関する注意喚起の実施等に取り組む。 また、引き続きサイバー事案を始めとする犯罪の取締り、技術支援・解析能力の向上に取り組む。	効果的な被害防止対策の推進 社会情勢を的確に反映したインターネット上の違法情報・有害情報対策の推進 サイバー事案の被害の未然防止・拡大防止に向けた注意喚起等の実施 サイバー事案に関する警察への通報・相談の促進 サイバー事案の取締りの推進及び技術支援・解析能力の向上																								◎												警察庁
1-127	「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」の継続的な見直しと監査等の取組	「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」に関して、最新の技術・脅威動向を機動的に取り込み、政府機関等の対策基準策定のためのガイドラインの改定や監査等を実施する。	政府機関等における情報セキュリティ水準の維持・向上に資するため、政府機関等の対策基準策定のためのガイドラインの改定や、監査等の取組を実施する。																								◎												内閣官房
1-128	GSOCの着実な運用・GSOCのクラウド監視機能強化	クラウド化やテレワーク等の進展に伴ってサイバー攻撃の侵入起点となりうるIT資産・サービスが急増している等、サイバーセキュリティを巡る情勢は大きく変化している。政府機関においても、この環境変化に対応したサイバーセキュリティ対策の一層の強化が喫緊の課題となっている。 クラウド監視に対応したGSOCの機能強化等の推進及びGSOCの着実な運用に資するよう、政府の共通基盤を整備・運用するデジタル庁は、必要に応じ情報をGSOCに提供し、連携する。	GSOCの運用による政府横断的監視の継続的な実施 デジタル庁からGSOCへの適宜の情報提供・連携																								◎												内閣官房
1-129	政府端末情報を活用したサイバーセキュリティ情報の収集・分析に係る実証事業	サイバー攻撃が激化する中、我が国独自のセキュリティ分析能力及び政府機関のセキュリティ対策を強化するため、総務省ではNICTを通じて、安全性や透明性の検証が可能なセンサーを開発、政府端末に導入し、端末情報を集約、分析するプロジェクトCYXROSSを実施している。2023 年度は総務省一部端末にセンサーを導入して実証を開始した。2024年度はセンサー導入府省庁を拡大し、情報を統合分析したレポートの作成、提供を開始する。さらに、デジタル庁及びNISC等と連携を図り、2025年度中に、利用府省庁のニーズを踏まえ情報収集対象の府省庁を更に拡大し、収集する情報を増やすことで、更なるサイバーセキュリティ脅威情勢分析能力の強化及び政府機関のサイバーセキュリティの強化（GSOC との連携を含む。）に取り組む。	センサーを導入した端末数（2025年度までに約7,000台）								◎																◎			◎									総務省
1-130	中小企業のサイバーセキュリティ	異常監視や、サイバー攻撃を受けた際の初動対応支援、保険など、中小企業に必要な対策を安価かつワンパッケージにまとめたサイバーセキュリティお助け隊サービスについて、IPAとともに、新たな類型が追加された当該サービスの適切な運用等を実施しつつ、講演会等における周知を行うなど、普及・啓発を図る。 また、自社のセキュリティレベルの評価や把握を行うための対策を整理するとともに、サイバーセキュリティに精通した人材の不足状況を解消するため、情報処理安全確保支援士（登録セキスペ）の制度見直し及びユーザー企業における活用促進を図る。 また、産業界と連携し、中小企業を含むサプライチェーン全体のサイバーセキュリティ対策を促進する。	2024年度までにサイバーセキュリティお助け隊サービス提供事業者数（再販事業者を含む）を200者以上にする。 2030年度までに情報処理安全確保支援士（登録セキスペ）の登録者数を5万人に増加させる。 2030年度までにSECURITY ACTION制度の自己宣言をした事業者の数を40万者以上にする。							◎																	◎												経済産業省

施策番号	施策名	課題・取組概要（スケジュール・効果）	具体的な目標	官デ法第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												デジタル社会形成基本法第4章施策の策定に係る基本方針の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）																デジ手法第４条２項（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）						主担当 府省庁名
				10条	11条 １項 ２項	11条 ３項	12条	13条	14条	15条 １項	15条 ２項	16条	17条	18条	19条	21条	22条	23条	24条	25条	26条	27条	28条	29条	30条	31条	32条	33条	34条	35条	36条	37条	３号	４号	５号 イ	５号 ロ	６号	７号	
1-131	産業界等と連携したサイバーセキュリティの強化	これまでCPSFに基づくセキュリティ対策の具体化を進めており、今後、既存のガイドライン等をIPAが一元的に管理・体系化し、企業等のサプライチェーンの実態を踏まえた満たすべき対策のメルクマールや、その対策状況を可視化する仕組みを検討する。 産業界と連携し、ソフトウェアの部品構成表であるSBOMの活用推進や「セキュア・バイ・デザイン」の実装に向けて、SSDFやソフトウェア開発者等の責務のガイドラインを整備するとともに、IoT機器のセキュリティ要件の適合性を評価するための新たな認証制度の整備を進める。 政府調達等を通じた活用や国際的な制度調和を促すことで、その実効性を強化する。 あわせて、我が国にとって重要な領域を中心に高品質な国産セキュリティ製品・サービスの供給が強化される状況を目指す。 サイバー攻撃動向分析のみならず、サイバー攻撃の背景となる地政学情報等を分析する体制をIPAに整備し、サイバー攻撃に対する対処能力、情報収集・分析能力の強化を図る。	企業等のサプライチェーンの実態を踏まえた満たすべき対策のメルクマールや、その対策状況を可視化する仕組みを整備する。 我が国が共同署名をした国際共同ガイダンスに適合すべく、ソフトウェア開発者の開発手法に関するガイドラインを作成するとともに、SBOMの活用を推進する。 「IoTセキュリティ適合性評価制度」を2024年度中に一部運用開始するとともに、政府調達等を通じた活用や国際的な制度調和を促す。 我が国サイバーセキュリティ産業の振興に向けた強化策のパッケージを2024年度中に提示する。								◎	○															◎												経済産業省
1-132	安全・安心なデジタル社会を支える高度セキュリティ技術等	研究開発の国際競争力の強化や産学官エコシステムの構築と、実践的な研究開発の推進に向けて、サイバーセキュリティ戦略に基づき、関係府省庁が連携して取り組む。これまでサプライチェーンリスク対策や量子暗号通信等に係る取組を進めてきたところで、これらに加えて、経済安全保障重要技術育成プログラム研究開発ビジョンの下、サイバー空間の状況把握力や防御力の向上に資する技術や、セキュアなデータ流通を支える暗号関連技術等についても、研究開発を進めていく。	「経済安全保障重要技術育成プログラム」において、先進的サイバー防御機能・分析能力強化を支援対象とした上で、研究開発構想に基づき、実施事業者を決定し、本年度中に本格的に研究開発を開始する。								◎																◎												経済産業省
1-133	AIのイノベーションとAIによるイノベーションの加速（1）	政府保有データの提供・管理のスキーム検討・構築、他機関の参考となるように安全に生成AIを扱うことができる環境の調達・利用、特に有益な活用可能性の調査、得られた知見の共有を進める。 大規模言語モデル起因リスク対応の研究開発推進、学習用言語データの拡充、LLM開発者等に対するデータ提供の開始、少量の学習データにより構築可能で省エネな「脳型AI」技術の研究開発の推進。 民事判決データを学習素材として提供する制度創設に向けた検討、司法分野におけるAIの研究開発と利活用の促進。 国立情報学研究所（NII）において、モデルの学習・生成機構の解明や、マルチモーダルモデルの構築等、生成AIモデルの透明性・信頼性の確保に向けた研究開発を推進。	人材の育成・確保や計算資源等のインフラの高度化とともに、AI利活用の推進と研究開発力の強化を一体的に官民が連携して進めていく。AIの進化のためにはデータが不可欠であり、AI関連の政策をデータ戦略と連携して実施する。								○								○										○										内閣府
1-134	AIのイノベーションとAIによるイノベーションの加速（2）	強固な日米連携のもと、世界に先駆けた科学研究向けAI基盤モデルの開発・共用を実現するための取組を加速。また、「富岳」の次世代となる優れたAI性能を有する新たなフラッグシップシステムの開発・整備に着手、日本語コーパスの拡充。 AIを活用した医療機器の開発・研究における患者データ利用の環境整備。 官民によるAI用計算資源の整備を促進していくとともに、計算資源の高度化に向けた研究開発を検討していく。 ポスト5G事業を活用し、スタートアップ等による生成AI基盤モデル開発の促進を行っていく。 フィジカル領域基盤モデルや別領域基盤モデルとの連携及び透明性の高い基盤モデルに関する研究開発をしていく。	人材の育成・確保や計算資源等のインフラの高度化とともに、AI利活用の推進と研究開発力の強化を一体的に官民が連携して進めていく。AIの進化のためにはデータが不可欠であり、AI関連の政策をデータ戦略と連携して実施する。								○								○										○										内閣府
1-135	AIの安全・安心の確保（1）	AIセーフティ・インスティテュートを中心としたAI安全性評価手法の確立に向けた検討。 政府等が生成AIの技術を安全かつ効果的に実施できるよう検討。 大規模言語モデルに起因するリスク対応の研究開発。 プラットフォーム事業者の取組の透明性・アカウンタビリティの確保、ファクトチェックの推進、人材育成、幅広い世代におけるリテラシーの向上、技術・研究開発の推進、国際的な連携強化など、総合的な対策実施。 作成した生成AI活用に係るリテラシー啓発教材の普及・展開。	イノベーション推進のためにもガードレールとなるAI利用の安全・安心を確保するためのルールが必要である。我が国は、変化に迅速かつ柔軟に対応するため、「AI事業者ガイドライン」に基づく事業者等の自発的な取組を基本としている。今後、AIに関する様々なリスクや、規格やガイドライン等のソフトローと法律・基準等のハードローに関する国際的な動向等も踏まえ、制度の在り方について検討する。								○								○										○										内閣府
1-136	AIの安全・安心の確保（2）	国立情報学研究所（NII）において、モデルの学習・生成機構の解明や、マルチモーダルモデルの構築等、生成AIモデルの透明性・信頼性の確保に向けた研究開発を推進。 理化学研究所において、AIセキュリティ技術の確立に向けた研究開発などを実施。	イノベーション推進のためにもガードレールとなるAI利用の安全・安心を確保するためのルールが必要である。我が国は、変化に迅速かつ柔軟に対応するため、「AI事業者ガイドライン」に基づく事業者等の自発的な取組を基本としている。今後、AIに関する様々なリスクや、規格やガイドライン等のソフトローと法律・基準等のハードローに関する国際的な動向等も踏まえ、制度の在り方について検討する。								○								○										○										内閣府
1-137	国際的な連携・協調の推進	「広島AIプロセスを前進させるための作業計画」に基づき、広島プロセス国際指針等への賛同国増加に向けたアウトリーチや企業等による広島プロセス行動規範への支持拡大及び履行確保に向けた取組を推進。 新設するGPAI専門家支援センター等を通じた、安全、安心で信頼できる高度なAIシステムの国際社会における普及に向けた取組を推進。	広島AIプロセス等を通じて、安全・安心で信頼できるAIの実現に向け、国際的な取組を引き続き主導するとともに、アジア諸国やグローバルサウスとも協調しながら、イノベーション創出を引き続き推進する。								○								○										○										内閣府
1-138	AIの開発力強化と利活用促進	AI開発や利活用に不可欠な計算資源については、今後も需要増が見込まれる中、引き続き整備を行っていく必要がある。加えて、計算資源の高効率化に向けた研究開発も進めていく必要があるため、それに必要な取組の実施や検討を進めていく。 AIモデルの開発は、国際的にも開発競争が行われているところ、我が国としてもスタートアップ等によるAIモデル開発の促進を引き続き行っていくことは、重要。そのために必要となる取組を、引き続き行っていく。 グローバル競争力を持つAIを開発・利活用するには、オープンデータのみならず、分野毎のユニークかつ大量のデータを利用するとともに、そのAIの活用を通じて得られる新たなデータを利用して性能向上を図る好循環が重要。そのために必要となる、データ整備に関する取組の検討を行っていく。	AIの開発や利活用に必要な計算資源の国内整備・拡充に向けた取組を、引き続き行っていくとともに、計算資源の高効率化に向けた研究開発に関する検討を進めていく。 引き続き、スタートアップ等による生成AIモデル開発の促進に必要となる取組を行っていく。 AIの開発・利活用を促進するべく、分野別のデータ整備に関する取組について、検討を行う。 フィジカル領域基盤モデルや別領域基盤モデルとの連携及び透明性の高い基盤モデルに関する研究開発を行う。								◎									◎	○								○										経済産業省
1-139	AIのユースケースを拡大し抜本的な省エネを実現する「脳型AI」技術に関する研究開発の推進	生成AIを含む深層学習を用いたAIの多くは、学習に多くのデータと計算を要するが、僅か20W程度で動くと言われるヒトの脳の情報処理を模倣することで、深層学習を用いたAIに比べて学習に必要なデータ量や計算量を抜本的に低減することが可能となる。 このため、脳の機能を模倣した「脳型AI」技術について、多くのデータの用意が困難などの理由でAIの適用が難しかったユースケースへの応用を念頭に、脳型AIのアルゴリズムの改善や精度向上のための研究開発を推進する。 計算量が少なく省エネな脳型AIを様々なユースケースで活用することで、我が国のデジタル競争力を底上げし持続可能な社会の構築に貢献する。	脳の機能を模倣した「脳型AI」技術について、これまで実施してきた研究開発を引き続き行い、2027年度までに「脳型AI」改良版モデルの構築及びソフトウェア開発を実施するとともに、「脳型AI」技術の普及展開活動を推進。								◎																		◎										総務省

施策番号	施策名	課題・取組概要（スケジュール・効果）	具体的な目標	官デ法第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												デジタル社会形成基本法第4章施策の策定に係る基本方針の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）																デジ手法第４条２項（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）						主担当府省庁名
				10条	11条１項２項	11条３項	12条	13条	14条	15条１項	15条２項	16条	17条	18条	19条	21条	22条	23条	24条	25条	26条	27条	28条	29条	30条	31条	32条	33条	34条	35条	36条	37条	３号	４号	５号イ	５号ロ	６号	７号	
1-140	安全なデータ連携による最適化AI技術の研究開発	プライバシーデータや機密データ等を含め、我が国に存在するデータを分野の垣根を越えてAI学習に活用することを可能とし、分野横断的な我が国の社会課題の解決や産業競争力の向上に貢献するため、実空間に存在する多様なデータを安全に連携させることを可能とする分散型機械学習技術を確立するための研究開発を、2023年度から2025年度までの３年計画で実施中。 2024年度以降、分散型機械学習技術に係る要素技術の更なる研究開発と要素技術を組み合わせた社会実証を実施。	2025年度末までに安全なデータ連携による最適化AI技術を確立 確立した安全なデータ連携による最適化AI技術を活用した製品・サービス化数：2030年度までに５件								◎																◎									総務省
1-141	我が国における大規模言語モデル（LLM）の開発力強化に向けたデータの整備・拡充	国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）において、民間企業等におけるLLM開発に必要となる大量・高品質で安全性の高い日本語を中心とする学習用言語データを整備・拡充し、我が国のLLM開発者等にアクセスを提供するため、2023年度は共同研究の形でデータ提供を行うための検討を実施。 2024年度以降、学習用言語データを更に拡充しつつ、我が国のLLM開発者等に対し共同研究の形でデータ提供を開始。	NICTにおいて整備・拡充する学習用言語データ量：2024年度末までに3.5TB（2023年時点の10倍）、2026年度末までに６TB（2023年時点の17倍）								◎																◎									総務省
1-142	多言語翻訳技術の高度化に関する研究開発	世界の「言葉の壁」を解消し、グローバルで自由な交流を実現するため、2025年大阪・関西万博も見据え、多言語翻訳技術を現状の逐次翻訳から高度化し、AIによる実用レベルの「同時通訳」を実現するための研究開発を、2020年度から2024年度までの５年計画で実施中。 2024年度中に万博での活用も見据えAIによる実用レベルの同時通訳を実現するとともに、その後も多言語翻訳技術の更なる高度化に向けた研究開発を実施。	2024年度末までに多言語による同時通訳技術を確立 確立した同時通訳技術を活用した製品・サービス化数：2027年度までに20件								◎																◎									総務省
1-143	Web3.0の推進/Web3.0の環境整備	Web3.0と呼ばれる新技術を活用した分散アプリケーション環境下で構築される世界観では、革新的なサービスが生まれる可能性が指摘されており、これらを実現するためには、コンテンツに係る関係者の権利保護及び海外展開支援やWeb3.0の健全な発展を担う主体とアイデアの裾野の拡大を図りつつ、関連する人材の育成・確保にも取り組む必要がある。 同時に、NFTやDAOなどの新しいデジタル技術を様々な社会課題の解決を図るツールとするとともに、Web3.0の健全な発展に向けて、引き続き、安全安心な利用環境整備などの観点を踏まえつつ、様々なチャレンジが不合理な障壁なく行える環境整備に取り組む必要がある。 相談窓口の整備、ユースケース創出、技術開発・人材育成、グローバル化、地方創生などに係る様々な取組を行っていく。	Web3.0の健全な発展を担う主体とアイデアの裾野の拡大・・・Web3.0・ブロックチェーン技術が社会実装された件数の増大 相談窓口 ・・・相談対象者の拡大								○						○											○									デジタル庁
1-144	量子暗号通信の社会実装に向けた取組強化	早期実用化が期待されている量子暗号通信技術について、更なる低コスト化（暗号鍵とデータ伝送を一体化する波長多重技術、伝送距離の長距離化や汎用的な部品で構成可能なQKD技術の確立等）や小型化を実現する技術の研究開発を重点的に推進するとともに、通信事業者やクラウド事業者等と連携した上で、研究開発の成果を反映したアジャイルベースの実証実験を実施し、サービスの具体的な絵姿、ビジネスモデル等の検討を進め、2030年度までに量子暗号通信の社会実装を実現する。	2030年度までに量子暗号通信の社会実装を実現 数値目標：検討中。今夏目途に設定予定								◎															○			◎									総務省
1-145	量子インターネットの要素技術開発	量子状態を維持したまま長距離伝送を可能とする量子インターネットは、量子コンピュータ等の相互接続に必要となるネットワーク技術として期待。量子インターネットの要素技術である量子中継技術は、量子状態を維持したまま中継を可能とする技術であり、欧米の大学や研究機関等を中心に、様々な材料を用いた中継技術の研究開発が行われており、国際競争が激化。 このため、我が国における量子中継技術等を世界トップレベルに引き上げるため、量子インターネットに関する要素技術の研究開発を推進する。	光通信波長帯への量子波長変換を可能とする量子もつれ光源・波長変換技術及びミリ秒以上の量子状態の保存を可能とする量子メモリを開発し、2027年度までに光ファイバ上で３ノード計20km以上の量子もつれスワッピングを実証。								◎																		◎									総務省
1-146	耐量子計算機暗号（PQC）等に関する研究開発	大規模量子コンピュータの実用化による従来型公開鍵暗号等の危殆化が懸念されていることから、総務省では、高速化・大容量化が求められる無線通信での実用にも耐える耐量子計算機暗号（PQC）等に関する研究開発を実施している。2024年度は、これまでに引き続き、PQCへの機能付加技術や、共通鍵暗号の性能向上技術に関する研究開発を実施する。2025年度以降は、PQCの性能向上技術や、クリプト・アジリティの実現に必要となる技術に関する研究開発を実施する。これらの取組を通じて、大規模量子コンピュータの実用化後も十分なセキュリティを確保可能な技術的基盤を確立する。	256ビットの鍵長で200Gbps 以上の処理性能を有する共通鍵暗号アルゴリズムの開発（2024年度まで）								◎															◎			◎									総務省
1-147	量子コンピュータの産業化の推進	量子コンピュータの2030年以降の本格的な産業活用に向けて、量子コンピュータ開発企業を中心としたエコシステムの構築に向けた、大規模かつ長期的な取組を行う。具体的には、量子技術の産業化・グローバル連携の拠点として2023年７月に産総研に設立した「量子・AI融合技術ビジネス開発グローバル研究センター(G-QuAT)」をハブとして、G-QuATに整備する量子・古典計算利用環境の民間企業等による活用を促進し、ユースケースを創出すると同時に、次世代の大規模量子コンピュータに向けたハードウェアやミドルウェア、ソフトウェア、デバイス、部素材の開発と評価を進め、国際標準化活動やサプライチェーンの構築、国内外の企業・研究機関等との連携を通じたグローバル量子産業人材の育成に取り組んでいく。	2030年までに「国内の量子技術の利用者約1,000万人」、「量子技術による生産額を50兆円規模」、「未来市場を切り拓く量子ユニコーンベンチャー企業を創出」を目指す（「量子未来産業創出戦略（2023年４月 統合イノベーション戦略推進会議）」の目標より）								◎			○														◎									経済産業省
1-148	府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の機能刷新	国の競争的研究費制度の増加に伴う全体的な利用者及び申請数の増加に加え、制度改正対応、配分機関の増加への対応等、科学技術政策への足元からの着実な支援の必要性が存在する。このような現状において、今後もシステムへの運用的、機能的要求が続くことが見込まれ、2024年度にe-Radのあるべき姿を調査により明らかにしたうえで、2027年度以降の全面的な更改を行う。	競争的研究費の公募・実績報告を担うe-Radの機能を強化することを通じて、効果的・効率的な競争的研究費の執行を支援するとともに、システムの安定した運用を確保する。 個別の機能強化を超えて、競争的研究費制度に係る抜本的なDXを実現すべく、ユーザーの利用動向・利用ニーズ等も踏まえた今後のe-Radのあるべき姿を予備的調査を通じて定義した上で、最新の不正アクセス対策の実装を含めた2027年度以降のシステム機能刷新を目指す。	◎				○	○	○															◎	○						○	◎	○	内閣府
1-149	グリーン社会に資する先端光伝送技術の研究開発	オンライン化・リモート化の進展等により、我が国の通信トラヒックは増加を続けており、通信処理の高速大容量化、低消費電力化、高効率化を実現する技術が必要。このため、10テラビット級光伝送技術と、大容量・高多重光アクセス網伝送技術に関する研究開発を実施し、2025年度末までに基幹網10Tbps、アクセス網１Tbps、消費電力従来比10分の１を可能とする技術を確立する。	運用単位当たりの通信処理を拡大する技術の確立（2025年度末までに基幹網10Tbps、アクセス網１Tbpsを可能とする技術を確立する） 研究開発成果の製品化（2030年度までに２件）								◎																	◎									総務省
1-150	先端的な放射光施設における高解像度かつ大容量の研究データ創出及び研究データの活用基盤の整備	＜NanoTerasu＞2024年度の運用開始に向けて、ビームラインの戦略的かつ段階的なDXが課題とされており、令和５年度補正予算において、先端データ創出機能の強化及び高度データ処理に向けた基盤強化に着手。2024年度以降も引き続き、ビームラインの増設の在り方の検討を含む戦略的かつ段階的なDXにより、研究上の課題解決策を提案してくれる研究環境の実現やイノベーションに資する研究データの創出を目指す。 ＜SPring-8＞1997年の共用開始以降、アカデミア等の画期的な研究開発に大きく貢献してきた一方で、近年、老朽化や性能面で諸外国に遅れをとっている。2030年頃の産業・社会の大きな転機を見据え、新産業・新領域の創出に不可欠な高解像かつ大量のデータの取得を可能とする、現行の約100倍の性能を持つ世界最高峰の放射光施設であるSPring-8-Ⅱの整備に着手する。	３GeV高輝度放射光施設NanoTerasuについて、安定的な運転時間の確保及びDXを含む利用環境の充実を行い、産学の広範な分野の研究者等の利用に供することで、世界を先導する利用成果の創出等を促進し、我が国の国際競争力の強化につなげる。 大型放射光施設SPring-8について、第４世代の加速器テクノロジーや省エネルギー技術を導入することで、現行のSPring-8の約100倍の最高輝度を誇る世界トップの性能を目指す。輝度が現行の約100倍となることで、現行では得ることのできない大量のデータ創出が可能となり、データドリブンによるイノベーション創出を実現する。								◎																	◎									文部科学省

施策番号	施策名	課題・取組概要（スケジュール・効果）	具体的な目標	官デ法第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												デジタル社会形成基本法第4章施策の策定に係る基本方針の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）																デジ手法第４条２項（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）						主担当 府省庁名
				10条	11条 １項 ２項	11条 ３項	12条	13条	14条	15条 １項	15条 ２項	16条	17条	18条	19条	21条	22条	23条	24条	25条	26条	27条	28条	29条	30条	31条	32条	33条	34条	35条	36条	37条	３号	４号	５号 イ	５号 ロ	６号	７号	
1-151	「富岳」をはじめとする研究開発のための計算機インフラの運用及び次世代フラッグシップシステムの開発・整備	近年、データサイエンスの進展や生成AIに係る技術革新等により、研究開発に必要な計算資源の需要が急拡大・多様化しており、これに対応する計算インフラの運用・整備が課題となっている。 そのため、スーパーコンピュータ「富岳」を中核として、HPCI（革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ）を着実に運用するとともに、ユーザーが利用しやすい環境整備を進める。利用者及び利用分野の裾野が拡大するとともに、「富岳」を活用した画期的な成果の創出が見込まれる。 また、遅くとも2030年ごろの運転開始を目指し、「富岳」の次世代となる優れたAI性能を有する新たなフラッグシップシステムの 開発・整備に着手する。	HPCI（革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ）の中核となるスーパーコンピュータ「富岳」の安定した運転（年間稼働率90%以上） HPCIを利用した研究成果の創出（集計年度末までに登録された、論文の発表数年間250件以上）								◎																		◎								文部科学省
1-152	マテリアルDXプラットフォーム実現のための取組	全国25の大学等において、先端設備の全国的な共用体制を整備するとともに、創出された高品質かつ大量のデータの収集・蓄積・利活用等を進めることでマテリアル分野におけるデータ駆動型研究を推進する。データ駆動型研究の推進に必要となる高品質かつ大量のデータを創出可能な先端設備について、先端技術動向を踏まえた戦略的な整備・高度化、データ収集・蓄積の加速、AI解析基盤の整備等、2025年度からのデータ利活用の本格運用に向けた準備を進める。	2025年度までに、全国的な先端共用設備提供体制で創出されたデータを収集・蓄積・利活用するシステムの本格運用を開始する								◎	○						○											◎								文部科学省
1-153	人文学・社会科学のDX化に向けた研究開発推進事業	諸外国では人文学研究のデジタル化（デジタル・ヒューマニティーズ（DH））が積極的に推進されており、そうした世界的動向への対応や総合知の創出にも資する観点から、人文学研究のDX化のための基盤開発が必要。また、総合的・計画的な人文学・社会科学の振興に向け、我が国の同分野の研究動向・成果を把握するモニタリング手法の確立が喫緊の課題。 このため、2024～2026年度において、国内学術機関による「DHコンソーシアム」を構築し、人文系学術資料のデータ規格のモデルガイドラインやDH人材育成プログラムなど人文学研究のDX化のための基盤開発を推進するとともに、人文学・社会科学に係る「書籍」や多様な社会的インパクト等について、我が国の研究動向・成果を可視化するモニタリング指標の開発に向けた調査・分析を実施する。	国内学術機関で構成する「デジタル・ヒューマニティーズ・コンソーシアム」を2024年度中に構築し、人文系学術資料のデータの作成・研究利活用促進のための基盤開発等を2026年度まで進め、我が国の人文諸分野の研究DXを推進する。また、2024年度から2026年度まで、我が国の人文学・社会科学の研究活動の成果をデータ分析により可視化する指標の開発・モニタリングを実施し、同分野の総合的・計画的な振興に資する。									◎			◎			◎																				文部科学省
1-154	戦略的創造研究推進事業　情報通信科学・イノベーション基盤創出（CRONOS）	生成AIサービスの急速な流行や、社会インフラのIoT化、サイバー攻撃の高度化・激化等、ICTの進展は大きな社会変革を起こす鍵であり、将来の我が国の帰趨を握る革新的なICT技術の創出・進化の実現が求められている。そのため、2024年度より、Society 5.0以降の未来社会における大きな社会変革を可能とする革新的なICT技術の創出と、革新的な構想力を有した高度研究人材の育成に取り組む。	社会変革を実現可能とする革新的ICT技術の創出に向けた研究開発数　18件									◎																		◎								文部科学省
1-155	5GHz帯マルチパラメーターフェーズドアレイ気象レーダーの研究開発	我が国では、毎年数千億円～数兆円規模の水災害が発生しており、急激な河川の増水や道路冠水等による甚大な人的・物的被害が発生するとともに、激甚災害の指定もされている。これらの被害を最小限にするには、現行のパラボラ型の気象レーダーよりも短時間で雲や降雨状況等を詳細に観測するレーダー技術が必要である。 これまでの研究開発の成果の社会実装や研究開発を進めるに当たり、実際のユーザーとなり得る事業者等とレーダーの使い方や目標とするレーダーのスペック等について十分検討を行う。 現行のパラボラ型の気象レーダーを代替することを目指し、2029年までに同等の観測距離において短時間で詳細な観測が可能なフェーズドアレイ型気象レーダーの研究開発を実施する。	2029年までに、現行の気象レーダーと同様の観測距離において、短時間で詳細な観測が可能なフェーズドアレイ型気象レーダーに関する技術を確立する。									◎																		◎								総務省
1-156	半導体戦略の具体化	デジタル産業やデジタルインフラ、そしてその基盤となる半導体を取り巻く環境の変化を踏まえ、2023年年6月に取りまとめた改定版「半導体・デジタル産業戦略」に基づき、以下の取組等を推進する。 引き続き5G促進法に基づく先端半導体の国内における安定的な生産基盤の確保や、経済安全保障推進法に基づく半導体の安定供給確保に向けた取組のほか、次世代半導体の設計・製造基盤確立に向けた取組を推進する。 また、半導体産業が必要とするスキルを有する人材の育成・確保の実現に向けた各地域における産学官連携の仕組み・体制の全国展開や、半導体の設計・製造を担うプロフェッショナル・グローバル人材の育成、研究開発人材の育成に資するアカデミアの中核となる拠点の形成に取り組む。	2030年に、国内で半導体を生産する企業の合計売上高（半導体関連）として、15兆円超を実現し、我が国の半導体の安定的な供給を確保する。									◎																		◎								経済産業省
2-1	民間のPHR事業者団体と連携しライフログデータの標準化等を通じたPHRの利活用促進	全ての生活関連産業がヘルスケアの担い手になり得るとの考えの下、異業種連携を促し、個人の健康状態や嗜好に合わせた個別最適なサービスを創出するための基盤として、PHRサービス事業協会等と連携し、データ標準化・情報取扱いルールの整備やPHRの活用促進を行う。	業種横断的な民間PHR事業者団体である「PHRサービス事業協会」等と連携して、2024年度を目途として、データ標準化やサービス品質の確保に向けた業界自主ガイドラインの策定をフォローする。 2027年度までにマイナポータルAPI連携事業者数　50社			○			◎	○						◎							○		○														経済産業省
2-2	医療高度化に資するPHRデータ流通基盤の構築	昨今、個人の日々の活動から得られるライフログデータを含むPHRデータを取得・分析し、その人の健康増進等に役立てるサービスが一般的に普及したことで、蓄積された信頼できるPHRデータの利活用が可能となっている。このようなPHRデータを利活用することで医療の高度化に資するとの期待があるが、現状、医師が患者のPHRデータを入手するための技術的な仕組みがない。 こうした状況を踏まえ、2023年度から2024年度にかけて、PHRデータを医療現場での診療に活用すべく、各種PHRサービスから医師が求めるPHRデータを取得するために必要なデータ流通基盤を構築し、技術的な制約の解消を図る。その上で、実際の診療でPHRデータを活用し、PHRデータの有用性を医学的に検証する。	2024年度までに各種PHRサービスから医師が求めるPHRデータを取得するために必要なデータ流通基盤を開発	◎		◎	○	○		○						○								○		⊖				⊖								総務省
2-3	高度遠隔医療ネットワーク実用化研究の推進	2019年、厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」が改訂され、遠隔手術がオンライン診療の一類型として位置付けられた。これを受け、総務省では2020年度から、遠隔手術の実現に必要な通信環境等の条件整理のための実証研究に取り組んでおり、2021年度までの研究成果を踏まえ、2022年６月に「遠隔手術ガイドライン」（第一版）が日本外科学会により策定された。 2022年度からの３年間は、「遠隔手術ガイドライン」（第一版）で考慮されていなかった、高精細な映像のリアルタイム伝送や、多様な通信環境など、より実際の活用シーンを想定した実証を行い、「遠隔手術ガイドライン」の精緻化に寄与する。	2024年度までの研究成果を踏まえ、早期に「遠隔手術ガイドライン」を改定									◎				○								○		○				◎								総務省
2-4	マイナポータルAPI接続による健診等情報の利活用	個人に関する健康・医療・介護等データ（PHR：Personal Health Record）について、民間PHRサービスの適正かつ効果的な利活用を進めるため、総務省、厚生労働省及び経済産業省では、民間事業者に必要なルールの在り方等を継続的に検討しており、2021年度には「民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」を策定した（2022年４月に一部改訂）。 2024年度においても、引き続き上記の民間事業者に必要なルールの在り方等を検討し、PHRサービスの普及展開を図っていく。 このような取組により、国民の疾病等の予防、健康づくりの推進等に貢献。	「民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」を遵守し、マイナポータルAPI連携が認められた事業数	◎		◎	○	○		○						○								○		○				◎								総務省

施策番号	施策名	課題・取組概要（スケジュール・効果）	具体的な目標	官デ法第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												デジタル社会形成基本法第4章施策の策定に係る基本方針の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）																デジ手法第４条２項（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）						主担当府省庁名
				10条	11条１項２項	11条３項	12条	13条	14条	15条１項	15条２項	16条	17条	18条	19条	21条	22条	23条	24条	25条	26条	27条	28条	29条	30条	31条	32条	33条	34条	35条	36条	37条	３号	４号	５号イ	５号ロ	６号	７号	
2-5	AIを活用した救急隊運用最適化	救急自動車による現場到着所要時間は延伸傾向にあるため、AIを活用した救急隊運用最適化による現場到着所要時間の短縮を図る研究開発を推進している。 2023年度までに、平坦な地形の消防本部を対象とした現場到着所要時間の短縮効果についてシミュレーションにより確認するとともに、実際に救急隊を最適配置する実証実験を行った。2024年度に汎用性を高めた手法とするために、山間地等の地形の特徴が異なる複数の消防本部を対象とした研究開発を実施予定。	AIを活用した救急隊運用最適化手法を2024年度末までに完成させる。 2025年度以降は、当該手法を他のデータと組み合わせる等、より高度化を図る。								◎																	◎							◎	総務省
2-6	救急時における医療機関への医療情報共有	救急医療の現場において、意識障害等により同意取得が困難な場合にも、救急患者を受け入れる医療機関に対して、まずはレセプト情報を基にした薬剤情報や診療情報等の共有を可能とし、より安全で効果的な医療を提供できるようにする。	2024年度中に救急時医療情報閲覧を開始					◎															◎															◎	厚生労働省
2-7	電子カルテ情報の標準化等	電子カルテ導入済み医療機関の標準規格への対応が十分でないこと及び電子カルテ未導入の医科の医療機関が約半数あることから、以下の取組等を進める。 2024年３月末より電子カルテ導入済みの病院には、電子カルテの標準規格に対応する改修等について医療情報化支援基金による補助を行っている。 レセプト情報に加え、電子カルテ情報の共有を行うためにオンライン資格確認等システムを拡充し、電子カルテ情報共有サービスを構築する。2024年度中に先行的な医療機関から順次運用を開始する。具体的には、３文書６情報を医療機関等で共有することを目指す。 電子カルテ未導入の医科診療所に対しては、標準規格に準拠したクラウドベースの電子カルテ（標準型電子カルテα版）を2024年度中に開発し、一部の医科診療所での試行的実施を目指す。	遅くとも2030年には、おおむね全ての医療機関において、必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指す。			○					◎						○										◎													厚生労働省
2-8	診断書等の電子的な提出	現在、医療費助成の手続等のために、医療機関で発行した診断書等を自治体に提出する機会が多く存在する。これらは患者や家族の負担となっているため、電子的な提出の実現が望まれている。そのため自治体が実施する事業に関する手続を行う際に、提出が必要となる診断書等について、医療機関において電子的に発行したものをマイナポータルを活用して電子的に提出できる仕組みの実現を目指す	自治体に提出が必要となる診断書等について、医療機関において電子的に発行したものをマイナポータルを活用して電子的に提出できる仕組みを2024年度中に実現を目指す	◎																			◎											◎					厚生労働省
2-9	診療報酬改定DX	国として初めて共通算定マスタとなる国公費マスタ及び地単公費マスタを作成し、2023年度末に公開し、自治体と医療機関等の間に生じる情報共有に係る間接コストの軽減を図った。医薬品マスタについては2024年度中に改善し提供する。 共通算定モジュールについては、2024年２月に設計・開発を開始し、2025年度にモデル事業を実施した上で、2026年度に本格的に提供する。	2024年度末までに共通算定マスタの提供、電子点数表の改善 2026年度末までに共通算定モジュールの本格的な提供	◎				○			○											◎																	◎	厚生労働省
2-10	次の感染症危機に備えた更なるデジタル化	電子カルテと発生届の連携については、2023年度からFHIR規格に対応した様式の開発等に着手しており、2024年度からシステム構築に向けた要件の整理や仕組みの検討を行う。 感染症の科学的知見や医薬品等の開発に資する臨床研究に必要な情報を迅速かつ効率的に実施するための手段として、2023年度から必要な仕組みの開発を行い、2024年度中にその開発した仕組みを一部のFHIR対応済みの医療機関に導入することを目指す。 各種手続のデジタル化については、2023年度に業務の負担等に関して自治体に対して実態調査を行い、そこで把握した課題をもとに、2024年度から具体的な手法の検討やニーズの把握を行う。	システムの構築に向けた既存システムとの連携等における課題の把握や実態調査など必要な取組を行う。	○																																			厚生労働省
2-11	サイバーセキュリティ確保	医療機関へのサイバー攻撃は、近年、多様化、巧妙化してきており、医療DXの取組を進めて行く上でも、医療機関の情報セキュリティ対策を強化していくことは重要である。まずは病院におけるサイバーセキュリティの更なる確保のため、外部ネットワークとの接続の安全性の検証・検査や、オフライン・バックアップ体制の整備等の支援をする。	医療機関のサイバーセキュリティ対策として2024年度に外部ネットワークとの接続の安全性の検証・検査や、オフライン・バックアップ体制の整備等の支援を実施する。				◎																				◎											◎	厚生労働省
2-12	オンライン診療その他の遠隔医療の推進	遠隔医療については、近年ますます需要が高まっているが、必ずしも幅広く普及が進んでいるとは言えない状況にある。 このため、2023年６月に策定した「オンライン診療その他の遠隔医療の推進に向けた基本方針」に基づき、2024年３月に日本医学会連合が策定した「遠隔医療の研究に関する提言」も踏まえ、診療領域、患者の特性、地域の特性等の観点で、オンライン診療等の活用が期待される具体的な場面を特定した上で、オンライン診療等に関する課題の整理、エビデンスの収集や構築を行う。 具体的には、2024年度に医師と医師（D to D）間の遠隔医療の調査を行い課題と解決策等の検討を行うとともに、2024年度以降、オンライン診療等の標準的な活用方法を既存の診療ガイドライン位置付けることを目的とした臨床研究を推進する。	遠隔医療設備整備事業でオンライン診療導入の補助を実施した件数 （2024年度目標：55件） 遠隔診療に関する診療報酬の算定件数 （参考） 2023年５月診療分（NDBデータ） ・情報通信機器を用いた初診料：24,476回 ・再診料：35,248回 ・外来診療料：4,082回						◎			○											◎					○				○								厚生労働省
2-13	G-MISの改修等	医療機関等情報支援システム（G-MIS）は、新型コロナウイルス感染症の流行を契機に、医療機関等における空き病床や医療物資の状況に係る情報を迅速に収集するべく構築された。これまでG-MISはコロナ対応を優先し緊急的な機能拡充等を繰り返しており、必ずしも最適化されたシステムにはなっていない。今後は医療機関等を対象とした調査・報告等を行い、有事も含めて地域における効率的で質の高い医療提供体制構築の支援を行う総合的なプラットフォームとして長期的に運用するために、真に必要な機能等の最適化に向けて改修等を行っていく。その際、厚生労働省の内外のシステムとの連携も想定しつつ、医療サービスの向上のための情報提供・データ連携の実施など、迅速に対応可能なシステム連携基盤へと機能を拡充する。	2024年度に次期G-MISの将来構想にかかる調査を行い、改修等に向けた検討を行う。						◎																		◎											◎	厚生労働省
2-14	EMISの改修等	現在、大規模災害発生時において医療機関等の被害状況把握するため、広域災害救急医療情報システム(以下、「現行EMIS」)を整備しているところであるが、現行EMISは、機能の改修や追加のたびに大規模な要件定義・改修・保守契約を求められ、現場からの要望に柔軟に対応できないなどの課題がある。 このような現状を踏まえ、一般的・汎用的なローコーディングツールやクラウドサービス等を組み合わせ再構築した状態で提供できるEMIS代替サービスの提供に向けて、2024年度に構築と試験運用を行い、2025年度からの本運用を行う予定である。	2025年４月までに、16,000名以上いる災害派遣医療チームの隊員と全ての病院・有床診療所にEMIS代替サービスのIDを配布し、本運用できるようにする。			○										○																			○			厚生労働省
2-15	指定難病患者、小児慢性特定疾病児童等の診療情報を登録するためのデータベースの活用促進	2017年度にデータベースを構築し、2019年度から研究者等へのデータ提供を開始した。2024年度からは民間企業等へのデータ提供を可能とし、軽症者の登録対象を拡大したところであり、今後も疾病の研究等に貢献していく。また、医療費助成申請のオンライン化に向け、2023年度に臨床調査個人票等のオンライン登録に関するシステムを改修し、申請のオンライン化に関する調査研究を開始した。今後も難病患者等の利便性の向上に資するオンライン化の方法を検討する。	2024年度は2023年度の調査研究の結果を踏まえ、難病患者等の利便性の向上に資するオンライン化の方法を検討する。	◎																						◎	◎						◎	○					厚生労働省

施策番号	施策名	課題・取組概要（スケジュール・効果）	具体的な目標	官デ法第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												デジタル社会形成基本法第4章施策の策定に係る基本方針の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）																デジ手法第４条２項（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）						主担当府省庁名
				10条	11条１項２項	11条３項	12条	13条	14条	15条１項	15条２項	16条	17条	18条	19条	21条	22条	23条	24条	25条	26条	27条	28条	29条	30条	31条	32条	33条	34条	35条	36条	37条	３号	４号	５号イ	５号ロ	６号	７号	
2-16	マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化	現状の救急活動における傷病者の情報聴取は、主に口頭にて行われているが、傷病者本人が既往歴や受診した医療機関名等を失念していることや、家族等関係者が傷病者の情報を把握していないこともあり、救急隊が医療機関選定等を行う上で課題となっている。 そのため、救急隊がマイナンバーカードを活用して、オンライン資格確認等システムから傷病者情報を正確かつ早期に把握することにより、救急活動の迅速化・円滑化を図る。 2022年度の実証実験及び2023年度の調査研究の結果を踏まえ、2024年度は67消防本部660隊の参画を得て全国規模の実証を行うとともに、救急隊が使いやすいようシステム改修を行い、2025年度に全国展開を推進する。	マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化について、一部の消防本部で先行実施している実証事業の結果を踏まえ、2025年度に全国展開を推進する。					◎																	◎											◎	総務省
2-17	予防接種事務のデジタル化	個人番号カードを用いたオンライン対象者確認やオンライン費用請求により、自治体及び医療機関の費用請求・支払事務の効率化を図るなど、予防接種事務をデジタル化する。 情報連携基盤となるPublic Medical Hub(PMH)の開発を行い、先行自治体において、５月より順次事業を開始している。 これらの取組を踏まえたシステム改善を行いながら、順次、参加する自治体や医療機関を拡大し、自治体システムの標準化の取組の状況を踏まえ、全国展開をしていく。	今年度の先行実施事業に参加する自治体及び医療機関数：９自治体以上、56医療機関以上	◎				○								○						○	◎	○	○	○									◎	○	○	○	厚生労働省
2-18	予防接種記録及び副反応疑い報告に係る匿名データベースの整備並びに予防接種記録の疫学調査等への活用の検討	2023年度、１自治体において予防接種情報と一部の診療情報を紐付けたデータセットを作成し、国立感染症研究所において試行的に解析した。これにより、予防接種の有効性・安全性の評価において、予防接種情報と診療情報を紐付けたデータベースを活用して解析する際の留意点や課題を把握できた。2024年度においても、具体的な解析手法等の開発を進める。 上記評価に必要な予防接種情報及び有害事象の発生に関する情報は、市町村、保険者等が個別に保有しており、連結解析は容易でない。副反応疑い報告についても、手書きのFAX報告が多い。このため、改正予防接種法に基づいた予防接種データベースの構築に向け、予防接種情報、副反応疑い報告の電子的な収集等に関するシステムの要件定義を実施した。2024年度においても、システム要件定義や調達を実施する。	― ※施策名「予防接種事務のデジタル化」の進捗状況に合わせデータベースの構築を行う予定。		◎		○			○						○								○	◎		○				○					◎	○		○	厚生労働省
2-19	医療分野のデジタル行財政改革事項	デジタルの力を積極的に活用して、患者一人一人により質が高く、効率的な医療を提供できるようにしていくため、電子処方箋の導入促進等の取組を推進する。	電子処方箋の導入促進等の取組を推進					○						◎				○					◎				○											○	厚生労働省
2-20	介護分野のデジタル行財政改革事項	デジタルの力を積極的に活用して、介護を必要とする者に、質の高い介護サービスを効率的に提供できるようにしていくため、介護ロボット・ICT機器の導入補助、定着支援まで含めた伴走支援、これらに必要な人材育成、協働化・大規模化に向けた支援等の措置、介護報酬改定における加算の新設、人員配置基準の特例的柔軟化等の対応を実施した。 今後、KPIに設定したデータを定期的に取得し、政策ダッシュボード等の活用による「見える化」に取り組み、事業所へのフィードバックを進めることで、生産性向上の取組を加速させていく。	介護現場の生産性向上の取組を加速									○	○		○	○		○		○		◎				○					○									厚生労働省
2-21	介護サービス情報公表システムを活用した効果的な情報提供	介護サービスの利用者が、自身に合った適切なサービスを選択可能となるよう、事業者選択に当たっての支援を目的として、事業者に対して介護サービス事業所に係る情報の公表を義務付けるとともに、当該情報を公表するための介護サービス情報公表システムを運用している。これまでに、利用者・家族向け情報と専門職向け情報に分けて情報公表を行うためのシステム改修や、各種サービスを組み合わせて利用する場合の総費用の簡易な試算機能を追加するためのシステム改修を実施。 引き続き、利用者が使いやすいユーザーインターフェースへの改善に係る改修を実施するなど、利用者等の選択を支援するための情報を充実・追加等するため、介護サービス情報公表システムの機能改修に取り組み、利用者である国民の利便性の向上を図る。	達成時期:2027年度末 計画目標:利用者等が適切な介護サービスの選択に資するための情報の充実・追加等に係る機能改修等の実施		◎					○														◎		◎									◎	◎		◎	厚生労働省
2-22	福祉相談業務のDXの促進	きめ細かな相談支援を行える体制を構築するため、都道府県がイニシアティブを発揮し、デジタル田園都市国家構想交付金TYPESを活用して、高齢者福祉分野、障害者福祉分野、こども家庭福祉分野、生活困窮者福祉分野等の相談支援に統一・共通的に使える、デジタル技術を活用したソリューションの共同調達や、重層的支援体制整備事業において多様な関係者間の情報共有を行うための相談記録プラットフォームのプロトタイプの開発を2024年度中に進める。 その成果も踏まえながら、厚生労働省は、重層的支援体制整備事業における相談支援業務のDXの活用を検討する。 福祉相談業務のDXの促進に当たっては、地方公共団体が福祉分野において幅広く活用できるよう地方公共団体の意見を丁寧に聞きながら進めていく。	重層的支援体制整備事業における相談記録プラットフォームの開発							◎						◎						◎																	厚生労働省、こども家庭庁
2-23	学習者用デジタル教科書の導入	デジタル教科書の在り方については、中央教育審議会における議論を踏まえ、以下のとおり段階的に導入を開始している。 2024年度から全ての小中学校等を対象に、小学校５年生から中学校３年生に対して英語のデジタル教科書を、約５割の小中学校等の小学校５年生から中学校３年生を対象に算数・数学のデジタル教科書を提供。 その他教科等ついては、活用状況等を踏まえながら段階的に提供。 デジタル教科書を週に１回以上の頻度で活用（実践的に活用）している割合は2022年度時点で４割程度であることから、引き続き実証研究事業等を通して、活用促進を図る。	デジタル教科書を実践的に活用している学校の割合を2028年度までに100%にする。									◎					◎									○													文部科学省
2-24	教育現場におけるICT利活用環境の強化などGIGAスクール構想の基盤整備	GIGAスクール構想によって義務教育段階の１人１台端末環境が整備され、学校における本格的な端末の活用が始まっているが、その活用状況には地域間・学校間でばらつきが見られる。また、ネットワークのつながりにくさの問題や支援人材の確保など、利活用を進めるに当たっての課題が明らかになってきている。 個々の地方公共団体の課題に応じ、ネットワークアセスメントへの支援や国費によるアドバイザー派遣など、引き続き伴走支援の強化を図っていく。また、ロケーションフリーでの校務実施等が可能となる次世代校務DXの推進に向けた取組を行う。 在外教育施設においても、日本国内と同等の教育環境の整備のため、2023年度から５年程度をかけて端末を計画的に整備・更新するとともに、ICT支援員の配置をはじめとする伴走支援を行う。	１人１台端末を授業で活用している学校の割合の向上（2024年度末までに「週３回以上」を９割）										○				○																					文部科学省
2-25	学校現場におけるAIの取扱いに関するガイドラインの策定と生成AI利活用事例の創出	文部科学省において、生成AIの普及を受けて、2023年7月に「初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン」を示したところであり、このガイドラインを踏まえて、学校現場におけるパイロット的な取組や校務での利活用に関する取組を実施する。	生成AIパイロット校指定校（指定校52校）の取組事例を取りまとめ、2024年度内に公表する。										○						○																			文部科学省
2-26	デジタル教材の活用促進（デジタル動画を活用した運動部活動・地域クラブ活動のサポート体制の構築）	地理的・人的要因によるスポーツ体験格差の解消を図り、持続可能な形で子供たちが多様なスポーツ活動に親しむ環境を構築するため、2024年度中に、主に中学生の主体的な学びに資する自主学習用の動画コンテンツを掲載した特設サイトをスポーツ庁HP内に開設する。	持続可能な形で子供たちが多様なスポーツ活動に親しむ環境構築のための自主学習用動画コンテンツ特設サイトの2024年度中の開設															◎																				文部科学省

施策番号	施策名	課題・取組概要（スケジュール・効果）	具体的な目標	官デ法第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												デジタル社会形成基本法第4章施策の策定に係る基本方針の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）																デジ手法第４条２項（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）						主担当府省庁名
				10条	11条１項２項	11条３項	12条	13条	14条	15条１項	15条２項	16条	17条	18条	19条	21条	22条	23条	24条	25条	26条	27条	28条	29条	30条	31条	32条	33条	34条	35条	36条	37条	３号	４号	５号イ	５号ロ	６号	７号	
2-27	パブリッククラウド環境を前提とした次世代校務DX環境への移行①	2026年度から４年間かけてパブリッククラウド環境を前提とした次世代校務DX環境への移行を順次進める。あわせて都道府県単位での校務支援システムの共同調達を推進することで、コスト削減を図るとともに、教師の異動に際する負担の軽減、自治体における事務負担の軽減、特に小規模自治体での安定的な調達を後押しする。 校務DXの着実な推進のため、文部科学省は引き続き各教育委員会による教育情報セキュリティポリシーの策定及び見直しを働きかけるとともに、政策ダッシュボード等も活用し、全国の校務DXの実態を把握しながら必要な施策を進める。	次世代の校務システムを導入済みの自治体の割合：2029年度100%													◎					◎													◎				文部科学省
2-28	パブリッククラウド環境を前提とした次世代校務DX環境への移行②	次世代型校務支援システムの導入に際して、県内を異動する教師の負担軽減、校務支援システムの調達費用の削減、及びデータの引継ぎの効率化のため、小中学校等における指導要録、健康診断票、出席簿、調査書については国又は都道府県単位で共通化やデータ標準化を行い、その他の帳票も含めて特段の支障がない限りカスタマイズ（独自仕様の導入）を行わないよう働きかける。 中学校・高校の教師の事務負担に加え、生徒・保護者にとっても負担となる高校入試事務手続のデジタル化を推進するため、技術仕様の検討を速やかに行い、意欲ある地方公共団体と連携して実証に取り組む	次世代の校務システムを導入済みの自治体の割合：2029年度 100%													◎					◎													◎				文部科学省、デジタル庁
2-29	学校現場における必要なネットワーク環境の整備・確保	2023年11月に全国の公立小・中・高等学校に実施した簡易帯域測定の結果（速報値）を、一定の仮定の下で推計すると、「当面の推奨帯域」を満たす学校は２割程度に留まっていたことから、文部科学省は、GIGA第二期の学びの観点から、自治体に必要なネットワーク速度を定めた上でネットワークアセスメントの実施を促し、2025年度末までに、全ての学校で必要なネットワーク環境が整備されるよう措置を講ずる。	2025年度末までに、全ての学校で必要なネットワーク環境が整備されるよう措置を講ずる。						◎									◎	◎	◎																			文部科学省
2-30	KPI・ロジックモデル構築	KPIや政策ダッシュボードによって政策の進捗状況をモニタリングし、政策の進捗状況に応じて軌道修正のために政策手段を再度検討し、必要な措置を講ずる。また、必要に応じてKPIの見直しを行う。	2024年度末を目処に、校務DXに関する政策ダッシュボードを最新のデータに基づいて更新する。																			◎																	文部科学省
2-31	教育データの効果的な利活用の推進とそれに必要な環境整備①	教育データの利活用を推進する上では、官民が適切な役割分担のもと、整合性を持って施策を進めていく必要があることから、デジタル行財政改革会議における成果等も踏まえ、教育DXの目指すべき姿と、その実現に向けて必要な施策を改めて整理し、2024年度内を目途に教育データ利活用ロードマップを改定する。並行して、自治体内における年次更新をはじめとした校務を効率的に実施し、転校・進学時に必要な指導要録、健康診断票、学習履歴等の提供を円滑にするため、自治体間連携のためのデータ連携基盤や、アーキテクチャ・ID管理の実現方策を検討する。	教育データ利活用ロードマップの改定（2024年度内を目途）	.		◎	◎															◎					◎								◎	◎			デジタル庁
2-32	教育データの効果的な利活用の推進とそれに必要な環境整備②	個人情報の適正な取扱いを確保しながら、教育データ利活用の基盤整備のため、教育データの相互互換性を確保するためのルールの更なる充実、教育データを取得するツールである「MEXCBT」「EduSurvey」の整備・活用を進める。 教育データの利活用を実効的に広めていくため、各自治体におけるデータ利活用の実証と知見の共有、スタディログを含む様々なデータ利活用の事例の創出や横展開、データを正しく理解し活用できる力（データリテラシー）向上に向けた伴走支援など、自治体への支援を行う。 あわせて、エビデンスに基づく効果的な対応を推進するEBPMの観点から、公教育データ・プラットフォームの充実など、教育関連データの収集・分析を充実させるための具体的検討を行う。	自治体における教育データ利活用の支援	.		◎	◎															◎					◎								◎	◎			文部科学省
2-33	Lアラートの一層の有効活用の推進	災害情報を報道機関等を通じて効率的に地域住民に伝達するためのシステムであるＬアラートは、現在は一般財団法人が運営しており、その利用は原則として自治体等の情報発信者と地域住民に情報を伝達する報道機関等に限られている。 今後、政府全体の防災DXにも寄与するため、内閣府新総合防災情報システム（SOBO-WEB）とＬアラートの相互連携の実現に向けた取組を進めるとともに、国の関与の在り方を含めた必要なＬアラートの見直しを進める。	今後、Lアラートで流通する情報を国等の災害対応機関の業務目的でも利用できるようにするとともに、災害対応機関間で共有されている情報のうち適切なものを報道機関等を通じて地域住民に伝達できるようにする。 また、Lアラートのシステムの安定性・信頼性・継続性を一層向上する。			◎					◎						◎																				◎	◎		総務省
2-34	消防防災分野におけるAIの活用も含めたDXの推進	緊急消防援助隊のDX推進：緊急消防援助隊が災害情報を収集・分析し判断等を行えるよう、DX関連資機材等を整備、指揮支援体制の強化を図る。 消防庁映像共有システム：災害時の国・自治体間の映像共有のため、投稿型の機能を有した「消防庁映像共有システム」の構築・運用に取り組む。2023年度にシステム構築、試行運用。2024年度に本格運用。 消防指令システム：災害時における消防本部間の連携強化・活動の円滑化等のため、消防指令システムの外部連携を可能とするなどしたシステム改修の標準仕様書を作成（2023年度）し、消防指令システムの高度化等を目指す。 消防防災科学技術研究推進制度：官民連携の消防防災分野の研究を促進する同制度において、AI活用も含めたDXに向けた研究開発を推進する。	緊急消防援助隊のDX推進：2023年度からDX資機材等の活用方法を自治体と議論、2024年度に資機材等を整備。 消防庁映像共有システム：消防職団員が映像を投稿する「消防庁映像共有システム」について、2024年度中に本格運用を開始し、大規模災害時の映像を国・自治体間で共有するほか、平時の火災等でも各消防本部で活用。 消防指令システム：システム更新期間等を踏まえ、2035年度をめどに全国の消防本部で消防指令システムが高度化されるよう標準仕様書等を周知。 消防防災科学技術研究推進制度：消防防災科学技術研究推進制度の公募時にDXに関する研究テーマを１件以上提示する。							◎		◎																			◎							◎		総務省
2-35	災害対応機関（消防団含む）のドローン活用の推進	消防団：大規模災害時において、地域に密着した消防団の情報収集能力の向上を図ることが必要であることから、消防団員に対するドローンの操縦講習等を実施するとともに、消防団のドローン整備に対する支援を行い、消防団の災害対応能力の高度化を図る。 緊急消防援助隊：2021年夏の大雨による災害対応の教訓等を踏まえ、2022年度から地図画像作成機能を持ったドローンの仕様検討を行い、2023年度４月に配備を完了。 消防本部等：消防本部等がドローンを安全かつ効果的に運用できるよう、より高度な操縦技術を持つ人材を育成するとともに、アドバイザー派遣制度により全国の消防本部や自治体の操縦者育成を図る。 地方公共団体防災部局：ドローン整備への財政措置及び人材育成により大規模災害に備えた体制構築を図る。	消防団：消防団におけるドローンを整備し、操縦技術を持つ人材を育成する。 緊急消防援助隊：災害初期活動時における情報収集体制を強化し、より効率的かつ効果的な救助活動を可能とするため、全国での訓練等において、緊急消防援助隊に配備したハイスペックドローンを活用する。 消防本部等：消防本部等におけるドローンを整備し、操縦技術を持つ人材を育成する。 地方公共団体防災部局：物資輸送等のためのドローンを整備し、操縦技術を持つ人材を育成する。							◎																											◎		総務省
2-36	Jアラートによる迅速かつ確実な情報伝達の実施	国はこれまでも全国瞬時警報システム（Jアラート）による緊急情報の発信を実施。 Jアラートによる緊急情報が配信された際、国からの緊急速報メールによる情報伝達以外で、市区町村が整備している情報伝達手段（防災行政無線等）による住民への情報伝達に支障をきたしている団体が見受けられる。 引き続き、Jアラートによって自動起動する情報伝達手段の多重化を進めるとともに、国と地方公共団体が連携した全国一斉情報伝達試験を実施することで、全ての国民が災害等の緊急情報を迅速かつ確実に受け取ることができる体制を構築。 また、国から発信する緊急情報を住民に確実に伝達する機能を維持・最適化するため、2024～2025年度にJアラートのシステム更改を図る。	全ての市区町村において、全国瞬時警報システム（Jアラート）と連携する情報伝達手段を複数整備する。 情報伝達における支障の発見・改善を促すため、定期的に全国一斉情報伝達試験を実施し、すべての市区町村における情報伝達の支障を解消する。							◎																	◎													総務省

施策番号	施策名	課題・取組概要（スケジュール・効果）	具体的な目標	官デ法第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												デジタル社会形成基本法第4章施策の策定に係る基本方針の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）																デジ手法第４条２項（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）						主担当府省庁名
				10条	11条１項２項	11条３項	12条	13条	14条	15条１項	15条２項	16条	17条	18条	19条	21条	22条	23条	24条	25条	26条	27条	28条	29条	30条	31条	32条	33条	34条	35条	36条	37条	３号	４号	５号イ	５号ロ	６号	７号	
2-37	位置情報サービスを支えるインフラ「電子基準点」の安定運用及び「国家座標」に基づく位置情報の提供	近年、高精度な位置情報が容易に利用できるようになりつつあるが、日本列島周辺の地殻変動により生じる地図と測位のズレ（最大で２m程度）や、業種・分野間での位置の表し方の違い等の課題が顕在化している。これらの課題を解決するためには、位置情報サービスを支えるインフラである「電子基準点」を安定的に運用し、位置情報の共通ルールである「国家座標」に基づく位置情報を得るための仕組みを整備する必要がある。 そのため、電子基準点の耐災害性を継続的に強化していくとともに、2024年度までに電子基準点に基づく新たな標高基準を整備し、2026年度までに高さにも国家座標に準拠した地図と衛星測位とのズレを補正する仕組みを導入する。	電子基準点の観測データの取得率　毎年度99.5%以上 補正情報の提供先分野数　2025年度までに４分野		◎	◎					○	○												◎		◎		○											国土交通省
2-38	電子国土基本図の整備・更新・３次元化	デジタル社会の実現には、ベース・レジストリである「電子国土基本図」の３次元化が必要であるが、最新性を確保することや機械可読性の向上といった課題がある。 そのため、2023年度に３次元化の方針及び手法を整理し、2024年度から３次元化を行い、2028年度までに国土全域の３次元地図を整備する。 あわせて、2024年度から３次元地図の可視化に向けた調査検討、提供環境を構築し、2025年度から整備された３次元地図を順次提供を行う。 これにより、官民問わず幅広く、各種手続や防災・減災対策等の様々な活動で活用され、社会全体の効率性の向上が図られる。	ベース・レジストリである「電子国土基本図」のデータの品質を確保しつつ、2028年度までに国土全域において３次元化を実施した電子国土基本図を整備し、順次提供を行う。		◎							○												◎	◎			◎											国土交通省
2-39	指定緊急避難場所情報の迅速な整備・更新・公開	近年、激甚化・頻発化する自然災害において、市町村が指定する指定緊急避難場所情報は、住民等の円滑かつ迅速な避難の確保に必要な情報である。 指定緊急避難場所データを国土地理院のシステムへ登録するよう市町村に促すとともに、引き続き指定緊急避難場所情報を迅速に整備・更新・オープンデータとして公開し、適切な避難を促す多様な災害支援サービスの創出に寄与する。	市町村から更新の連絡があった指定緊急避難場所情報の地理院地図への反映率（毎年度100%）		◎						○													◎													◎	国土交通省
2-40	災害リスク情報のオープンデータ化	災害リスク情報（洪水・高潮、津波、土砂災害など）については、WebGISにて提供できる形式のデータ整備が多くないのが課題。 2018年度から国・地方公共団体が保有するデータや各データの形式等に関する状況把握を進めるとともに、把握した状況を踏まえてオープンデータ化に向けたデータ形式等の要件を検討し、随時提供を開始。洪水浸水想定区域（想定最大規模）、高潮、津波や土砂災害警戒区域等のデータについてはウェブサイトやソフトウェア、アプリケーション向けに画像データ形式で配信中。 データの公開により、地域を横断した効果的な災害リスク情報の発信が可能になる等、国民の安全性及び利便性の向上に寄与。	災害リスク情報をオープンデータ化した箇所数（又は団体数） （参考：実績値） 国管理河川　448 都道府県管理河川　1,578 その他河川　3,191 （2024年３月） ※目標：2026年度までに約17,000に拡充予定		◎																				◎													◎	国土交通省
2-41	デジタル技術を活用したTEC-FORCEの強化	TEC-FORCEの被災状況調査については、現地計測や報告書作成等に係る作業が膨大で、被害の全容把握に時間を要している。 これまで、TEC-FORCEの活動記録（リエゾン活動、被災状況調査活動等）を一元管理する活動支援アプリの開発、画像判読による被災規模自動計測ツールの開発や、アプリ等を使ったTEC-FORCE隊員の育成（研修、訓練）等を実施しており、2024年度より、三次元データを用いた簡易的な被害数量算出ツール等のTEC活動支援機能の開発・試行を行う。 これらにより、デジタル技術を活用し、活動等の効率化等を図る『iTEC』を推進し、被害の全容把握の迅速化を図り、被災地域の早期復旧支援の強化を実現する。	調査の安全性を確保しつつ被災状況の全容把握や情報共有の迅速化による早期復旧への寄与								◎						◎																					◎	国土交通省
2-42	放射線モニタリングプラットフォームの整備及び測定データ連携の推進	本施策においては、2022年度行政事業レビュー（公開プロセス）の外部有識者の指摘（「クラウドの活用等のシステムの更新については国が統一的に進め、経費を削減すること。」）を踏まえ、システムのクラウド化について検討を進めている。 防災DXの推進のため、2024年度に内閣府が主管する新総合防災情報システム（SOBO-WEB）へ原子力規制庁が収集した放射線量等の測定データを自動連携するシステムの構築を図る。	内閣府が主管する新総合防災情報システム（SOBO-WEB）へ放射線量等測定データを自動連携するシステムの構築を2024年度中に行う。							○	◎						◎						○			○								◎	○				環境省
2-43	デジタル技術を用いた防災気象情報の高度化等の推進	気象庁は、頻発する気象災害、地震・津波・火山災害等に適切に対処するため、デジタル庁を始めとする関係府省庁と連携し、デジタル技術等の活用による防災・減災対策の高度化等を図る必要がある。 交通政策審議会気象分科会において「2030年の科学技術を見据えた気象業務のあり方」や「次世代気象業務の柱」として示された目標・施策の実現を目指して、近年甚大な被害を引き起こしている線状降水帯・台風や地震・津波・火山災害等に関する防災気象情報の改善に資するよう、データ収集や情報発表に不可欠な高可用性が求められる基幹的情報システムの整備・運用にクラウド技術等の最新のデジタル技術を取り入れながら、数値予報モデルの高度化等による予測・解析精度の向上等を図ることで、頻発する自然災害から国民の生命・財産を守る。	線状降水帯に関する防災気象情報の2021年度以降に改善を行った件数の累計（2026年度までに５件） 火山活動評価を高度化し、噴火警戒レベルの判定基準に適用した火山数 （2025年度までに12火山）							◎																◎												デジタル庁
2-44	災害時の保健・医療・福祉に関する横断的な支援体制の構築	災害時において、被災自治体は、災害時の医療・保健・福祉等に関する情報を各分野の個別システムからそれぞれ情報収集する必要があり、より効率的で迅速な情報集約体制を構築することが課題。 2024年度から、災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）を運用し、保健・医療・福祉に関する個別システムや新総合防災情報システム（SOBO-WEB)等の他府省庁システムと情報連携を実施。収集した情報を分析するとともに、これらの情報を一元的に地図上で可視化し、災害対応関係者（国、自治体等）が必要な情報を迅速に提供することにより、災害対応等における迅速かつ効率的な意思決定等を支援。また、マニュアル等の整備や各自治体の担当者に対する研修など、円滑な運用に向けた取組も実施する。	各種システムとの自動連携の完了（2024年度内に５システム）								◎	○	○		○					○				○			◎									◎			厚生労働省
2-45	地球環境データ統合・解析プラットフォーム事業	2023年度に引き続き、地球環境ビッグデータ（観測データ、予測データ等）を蓄積・統合・解析・提供する「データ統合・解析システム（DIAS）」を長期的・安定的に運用する。 2023年度から開始した共同研究課題も含め、地球環境ビッグデータを利活用した気候変動、防災等の地球規模課題の解決に貢献する研究開発を推進する。	データ統合・解析システムの利用者数19,000人（2030年度末）								◎																			◎								文部科学省
2-46	防災デジタルプラットフォームの構築	災害対応に役立つ情報を集約し、災害対応機関で共有する防災デジタルプラットフォームを2025年までに構築する。このため、中核となる2024年４月に運用開始した新総合防災情報システム（SOBO-WEB）への各府省庁の防災情報関係システムの自動連携の充実、地方公共団体及び指定公共機関との連携の充実に取り組む。新システムについて、効果的な研修や訓練等を通じて操作習熟と利活用を促す。新システムの一機能である防災IoTインターフェースにおけるリアルタイムの映像共有の実装等を進める 。災害情報の集約等を支援するISUT（災害時情報集約支援チーム）の強化に取り組む。新システムと国民向けのデータ連携基盤との連携など、防災分野のデータ流通促進に向けた取組を行う。官民の将来予測技術等の開発を後押しし、新システムとの連携等を検討する。	防災デジタルプラットフォームを2025年までに構築 防災IoTインターフェースのリアルタイム映像共有機能の実装		◎					○	○			○					○				◎			○													内閣府

施策番号	施策名	課題・取組概要（スケジュール・効果）	具体的な目標	官デ法第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												デジタル社会形成基本法第4章施策の策定に係る基本方針の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）																デジ手法第４条２項（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）						主担当 府省庁名
				10条	11条 １項 ２項	11条 ３項	12条	13条	14条	15条 １項	15条 ２項	16条	17条	18条	19条	21条	22条	23条	24条	25条	26条	27条	28条	29条	30条	31条	32条	33条	34条	35条	36条	37条	３号	４号	５号 イ	５号 ロ	６号	７号	
2-47	防災システムを活用した災害対応の実施体制強化	防災DXを推進し、的確な災害応急対応を行うためには、情報システムの構築・運用に加え、データ入力や利活用を行う適切な実施体制も重要となる。このため、能登半島地震の教訓も踏まえ以下取組を推進する。 災害時、災害対応機関が多種多様なデータの収集・加工・入力を円滑に行えるよう、民間の人的支援を増強するとともに、先進技術の柔軟な導入が可能となるよう、システム改善・研修を実施。 被災自治体が物資調達・輸送調整等支援システムを活用した迅速・正確な対応を行えるよう、応援協定締結事業者等も参加可能な防災訓練を実施するとともに、新たに応急期の現地研修の仕組みを構築。 情報システムを活用して、組織的に的確な対応方針の検討・判断・共有を行えるよう、デジタル利用を前提とした実践的な机上演習（TTX）を実施。	新総合防災情報システム（SOBO-WEB）への柔軟なデータ取り込み機能の実装等 物資調達・輸送調整等支援システムの活用訓練の実施 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を活用した実践的な机上演習の実施		◎					○	○				○					○			◎																	内閣府
2-48	官民の多様な被災者支援システムの相互連携強化等	被災者支援において、官民の被災者支援システム（被災者台帳、避難者名簿、避難行動要支援者名簿）、自治体既存システム（住民基本台帳、住登外宛名、家屋課税台帳等）、様々な災害対応システム（避難所受付システム、住家被害認定調査システム、福祉システム等）等、多くのシステムの横の連携が取れていない（又は取るのに時間とコストが膨大にかかる）。 そのため、自治体内での素早い情報連携等が阻害されている。また、被災者支援システム保有データの活用を希望するステークホルダーも多く存在するが、データの授受に個別対応となっており、各種データの利活用が進んでいない。 上記課題を解消し相互連携強化を検討することで、自治体の作業軽減や各種データ利活用につなげる。	調査検討による課題の明確化　2025年８月までに完了 PoC計画策定　2025年11月までに完了 PoCの実施　2026年３月までに完了		◎	○										◎	○							○												◎			内閣府
2-49	防災分野のデータ連携基盤の構築	防災分野では、民間企業や地方公共団体により多くの優れたアプリ・サービス等が提供されており、これらを最大限に活用し、防災DXを推進していくことが重要である。 こうした防災アプリ等の間でデータ連携を図り、ワンスオンリーを実現するとともに、政府の防災デジタルプラットフォームの中核となる新総合防災情報システム（SOBO-WEB）と連携を図っていくため、防災分野のデータ連携基盤の構築を推進する。 データ連携基盤の構築に当たっては、防災DX官民共創協議会と連携し、防災DXに関わる官民の多様な関係者と意見交換を図り、より良いデータ連携の仕組みを模索しながら、取組を進めていく。	官民共創によるデータ連携基盤の構築（2024年度プロトタイプ構築） 防災アプリ・サービス間でのデータ連携・ワンスオンリーの実現		◎			○			◎												◎		◎										◎			デジタル庁
2-50	地方公共団体における防災DXサービスの導入手続の迅速化・円滑化	地方公共団体等が防災DXを進めていく上で、社会に提供されている防災DXサービス・アプリ等を俯瞰し、必要なものを円滑に検索・調達できるようにしていくことが重要である。 デジタル庁では、民間等の防災DXサービスを公募し、「防災DXサービスマップ／カタログ」として整理し、Web公開している。 また、地方公共団体等がベンダーロックインを回避しつつ、優れたサービス・アプリを迅速かつ円滑に調達できるよう、「モデル仕様書」を作成・公表する取組を推進している。 あわせて、DMPとの連携を図り、その利活用を促進していくための検討を進めている。 これらの取組を通じ、各地方公共団体における防災DXサービスの導入手続の迅速化・円滑化を進めていく。	防災DXサービスマップ／カタログの掲載内容の充実と利活用促進 モデル仕様書の掲載内容の充実と利活用促進 防災分野におけるDMP（デジタルマーケットプレイス）の利活用促進		◎																○					◎										◎			デジタル庁
2-51	災害対応のデジタル化に関する実証事業	避難所運営等の避難者支援業務へのマイナンバーカードの活用や災害時の位置情報の活用等、デジタル化により災害対応の高度化・効率化を促進していくための実証事業を実施している。 能登半島地震での経験・知見も踏まえ、避難所運営のデジタル化等の災害対応業務についてさらに検証を深めるとともに、その成果を活用したモデル仕様書の充実・更新を図り、それに適した優良なシステム・サービスの開発促進及び早期社会実装・横展開を、デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、推進していく。	災害対応へのマイナンバーカード活用等の促進 実証事業の成果を活用した社会実装・横展開の促進		◎	○		◎																	◎										◎			デジタル庁
2-52	地方公共団体の災害対応支援	令和６年能登半島地震では、防災DX官民共創協議会等の民間のデジタル人材が被災地方公共団体の現場に入り、データベースやシステムをその場で構築するなど、地方公共団体の災害対応をデジタル面から支援した。 こうした経験を踏まえ、今後の大規模災害に備え、より効果的な活動が展開されるよう、民間のデジタル人材等を派遣する仕組みについて検討を行い、実現を図る。 また、広域避難が生じる状況下を想定した切れ目のない被災者支援を展開するため、市町村の区域を超えて被災者情報を集約し、共有するためのマスターデータベースの構築や、マイナンバーカードを活用した避難者の状況把握の取組等について検討を進め、地方公共団体の災害対応をデジタル面から支援する取組を展開する。	災害派遣デジタル支援チーム（仮称）派遣制度の創設（2025年度） 地方公共団体の災害対応業務のデジタル面からの支援の充実		◎	○		◎																	◎														デジタル庁
2-53	保育業務のワンスオンリー実現に向けた基盤整備	保育所等のICT導入や業務支援アプリの活用を推進するとともに、デジタル田園都市国家構想交付金TYPESを活用した試行や保育現場でのDX推進に向けた調査研究を踏まえ、2025年度までに給付・監査等の様式・通知等の見直しを進める。また、保育施設や自治体の業務システムと連携した施設管理プラットフォームを整備することにより、データ連携に基づく新たな業務の運用を開始し、2026年度以降その全国展開を進める。	保育施設における給付・監査等の場面で多くの書類作成等に係る保育士等の事務負担や自治体における多くの書類管理や煩雑な審査に係る担当者の事務負担といった課題の解決を図るため、保育業務のワンスオンリーの実現に向けた基盤を整備し、保育施設・自治体の業務効率化を図る。 2025年度までに給付・監査等の様式・通知等の見直しを行う。 保育施設や自治体の業務システムと連携した施設管理プラットフォームを整備することにより、データ連携に基づく新たな業務の運用を開始し、2026年度以降その全国展開を進める。	◎						◎							◎							◎										○		○	○	◎		こども家庭庁
2-54	保活ワンストップシステムの全国展開	デジタル田園都市国家構想交付金TYPESを活用した試行や保育現場でのDX推進に向けた調査研究を踏まえ、一連の「保活」がワンストップで完結できるよう、「保活」に関わる様々な情報を整理し、保活情報連携基盤（2025年度中に「こども誰でも通園制度（仮称）総合支援システム」の改修の中で構築予定）を構築することでシステムや行政手続間の連携を確保するとともに、保育所入所申請のオンライン化・ワンスオンリーの実現に向けて、申請事務・届出情報の標準化や、再調整・引越しの際の申請手続の簡素化を進め、2025年度に所要の通知等の見直しを行い、2026年度の入所申請に向けた「保活」から運用改善を開始する。	入所申請にあたり施設見学予約、窓口申請等の一連の「保活」に係る保護者の負担や自治体における保育認定、点数計算、施設割振等に係る担当者の事務負担が軽減されるよう、保活ワンストップシステムの全国展開を図る。 そのため、申請事務・届出情報の標準化や、再調整・引越しの際の申請手続の簡素化を進め、2025年度に所要の通知等の見直しを行う。	◎						◎							◎							◎										○		○	○	◎		こども家庭庁
2-55	母子保健分野におけるデジタル化の推進	母子保健情報等の情報連携基盤（以下「PMH」という。）を活用し、マイナンバーカードを健診の受診券として利用するとともに、マイナポータル等を活用して事前に問診票をスマートフォンで入力できる取組等の先行実施に向けて、希望する地方公共団体で2023年度から実証事業を開始したところ。2024年５月中を目途に先行実施を開始し、2024年度以降、PMHの機能や導入する地方公共団体を順次拡大し、全国展開をしていくことにより、住民、医療機関、地方公共団体間の母子保健情報の迅速な共有や業務効率化を進める。 あわせて、電子版母子健康手帳を原則とすることを目指し、2024年度から課題と対応を整理した上で、2025年度にガイドライン等を発出し、2026年度以降の電子版母子健康手帳の普及につなげる。	住民の利便性の向上を図るとともに、自治体や医療機関での健診等に係る事務負担を軽減するため、電子版母子健康手帳の普及を含め、母子保健DXの全国展開を推進する。 その一環として、2024年５月中を目途に、マイナポータル等を活用して事前に問診票をスマートフォンで入力できる取組等の先行実施を開始する。	◎				○								○						○	◎	○		○								◎	○	○	○		こども家庭庁

施策番号	施策名	課題・取組概要（スケジュール・効果）	具体的な目標	官デ法第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												デジタル社会形成基本法第4章施策の策定に係る基本方針の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）																デジ手法第４条２項（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）						主担当 府省庁名
				10条	11条 １項 ２項	11条 ３項	12条	13条	14条	15条 １項	15条 ２項	16条	17条	18条	19条	21条	22条	23条	24条	25条	26条	27条	28条	29条	30条	31条	32条	33条	34条	35条	36条	37条	３号	４号	５号 イ	５号 ロ	６号	７号	
2-56	こどもデータ連携の取組の推進	地方公共団体において福祉部局や教育部局に分散して保有しているこどもや家庭のデータを分野を越えて連携させることを通じて、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を把握し、プッシュ型、アウトリーチ型の支援につなげる取組。 これまでの実証事業において、連携するデータ項目、個人情報の適正な取扱い、データを連携するシステムの在り方、支援への接続の方法などについて整理の必要性が見えてきているため、実証事業、調査研究の結果を踏まえ、2024年度も実証事業を継続し、2024年度末までに地方公共団体がこどもデータ連携に取り組むためのガイドラインを策定する。	こどもデータ連携の取組を広げるため、地方公共団体がこどもデータ連携に取り組むためのガイドラインを2024年度末までに策定し公開する。												○								◎												こども家庭庁
2-57	こどもや家庭に寄り添った相談業務のDXの促進	児童相談所においては、一度簡易的に作成した記録を再度システム上に手入力する業務フローが多く、業務負担が重くなる要因の一つとなっている。また、こども家庭センターにおいては、包括的な支援体制を構築するために、母子保健・児童福祉の分野横断的な相互連携が求められている。 こども家庭福祉分野における職員の業務負担軽減や、こどもや家庭に寄り添った相談業務を進めるため、2024年度中に、児童相談所やこども家庭センターにおけるデジタル技術の活用状況を把握した上で、業務フロー内でデジタル技術の活用により効率化が期待される業務プロセスを整理する。その結果も踏まえ、こども家庭庁は、他のこども・子育て分野等のDXの取組と連動しながら、児童相談所やこども家庭センターの業務支援アプリの活用を含めたICT化をより一層推進する。	こども家庭福祉分野における職員の業務負担軽減や、こどもや家庭に寄り添った相談業務を進めるため、2024年度中に、児童相談所やこども家庭センターにおけるデジタル技術の活用状況を把握した上で、業務フロー内でデジタル技術の活用により効率化が期待される業務プロセスを整理する。					◎											◎	◎			◎	○										○	こども家庭庁
2-58	必要な情報を最適に届ける仕組みの構築	子育て世帯にとって子育て支援制度を自ら調べて把握する負担が大きいという課題の解決を図るため、必要な情報を最適に届ける仕組みを構築する。 そのため、2023年度における東京都の先行プロジェクトを踏まえ、2024年度に全国の子育て支援制度の網羅的調査を実施し、同年度中に「子育て支援制度レジストリ」を整備する。子育て支援制度の網羅的調査やレジストリ情報の継続的な更新に向けて通知を発出し、自治体の協力を要請する。整備されたレジストリを民間の子育てアプリと連携可能とすることにより、子育て世帯が必要な情報を、日常使う子育てアプリに、最適なタイミングで先回りしてスマートに配信する仕組みを2025年度以降実現する。 これにより、給付の貰いそびれ等や健診の受診忘れを防止し、子育て支援制度の利用率の向上を図る。	2024年度中に「子育て支援制度レジストリ」を整備		◎																																	内閣官房
2-59	出生届のオンライン化	対面の必要性や紙媒体での提出が子育て世帯の負担となっている課題の解決を図るため、出生届のオンライン化を推進する。 全ての自治体において出生届のオンライン化を可能とするため、マイナポータルから戸籍情報連携システムを介したオンライン届出を2026年度を目途に実現することを目指すとともに、出生証明書についてはPMH等を介して医療機関から自治体に直接提出することを可能とすべく、検討を進める。 それまでの間、オンラインでの出生の届出において添付する出生証明書について医師等の電子署名の付与を不要とする省令改正を実施し、希望する市区町村が、試行的にその画像情報による添付を可能とした上で、マイナポータルの「手続の検索・電子申請」機能を用いた出生届のオンライン届出を2024年８月中を目途に実現する。	マイナポータルから戸籍情報連携システムを介したオンライン届出を2026年度を目途に実現	◎																												◎						デジタル庁、法務省
2-60	放課後児童クラブDXの推進	2024年度中に放課後児童クラブのICT導入や活用に関する調査を行い、課題等を把握する。あわせて、放課後児童支援員に対するICT導入に係る研修を含めICT利活用の好事例の横展開等を行い、利活用支援を行う。 また、放課後児童クラブDXの普及促進のため、保活ワンストップシステムも参考に、2025年度以降に利用手続や事業運営に関するDX推進実証事業の実施に向けて検討を進める。	放課後児童クラブのニーズが増大する中、放課後児童クラブの利用手続のオンライン化や事業所におけるICT導入は十分に進んでおらず、保護者や職員の負担軽減につながる取組が求められている。そのため、利用手続や事業運営に関する業務標準化、アプリケーションの仕様検討、好事例の横展開等を目指し、2025年度以降にDX推進実証事業を実施する。	◎						○						○									◎							○	◎	○				こども家庭庁
2-61	就労証明書の様式統一・デジタル化	2025年度入所申請に向けて「追加項目」の精査・標準化を行い、2024年夏までに標準化された「追加項目」をマイナポータル上にデータ化するとともに、2026年度の保活ワンストップシステムの実装までにオンライン提出を可能とする。就労証明書の内容について提出前に確認をしたいとの子育て世帯の希望も踏まえ、子育て世帯を経由して自治体に提出される方法を第一とし、保護者、自治体、企業に最も負担が少なく、合理的な方法を検討し、結論を得て2025年度中に保活情報連携基盤の機能を拡張する。その際、2024年夏以降開催される官民ワークショップにおいて、勤務先企業を含めた幅広いステークホルダーを巻き込みつつ、議論を進める。	入所申請時に必要な就労証明書について、国による様式の統一・法令上の原則化は図ったものの、追加項目として、自治体ごとに異なる情報の記載が求められている実態があり、企業側の書類作成負担は軽減されていないとの指摘がある。 2025年度入所申請に向けて「追加項目」の精査・標準化を行い、2024年夏までに標準化された「追加項目」をマイナポータル上にデータ化するとともに、2026年度の保活ワンストップシステムの実装までにオンライン提出を可能とする。 就労証明書の内容について提出前に確認をしたいとの子育て世帯の希望も踏まえ、子育て世帯を経由して自治体に提出される方法を第一とし、保護者、自治体、企業に最も負担が少なく、合理的な方法を検討し、結論を得て2025年度中に保活情報連携基盤の機能を拡張する。	◎						◎							◎							◎								○		○	○	◎		こども家庭庁
2-62	保育現場におけるICT環境整備	まずは保育施設等におけるICT導入状況等に関する調査研究を速やかに実施するとともに施設管理プラットフォームや保活情報連携基盤とデータ連携が可能な保育ICTシステムの標準仕様を検討し、それらの結果を踏まえ、段階的・計画的に整備を進める。 睡眠中の事故防止対策に必要な機器（午睡センサー）やこどもの見守りに必要な機器（AI見守りカメラ）など、こどもの安全対策に資する設備等の導入を、既に実施している設備における性被害防止対策の支援とあわせ、推進する。	2025年度中に保育施設等におけるICT端末導入率100%を目指し環境整備を進める必要がある。まずは保育施設等におけるICT導入状況等に関する調査研究を速やかに実施するとともに施設管理プラットフォームや保活情報連携基盤とデータ連携が可能な保育ICTシステムの標準仕様を検討し、それらの結果を踏まえ、段階的・計画的に整備を進める。 また、ICT導入の目的は利便性の向上のみに留まらない。こどもの生命に関わる重大事故が依然として発生する現状にあっては、テクノロジーも活用し、一層安全な保育環境を整備することが求められる。睡眠中の事故防止対策に必要な機器（午睡センサー）やこどもの見守りに必要な機器（AI見守りカメラ）など、こどもの安全対策に資する設備等の導入を、既に実施している設備における性被害防止対策の支援とあわせ、推進する。	◎																					◎							◎						こども家庭庁
2-63	里帰りする妊産婦への支援	里帰りをする妊産婦について、健診情報や伴走型相談支援の情報が自治体間で十分に共有できておらず切れ目のない支援の提供に支障を来す場合があり、また、関連する事務手続が煩雑となっている。 これらの課題の解決を図るため、里帰りに関する実態調査を行うとともに、里帰りに係る情報連携のための制度改正を行った。実態調査の結果を踏まえ、2024年度に、情報連携基盤（PMH）を活用し	里帰りをする妊産婦について、里帰り先自治体と住民票所在地自治体の間で母子保健情報がスムーズに共有され、切れ目のない支援を提供可能とするとともに、里帰りした場合の煩雑な手続を改善する。 その一環として、2024年度に、情報連携基盤（PMH）を活用した里帰り妊産婦に係る母子保健情報の自治体間連携システムを整備するとともに、希望する自治体において先行的に運用を開始する。	◎				○								○						○	◎	○		○								◎	○	○	○	こども家庭庁

施策番号	施策名	課題・取組概要（スケジュール・効果）	具体的な目標	官デ法第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												デジタル社会形成基本法第4章施策の策定に係る基本方針の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）																デジ手法第４条２項（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）						主担当 府省庁名
				10条	11条 １項 ２項	11条 ３項	12条	13条	14条	15条 １項	15条 ２項	16条	17条	18条	19条	21条	22条	23条	24条	25条	26条	27条	28条	29条	30条	31条	32条	33条	34条	35条	36条	37条	３号	４号	５号 イ	５号 ロ	６号	７号	
2-64	モビリティ・ロードマップの策定及びその推進	自動運転の社会実装には、車両の初期導入費用や社会的受容性の向上等様々な課題がある。 これらの課題に対応するため、「モビリティワーキンググループ」において、今後の検討体制・スケジュール等を「モビリティ・ロードマップ2024」※として取りまとめるとともに、「AI時代における自動運転車の社会的ルールの在り方検討サブワーキンググループ」において、自動走行車両を巡る交通事故等に関する社会的ルールの在り方について、論点の整理及び目指すべき方向性について取りまとめた。 今後は、2024年度に全都道府県において自動運転に係る事業性確保に必要な初期投資に係る支援を行うとともに、空間情報基盤の構築等、モビリティ・ロードマップに関わる施策を進め、これを毎年度確認し、自動運転の社会実装を着実に推進していく。 ※モビリティ・ロードマップ2024：2024年６月21日デジタル社会推進会議決定	モビリティ・ロードマップ2024※に基づいた、自動運転等新たなデジタル技術を活用したモビリティサービスの社会実装 ※モビリティ・ロードマップ2024：2024年６月21日デジタル社会推進会議決定			◎					◎	◎					◎				◎	◎		◎		○				○										デジタル庁
2-65	サイバーポートによる港湾のDX	港湾では、これまでも手続の電子化等に向けた取組は進められてきたが、現在も紙、電話、メール等で行われている手続や紙の書類が残っている。 サイバーポートは、港湾を取り巻く全ての情報を電子化し、相互にデータ連携することで、世界最高水準の生産性を有する港湾を実現することを目指すプラットフォームであり、港湾物流分野は2021年度から、港湾管理分野と港湾インフラ分野は2023年度から運用を開始している。 2024年度は、港湾物流分野では利用者の利便性向上に資する商流・金流分野のプラットフォームとの連携拡充等、港湾管理分野ではシステムの機能改善及び港湾に関する一般統計調査をオンラインで実施する機能の構築への着手、港湾インフラ分野では地方港湾以上の全港湾へ対象港湾の拡大を行う。	サイバーポート（港湾物流）へ接続可能な港湾関係者数（2025年度 約650者） サイバーポート（港湾管理分野）を利用する港湾管理者数（2028年度 134者） インフラ情報をデジタル化し、サイバーポート（港湾インフラ分野）にて円滑なデータ共有を可能とする港湾（2024年度 100%）	◎	◎					○	◎	○			○		◎				◎			◎		○	◎									◎		◎	国土交通省
2-66	i-Constructionの推進に資する国土交通データプラットフォーム整備	国土交通分野の多種多様な産学官のデータをAPIで連携し、３次元地図上で表示するとともに、横断的に検索・ダウンロード可能にする「国土交通データプラットフォーム」について、2020年４月にver1.0を公開した。その後も各種データの連携・更新、検索性の高度化やデータ閲覧が容易になるユーザーインターフェースへの改良を実施し、2023年９月には利用者向けAPIの提供を開始した。 2024年度においては、カタログ機能の強化、提供機能の強化、検索機能の強化により連携基盤の高度化を図る。 これにより、i-Constructionのさらなる推進や業務の効率化や施策の高度化、産学官連携によるイノベーションを目指す。	国土交通データプラットフォームと連携するデータ数 （2020年度約22万件、2025年度約150万件、2027年度約300万件） 国土交通データプラットフォームと連携するデータベース数 （2025年度25件、2027年度30件） 国土交通データプラットフォームのAPIリクエスト件数 （2025年度10,000件、2027年度12,000件）								◎												◎																国土交通省
2-67	ハローワークシステムを活用したサービスの充実	前回のシステム更改により、オンラインによる求人・求職の申込み、求職公開している求職者への求人者からの直接リクエスト等を可能とするといったサービスのオンライン化及び支援の充実を図った。 これらの取組により、以下の目標を実現する。 求職・求人活動一般について、自主的な活動を希望する者が来所を要せず、オンラインサービスで自主的に行えるようにする。 個々の求職者の状況を踏まえた個別支援や就職後の定着支援を強化し、また、事業所の実態把握を踏まえた求人充足支援を徹底するなど、「真に支援が必要な利用者」への支援を充実する。 今後、業務のデジタル化を一層進めるため、雇用保険を中心に業務見直しを行っていくこととしており、引き続き、ハローワークサービスの充実及びハローワークシステムの改善を図る。	ハローワークシステムの機能の追加 ハローワーク求職者マイページ利用率（2024年度）：35%	○						◎																◎							◎					◎	厚生労働省
2-68	国際的な商流・物流に係る貿易プラットフォーム・ビジネスに関連する取組	貿易プラットフォーム（PF）の利活用促進に向けて、2024年度「貿易PF活用による貿易手続デジタル化推進事業費補助金」を通じて、①ユーザーと貿易PF間、②貿易PF間のシステム接続にかかる費用を補助することに加え、新たに③貿易PF活用による貿易手続のデジタル化、貿易コスト削減の効果検証にかかる費用の補助を行う。 加えて、2023年度下半期に開催した、「貿易PFの利活用推進に向けた検討会」の中間報告書に基づき、関係府省庁とともに、国内における貿易手続のデジタル化に向けたアクションプランを作成し各府省庁が取り組むべき事項を時間軸とともに明確化するための検討を行う。	2028年度までに、貿易PFを通じてデータの利活用ができる形で電子化された貿易取引の割合を10%にすることを目指す。	◎						○	○					○				◎										○										経済産業省
2-69	社会教育におけるデジタル技術の活用促進	2023年度に実施した「社会教育施設のデジタル環境の整備等に関する調査」結果から、社会教育施設（公民館）においては、来館者が利用できるWi-Fi設備の整備や情報発信のためのデジタルツールの活用が課題である。 地方公共団体に対する相談対応、アドバイザー派遣、情報提供等を行う事務局を設置し、デジタルの効果的な活用に取り組む自治体の伴走支援を行う。	公民館に来館者が利用できるWi-Fi設備が整備されている自治体の割合 （2026年度末50%以上）														◎																				文部科学省
2-70	研究データの活用・流通・管理を促進する次世代学術研究プラットフォーム （SINET）	SINETは日本全国の国公私立大学や研究機関等の1,000機関以上を超高速回線で結ぶ学術情報基盤であり、海外学術ネットワークとも相互接続され、国際的な大型共同研究プロジェクト等も支える最重要インフラ。 2022年度に国内回線を400Gbps、2024年度に欧州回線を400Gbpsに増強し、世界最高水準の性能を確保。また、オープンサイエンス推進のための研究データ基盤を2020年度末に運用開始。 利用ニーズに基づき2027年度までに、SINET回線の増強やセキュリティ対策の充実等を検討するとともに、オープンサイエンス推進のための研究データ基盤の運用を着実に進め、我が国の学術研究の推進に貢献。	欧州回線の回線稼働率：99% セキュリティ対策（自動DDoS緩和機能）：参加機関数 10/年								◎					◎																						文部科学省
2-71	デジタルインボイスの定着/企業間決済のデジタル化の推進	請求分野については、国内外の多くのサービスプロバイダーがPeppol（JP PINT）に対応したサービス・プロダクトを展開している。国内取引のみならず、クロスボーダー取引においてもPeppol e-invoiceがデファクトスタンダードとなるよう、引き続き、必要な取組を行う。 手形・小切手の電子化などを通じ、企業間決済のデジタル化の着実な進展を図りつつ、請求分野とのデータ連携やDI-ZEDIを含む全銀EDI・金融GIFの利活用を通じた企業間取引のデジタル完結とデータ相互運用性の確保を目指した関係事業者による取組を引き続き後押しする。	Peppol e-invoice (JP PINT)の標準仕様の管理・運用 企業間取引のデジタル完結とデータ相互運用性の確保を目指した関係事業者による取組の継続的な後押し 手形・小切手の全面電子化に向けたフォローアップ（2021年７月、「手形・小切手機能の『全面的な電子化』に関する検討会」（事務局：一般社団法人 全国銀行協会）が策定した自主行動計画（2024年３月改定）を踏まえ、2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにすることを目指す。）																	◎																		デジタル庁
2-72	データスペースの構築	国際的なデータ連携が進む中、欧州等の動向も注視しつつデータスペース構築に向けて取り組む。 2022～23年度の「企業間取引将来ビジョン検討会」をふまえ、蓄電池や鉄鋼のサプライチェーン等の産業の現場で実証を行いながら、IPAとも連携しつつ海外との相互運用性を確保できるデータ連携基盤を構築し、我が国独自のデータスペースエコノミーを実現する。 代表的な業界におけるユースケースの継続的な創出や、アーキテクチャに基づくシステムの導入・利用の促進、公益デジタルプラットフォーム運営事業者の認定制度など、データ利活用を促進する施策にも活用しながら、企業や業界、国境をまたいだ我が国のデータ連携に関するイニシアティブであるウラノス・エコシステムや分野間データ連携基盤の構築を推進する。	アーキテクチャの設計とデジタル基盤に関する新規のサービスの提供を開始した領域数：５以上 国で普及を進める標準的なデータ連携ツール等を実装している領域数：３以上				○				◎					○					◎									○										デジタル庁、経済産業省

施策番号	施策名	課題・取組概要（スケジュール・効果）	具体的な目標	官デ法第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												デジタル社会形成基本法第4章施策の策定に係る基本方針の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）																デジ手法第４条２項（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）						主担当府省庁名
				10条	11条１項２項	11条３項	12条	13条	14条	15条１項	15条２項	16条	17条	18条	19条	21条	22条	23条	24条	25条	26条	27条	28条	29条	30条	31条	32条	33条	34条	35条	36条	37条	３号	４号	５号イ	５号ロ	６号	７号	
3-1	デジタル田園都市国家構想の実現	「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版）」（2023年12月26日閣議決定。）に基づき施策を着実に実行し、地方の社会課題解決や魅力向上の取組の加速化・深化を図るとともに、デジタル実装の基礎条件整備を推進するための取組に重点的に取り組みつつ、実施事業や執行状況に係る調査により明らかとなった課題等は今後の制度設計等に反映する。 また、サービスやシステムの「作る」から「使う」への転換を図るため、デジタル実装の優良事例を支えるサービスやシステムをカタログにまとめ、調達に資するモデル仕様書を公表するなどにより、自治体において「作る」ことの負担を軽減し、システムの普及や実装といった「使う」ことに注力できるよう支援する。	カタログ掲載のサービス/システム数：200件（2025年度末）							◎											◎	○																デジタル庁
3-2	デジタル実装を支える優良事例のカタログの改定及び横展開の加速化等	デジタル化横展開推進協議会との連携を含め、民間企業の意見を聴取した上でカタログの改定に反映し、導入・普及を支援する環境を整備する。また、新規性の高いマイナンバーカードの用途開拓に資する取組や高度にAIを活用した取組について先行事例を創出する。加えて、デジタルマーケットプレイスとの連携を図り、自治体のデジタルサービス導入の更なる迅速化・円滑化を図る。 さらに、住民サービスの向上と窓口業務の効率化を実現する「書かないワンストップ窓口」の横展開を推進するため、ガバメントクラウド上での「窓口DXSaaS」の提供や「窓口BPRアドバイザー」の派遣等を通じて、窓口改革の根幹であるバックヤード改革や推進体制づくりを含む優良事例の横展開を促進する。	カタログの参照数（年間月別掲載サイトPV数平均）：8,000PV（2025年度末）							◎											◎																	デジタル庁
3-3	データ連携基盤の共同利用の促進	同一機能を有した基盤への重複投資を避けつつ、地域課題の解決に資するよう複数サービス（分野）間のデータ連携を推進するため、既存のデータ連携基盤の複数団体での利用を促進する。国は、各自治体における運用実態の把握等を行い、互運用性の高い仕様等について検討・情報提供を行うなどの支援を行い、これらの支援の下、都道府県においては、データ連携基盤の共同利用や今後のデータ連携基盤の活用の方針等に係るビジョンを策定する。	共同利用ビジョンの策定数（都道府県ごと）：47件（2024年度末）							◎											◎	○																デジタル庁
3-4	地域幸福度（Well-Being）指標の更なる推進	地域ごとの課題や特徴の把握、目指すべき地域の在り方を検討するために有用な地域幸福度（Well-being）指標の活用促進を強化する。デジタル田園都市国家構想交付金TYPE2/3等の採択団体を始めとする意欲ある自治体において、指標を用いた住民の幸福度の評価・分析を促進するとともに、指標の分析から得られた社会的課題を解決するための施策の特定に結びつける作業について、ポイント付与等行動変容計測アプリ等のツール提供により支援する。こうした取組を通じて、地域への投資を呼び込む仕組み等につなげることにより、域内外の住民を巻き込んだまちづくりの取組の活性化を図る。	地域幸福度（Well-Being）指標の活用自治体数：116件（2025年度末）							◎											◎																	デジタル庁
3-5	地域課題解決のためのスマートシティ推進事業	総務省において、2017年度から2023年度において、計47件の事業に対して補助を行い、先進的モデルを構築したが、現状の構築数ではまだ十分とは言えず、全国共通的な地域課題の解決に向けて、デジタル技術の活用による住民の利便性の向上について引き続き取り組む必要がある。なお、政府全体としては2023年度時点で73地域に都市OS整備済である。 「スマートシティ官民連携プラットフォーム」などの枠組みを活用し、政府一体となって、先進的モデル構築の支援を行う。 上記の取組により、人口減少（少子高齢化）、過疎化、災害など多くの地域で共通となっている課題の解決等に貢献。	総務省スマートシティ事業による補助事業数（12件/年） 都市OS導入地域数（2025年までに政府全体で100地域目標）		○				○	◎						◎						○		○	○											◎	○		総務省
3-6	スマートシティ施策の推進	AIやIoTなどの未来技術や官民データ等を地域づくり・まちづくりに取り入れ、住民目線で、都市・地域課題の解決を図り、新しい価値を創出するスマートシティを実装する取組を推進する。 2024 年 3 月に作成したスマートシティ施策のロードマップに基づいた取組を進め、スマートシティリファレンスアーキテクチャ（ホワイトペーパー）やスマートシティガイドブック等の充実も図る。 また、関係府省連携の下、合同審査会を実施し、スマートシティ関連事業を選定するほか、官民連携プラットフォームの枠組みも活用し、人材・拠点・取組の連携等の先行事例の横展開を進める。	デジタル実装に取り組む地方公共団体数（2027年度までに1,500団体）		○	○	○		○	○	○						○				○		○	○	○	○	○	○	○	○	○						○	○		内閣府
3-7	スーパーシティ等におけるデータ連携基盤の運用に関する助言及び利活用の促進	スーパーシティにおいて、デジタル田園都市国家構想の先導役として、規制・制度改革やデータ連携基盤を活用した先端的サービス等の実装に向けて、取組をより一層加速化し、その成果を横展開していく必要がある。 これを受け、2024年度から、伴走型支援によりスーパーシティのデータ連携基盤に提供されるデータの拡充やデータを活用した先端的サービスの具体化等に向けた検討を順次進めるとともに、データ連携基盤を活用した取組が一層安全かつ円滑に進められるよう、相互運用性の確保やセキュリティ、プライバシー等の観点から、引き続き取組を進める。 また、これらの取組を通じて得られた知見について、関係府省庁連携の下、他のスマートシティへの情報提供等を通じて早期の横展開を図る。	スーパーシティにおけるデータ連携基盤を活用した先端的サービスの早期実装（データ連携基盤の利活用による先端的サービス実装等の推進に関する調査検討業務等の継続実施）		◎	○	○		◎	◎						◎						◎		◎				◎	◎										内閣府
3-8	デジタル技術を活用した郵便局による地域連携	郵便局や自治体等の地域の公的基盤が連携し、全国約24,000局の郵便局ネットワークとデジタル技術を活用した地域課題解決の取組は有用であるが、実施地域は一部にとどまる。 2024年度は、自治体の郵便局型マイナンバーカード利用端末設置に対する財政措置に加え、郵便局でのオンライン診療や郵便車両を活用したスマート水道検針等、郵便局と地域の公的基盤が連携した課題解決のための実証事業を行い、モデルケースの全国展開を推進する。また、郵便局の行政サービス窓口等としての活用促進や、一部地域で実装済のスマートスピーカー等を活用した見守りサービスなど郵便局を活用した地域課題解決モデルの普及展開を進めるとともに、地域の実情やニーズに応じて、様々なサービス拠点の集約化・サービスの一元化を進め、地域のコミュニティ・ハブとしての郵便局を通じた地域連携により、自治体等の業務効率化と国民の利便性向上に貢献する。	「郵便局等の公的地域基盤連携推進事業」（2024年度当初予算）における実証件数 郵便局と地方公共団体等の地域の公的基盤との連携による地域課題解決の推進					○								○					◎																	総務省
3-9	観光DXの推進	観光地・観光産業は、低い生産性・低い収益性・低い賃金水準かつ人手不足等の課題から脱却し、観光DXの推進による地域活性化・持続可能な経済社会を実現していかなければならない。 これらの課題解決に向けて、2021年度から先進モデルの構築に向けた実証事業を行うとともに、2022年度は有識者による検討会を設置し、課題と解決の方向性等を取りまとめた。 2024年度は、マーケティング強化による稼げる観光地の創出やデータ活用に向けた研修、旅行者の体験価値を抜本的に向上させる先進的な観光地の創出、標準仕様の策定等を通じて、全国の観光地・観光産業の観光DXを強力に推進する。	観光地経営の高度化を図るため、旅行者の来訪状況、属性、消費額等のデータに基づいて策定された DX 戦略を有する観光地域づくり法人（DMO）（2027年度末：90法人）																○	◎	○																	国土交通省
3-10	革新的情報通信技術（Beyond 5G（6G））基金事業	2030年代の導入が見込まれる次世代情報通信インフラBeyond 5G（6G）について、国際的な開発競争の激化等を踏まえ、我が国の国際競争力の強化や経済安全保障の確保の観点から対応が急務。 2022年 6 月に情報通信審議会で取りまとめられた「Beyond 5G に向けた情報通信技術戦略の在り方」中間答申等に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）に造成した情報通信研究開発基金を活用し、我が国が強みを有する技術分野を中心として、社会実装・海外展開を目指した研究開発・国際標準化を戦略的に支援する。 我が国発の技術を確立し、社会実装・海外展開を実現するとともに、超高速・超低遅延・省電力や通信カバレッジ拡張等を可能とする次世代の通信ネットワークを実現する。	2030年代の導入が見込まれる次世代情報通信インフラBeyond 5G（6G）の早期実現に向け、オール光ネットワーク等の技術に係る研究開発を戦略的に推進。 情報通信審議会における議論を踏まえ、2024年夏頃を目途に、具体的な戦略・行動計画を策定すると共に、2025年以降順次の社会実装を目指す。								◎																				◎								総務省

施策番号	施策名	課題・取組概要（スケジュール・効果）	具体的な目標	官デ法第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												デジタル社会形成基本法第4章施策の策定に係る基本方針の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）																デジ手法第４条２項（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）						主担当府省庁名
				10条	11条１項２項	11条３項	12条	13条	14条	15条１項	15条２項	16条	17条	18条	19条	21条	22条	23条	24条	25条	26条	27条	28条	29条	30条	31条	32条	33条	34条	35条	36条	37条	３号	４号	５号イ	５号ロ	６号	７号	
3-11	光ファイバ、ワイヤレス・IoTインフラの整備推進	デジタル田園都市国家インフラ整備計画（2023年４月改訂）等に基づき、以下のとおり取り組む。 ＜光ファイバ整備＞政策目標の達成に向けて、引き続き条件不利地域における光ファイバ整備を推進。公設光ファイバの民設移行について、2024年度中にガイドラインを改訂し、早期かつ円滑に推進。 ＜ワイヤレス・IoTインフラ整備＞政策目標の達成に向けて、引き続き条件不利地域における5Gインフラの整備を推進。「5Gならでは」の通信サービスの実現に向けた整備目標の新規設定を検討中。夏頃を目途に取りまとめを行い、今後新たな整備目標も踏まえインフラ整備を推進。非常時における携帯電話の事業者間ローミングを2025年度内に実現。デジタル基盤整備と先進的ソリューション実装を一体的に推進。	＜光ファイバ整備＞2027年度末世帯カバー率99.9%（未整備５万世帯） ＜ワイヤレス・IoTインフラ整備＞2025年度末の5G人口カバー率目標97%の達成、デジタル活用の好事例を2025年度末までに100件創出												◎																							総務省
3-12	電波有効利用のための高周波数帯における条件付オークションの導入	電波の有効利用を図るため、5G向けの高い周波数におけるオークション制度の導入及びさらなる5G用周波数等の確保が必要である。 2023年１月から「5Gビジネスデザインワーキンググループ」を開催し、新たな割当方式としての「条件付オークション」の制度設計について検討を行い、2023年７月に報告書を取りまとめた。 高い周波数における条件付オークション制度を2025年度末までに導入し、そこで得られる収入も活用しつつ、周波数の移行・再編・共用を推進する。	5Gに不可欠な周波数確保とその能率的利用のために、2025年度末までに5G向け高周波数をオークションにより割当てるとともにその収入を既存免許人の移行など電波の有効利用施策に充てるための所要の制度改正について、関連法案を早期に国会に提出する。												◎																									総務省
3-13	データセンターの分散立地/国際海底ケーブルの多ルート化の推進	動画トラヒックの急増やAI化の進展等に伴い、データセンターの需要は世界的に増加。地方におけるデジタル実装など今後のデータ需要の高まりとあいまって、データセンターの重要性は今後一層増大。我が国のデータセンターは、６割程度が東京圏に集中。国際海底ケーブルの陸揚局は房総半島や志摩半島に集中。これらが被災した場合、我が国全体に重大な影響が生じ得る。 デジタル田園都市国家インフラ整備計画に基づき、5G等の新技術による計算資源への需要増や電力使用量増加への対応を踏まえ、データセンターの分散立地を支援するとともに、我が国の国際的なデータ流通のハブとしての地位を確立し、自律的なデジタルインフラの構築を図るため、国際海底ケーブルの多ルート化を支援。国際海底ケーブルや陸揚局の安全対策も強化。	データセンターの分散立地（2022年度以降に着工し2025年度末までに整備されるデータセンターのサーバルーム面積のうち東京圏以外のものが占める割合：2025年度時点で33.3%） 国際海底ケーブルの多ルート化（2024年度以降に新規で房総半島・志摩半島以外に陸揚げされる国際海底ケーブルの数：2028年度時点で１本）								○						◎																					総務省、経済産業省
3-14	テレワークの推進	民間ではコロナ禍を経て普及が進んだが、導入効果の周知や導入しにくい業態に対する支援不足等が課題となっており、都市部は減少局面である他、地方部はまだ低水準。 周知等により普及定着を図る他、テレワークを活用することによる「転職なき移住」を実現し、地方への新たな人の流れを創出する。 セキュリティ対策の考え方や対策例を示した「テレワークセキュリティガイドライン」等を策定・更新するとともに、周知啓発等を実施する。 国家公務員については「国家公務員テレワーク・ロードマップ」等に基づき環境整備を進め、引き続きテレワークの定着を図る。当該ロードマップに基づく実態調査等は、その実施が著しく困難となる事象が発生した場合等において、その技術的課題及び解決策の検討に資することを目的として実施する。	＜民間のテレワーク＞2025年度には、テレワーク導入企業の割合について、南関東・近畿・東海を除く地域では、2021年度の35.4%から10ポイントの引き上げとなる45.4%を目指す。また、南関東・近畿・東海地域においては2021年度の60.2%を維持し、これらにより全国では55.2%を目指す。テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合については、25.0%を目指す。また、テレワーク導入済み企業における「テレワークセキュリティガイドライン」の認知状況を50%以上にすることを目指す。 ＜国家公務員のテレワーク＞2025年度までに、テレワークを活用することで、「新しい日常」に対応し、いかなる環境下においても必要な公務サービスを提供できる体制を整備。非常時における事業継続性の確保、職員のワークライフバランスに応じた多様な働き方を推進する観点から、効果的なテレワークを推進。					○					◎								◎						◎													総務省
3-15	自動運転の審査に必要な手続の透明性・公平性を確保するための方策の取りまとめ	自動運転レベル４の事業化加速に向け、道路交通法及び道路運送車両法に基づく走行に係る審査に必要な手続の透明性・公平性を確保し、自動運転事業への新規参入の促進や拡大等を通じて、社会的受容性の向上を図るため、審査内容や手続等の明確化や、国土交通本省及び警察庁の主導による審査の効率化・迅速化（過去の審査事例やデジタル技術の活用の徹底による審査期間の短縮）、各都道府県に設置する「レベル４モビリティ・地域コミッティ」等による伴走型の支援等の取組を、関係府省庁が連携して2024年６月に文書として取りまとめ、その文書の普及を図るとともに、それに基づく取組を実行する。	自動運転事業への新規参入の促進等による各地域における自動運転事業の拡大、社会的受容性の向上や事業化促進	○	○	◎															○	◎	○				○													警察庁、国土交通省
3-16	ドローン利活用の推進	2024年４月の「小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会」の議論を踏まえ、ドローンの社会実装を一層推進する。 2023年12月のレベル3.5飛行制度の新設や2024年１月の能登半島地震を踏まえ、ドローン物流事業化の拡大や災害時のドローン活用促進をはじめ、様々な分野でのレベル3.5、レベル４飛行等の活用を含むドローンの利活用拡大に向けた支援等を行う。 2024年度内に許可・承認手続のDX化（システムの大幅改修）等を実施し、手続期間の大幅な短縮を目指すとともに、型式認証に係る審査方法の周知や規定の英語版作成等により認証取得機を増加させ、許可・承認手続を不要化する。 2023年12月に設置した「無人航空機の事業化に向けたアドバイザリーボード」の意見等を踏まえ、制度の見直しを継続的に行う。	「デジタルライフライン全国総合整備計画」に基づくドローン航路（2033年度に、全国の河川上空で１万km、送電網上空で４万kmを整備）をはじめとして、平時及び災害時（フェーズフリー）のドローン活用を着実に推進 2024年度内に航空法に基づく無人航空機の飛行許可・承認手続期間について、１日を目指す。 型式認証の取得を促進する。	◎							○															◎							○	○		○			国土交通省
3-17	次世代スマート農業技術の開発・改良・実用化	高齢化等による担い手不足が深刻化する中、我が国の農業の成長産業化に向けては、ロボット技術やAI、IoT等の先端技術を活用した「スマート農業」の実現により、生産性向上や労働力不足の解消を図る必要がある。 人口減少下においても生産力を維持できる生産性の高い農業を実現するため、生産現場における技術ニーズを踏まえつつ、生産性の飛躍的向上に資するスマート農業技術の開発・改良・実用化を推進。これにより、スマート農業が広く定着し、ほぼ全ての農業の担い手がデータを活用した農業を実践。	生産性の飛躍的向上に資するスマート農業の技術開発・改良・栽培体系への転換について、実用化が有望な技術を８以上開発（2026年度まで）								◎										○					○					◎								◎	農林水産省
3-18	DX推進による水産資源管理の業務の効率化	改正漁業法により、漁業者は大臣許可漁業だけでなく、知事許可及び漁業権漁業についても漁獲報告・操業状況報告が義務付けられ、漁業現場の報告負担が増えている現状にある。 現場の漁獲報告の負担を軽減するために、これら報告のデジタル化を推進する。特に操業状況については、2027年度までにAI等の技術を利用して自動的に操業状況を収集及び報告する方法の検討開発、制度運用の検討・改善を図る。 また、2026年度までに漁獲情報のワンスオンリーを実現するためのデータ利活用や収集体制を検討する。 また、データ収集・管理を行う水産庁行政システムについて、2025年度までに漁船・許可情報の一元管理システムを構築するとともに、2027年度までに新たな資源評価システムを構築し、資源管理業務の効率化を図る。	AI等の技術を利用した報告方法の検討・開発、制度運用(2027年度末) 漁獲情報のワンスオンリーに向けたデータ利活用・収集体制の検討(2026年度末) 漁船・許可情報の一元管理システムの構築(2025年度末) 資源評価のための新たなシステムの構築(2027年度末)						◎	○											◎															◎				農林水産省
3-19	水産流通適正化制度における電子化推進対策	水産物の流通に関しては、資源管理の徹底や、IUU（違法、無報告、無規制）漁業の撲滅等の観点から、違法漁獲物の流通防止対策の必要性が高まっている。 このため、漁業者等の届出、漁獲番号等の情報の伝達及び取引記録の作成・保存等が義務付けられる特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和２年法律第79号）が2020年12月に成立し、2022年12月に施行。 同制度の円滑な運用に向け、引き続き、関係する漁業者、漁業協同組合、流通業者等の負担軽減を図るため電子システムの整備・運用等を図る。	電子署名にも対応できる汎用性の高いシステムの構築（2027年度末）			◎			◎												○	◎					○													農林水産省

施策番号	施策名	課題・取組概要（スケジュール・効果）	具体的な目標	官デ法第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												デジタル社会形成基本法第4章施策の策定に係る基本方針の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）																デジ手法第４条２項（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）						主担当 府省庁名
				10条	11条 １項 ２項	11条 ３項	12条	13条	14条	15条 １項	15条 ２項	16条	17条	18条	19条	21条	22条	23条	24条	25条	26条	27条	28条	29条	30条	31条	32条	33条	34条	35条	36条	37条	３号	４号	５号 イ	５号 ロ	６号	７号	
3-20	農林水産省共通申請サービス（eMAFF）によるDXの促進	行政手続に係る農林漁業者等の負担を大幅に軽減し、経営に集中できるよう、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を構築したところ。ユーザー数の拡大に向けて、2024年度から地方におけるオンライン利用を推進するための体制を強化するとともに、審査機関や農林漁業者からのフィードバックを踏まえ、UI/UXの改善を実施する。 また、eMAFFの利用を進めながら、デジタル地図を活用して、農地関連業務の抜本的な効率化・省力化等を図るため「農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF地図）」の開発・運用を進めているところ。さらなる利便性向上のため、2024年度も引き続き、農地台帳、水田台帳等の現場の農地情報の紐付け作業を全国的に進める。	2025 年度末までにオンライン利用率 60%	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎		◎			○	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		○	◎		◎	○	○	○	○		農林水産省
3-21	農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF地図）による農地情報の一元化に資する農業委員会サポートシステムの運用	新規参入や農地の集積・集約化を検討している農業者等が農地を探す際、農地情報の収集が大きな負担となっていたため、2015年４月から、農地情報公開システム（現：農業委員会サポートシステム）にて、農地の所在や面積等を全国一元的に提供。 しかし、農地台帳のデータ更新等を全く行っていない農業委員会が一定数ある旨の指摘が会計検査院からあったことから、データ更新作業等の省力化や、「デジタル地図」による農地情報の一元化を進めることで状況の改善を図った。 さらに農業経営基盤強化促進法に基づく目標地図の素案作成等を可能とするシステム改修を行ったところであり、引き続き、最新の情報を反映した農地情報の整備・公表などシステムの適切な運用を行う。	農業委員会サポートシステムにおいて農地台帳を最新の情報に更新している農業委員会の割合（100%）							◎											◎																◎		農林水産省
3-22	林業におけるデジタル技術の活用の推進	林業の生産性を向上させるには、新技術を活用した「林業イノベーション」を推進し、林業現場へデジタル技術の導入・定着を図ることが重要である。 そのような中、航空レーザ計測による森林資源情報の高精度化が一定程度進むなど、デジタル技術の活用基盤は着実に進展しつつある。 一方で、林業でのデジタル技術の活用は、一部の者や分断的な利用にとどまるため、地域一体で林業活動にデジタル技術をフル活用する「デジタル林業」の実践・定着が重要であり、2023年度より「デジタル林業戦略拠点」の構築に向けた取組を開始した。 今後も、航空レーザ計測による森林資源情報の整備やデジタル林業戦略拠点の構築に向けた取組など、林業の生産性向上に資するデジタル技術の利活用を推進するための環境整備を継続する。	航空レーザ計測を実施した民有林面積の割合：2026年度末までに80% デジタル林業戦略拠点構築に向けた取組を実施する都道府県数：2027年度までに47都道府県		◎					○	◎					◎	○			◎						○				○										農林水産省
3-23	地域デジタル基盤活用推進事業	自動運転やスマート農業等を始めとする地域産業の振興や社会課題解決の取組を加速化するため、情報通信インフラとデータ連携基盤やAIなどを組み合わせた新たな「デジタル基盤」の実装・活用を促進するとともに、地域デジタル化を支える人材確保や体制構築など、活力ある多様な地域社会の実現に向けて必要な施策を講ずる。 デジタルライフライン全国総合整備計画に基づき、遠隔監視システムその他の安全かつ効率的な自動運転のために必要な通信システムの信頼性確保等に関する検証を実施し、2024年度中を目途に、自動運転の導入を検討する地域が参照可能なモデル集を策定する。同モデル集に即して、自動運転の実装に当たって通信システムの信頼性確保等に必要となる地域の情報通信環境の整備を支援する。	デジタル活用の好事例を2025年度末までに100件創出 2024年度中に自動運転の導入を検討する地域が参照可能なモデル集を策定						◎		○		○			◎		◎		○	○	○	○				○													総務省
3-24	3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進及び建築・都市のDXの推進	まちづくりDXの基盤となる3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化プロジェクト（PLATEAU）を推進する。引き続き、補助制度の活用等を通じて整備を進めるほか、2024年度は地域課題の解決や社会価値創出の実装を目指し、標準仕様の更新・普及、都市や防災など多様な分野でのユースケースの開発・汎用化、地方公共団体のデジタルスキルアップ、PLATEAUコンソーシアムによる産学官連携等に取り組む。 また、土地・建物の情報連携キーである不動産IDを含むベース・レジストリの整備と、建築BIMやPLATEAU等の取組を一体的に推進する「建築・都市のDX」によって、建築・都市分野の多様なデータを活用した、行政におけるEBPMの推進や民間領域における新サービスの創出に繋げる。	3D都市モデルの整備都市数：500都市（～2027年度） 2024年度までに、屋内シームレスなデジタルツインを一部エリアにおいて先行的に構築、都市分野のデータや地理空間情報を不動産IDで結合するプラットフォームを構築するための取組に着手		◎										○			○			○	○	○		○	◎		○				○									国土交通省
3-25	デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成推進	人口減少社会においては、地域の生活サービス提供の在り方として、分野ごと、地方自治体ごとでの個別最適を図る対応だけでは持続性に限界が生じるおそれがある。 国土形成計画を踏まえ、「共」の視点からの地域経営を実現する観点から、デジタルを活用しながら、①官民パートナーシップによる「主体の連携」、②分野の垣根を越えた「事業の連携」、③市町村界にとらわれない「地域の連携」に重点を置き、地域公共交通や買い物、医療・福祉・介護、教育等の暮らしに必要なサービスが持続的に提供される「地域生活圏」の形成を推進する。 こうした地域生活圏の実現に向け、地域公共交通のリ・デザイン、建築・都市のDX等のほか、人中心のコンパクトな多世代交流まちづくりや二地域居住の推進等といった取組を、関係府省が一体となって推進する。	地域の文化的・自然的一体性を踏まえつつ、生活・経済の実態に即し、市町村界にとらわれず、官民のパートナーシップにより、デジタルを徹底活用しながら、「地域生活圏」を形成し地域課題の解決を図るとともに、地域固有の自然や風土・景観、文化等を含めた地域資源をいかし、人々を惹きつけるゆとりある豊かで美しい地域の魅力向上を図り、未曾有の人口減少、少子高齢化等による危機的な状況に直面する地方における暮らしの利便性を維持・向上させ、持続可能で活力ある地域づくりを目指す。											○								○	○			○					○									国土交通省
3-26	地盤情報の公開促進	ボーリング柱状図や土質調査結果などの地盤情報は、国や地方公共団体など一部の機関での公開にとどまっており、機械判読性の低いデータ形式で提供されている場合もある。 国土交通省では、公共工事等で得られた地盤情報を「国土地盤情報データベース」を通じて標準的な形式でオープンデータ提供しているところ。 引き続き、公共工事や民間の建築工事で得られた地盤情報のオープンデータ提供を推進し、効率的な地盤調査の実施やハザードマップの精緻化などに寄与する。	地盤情報の公開数（2026年度に60万本）		◎																					◎														国土交通省
3-27	歩行空間における移動支援サービスの普及・高度化	歩行空間における段差等のバリア情報やバリアフリー施設の情報を「歩行空間ネットワークデータ」として蓄積・オープンデータ化し、バリアを避けた最短ルートのナビゲーションの普及・高度化などを通じて、全ての人やロボットがストレスなく移動できるユニバーサル社会の実現を推進している。 歩行空間ネットワークデータの整備については一定程度の進捗が見られるが、データの整備、更新に当たっては詳細な現地調査等を伴う事から、その効率性等に課題がある。そこで2023年６月に二つのWGを立ち上げ、現地実証の結果等を踏まえたデータ整備PFのプロトタイプ構築やデータ整備仕様の改定について検討を行ってきた。2024年度以降は、WGも交えながら運用実証等を踏まえ、普及促進に向けたデータ整備PFの高度化やデータ整備仕様の改定を行う。	歩行空間ネットワークデータ、施設データ等のオープンデータダウンロード数（年間で2,000件以上） オープンデータダウンロード数の増加（2024年度末時点で累計ダウンロード数80,000件を達成する。）		◎						○		○		○						○	◎		○																国土交通省
3-28	地域経済分析システム（RESAS）等による地方版総合戦略支援事業	地域経済分析システム（RESAS）では、地域経済に関する官民の様々なデータを地図やグラフ等で表示し、分かりやすく「見える化」する機能を提供しており、これまで、RESAS等を活用した地域経済データの分析等の取組が行われてきた。 地方公共団体の規模や地域課題等の現場実態に応じてオープンデータの利活用を促進するため、RESAS等のオープンデータを活用した「データを読む・説明する・扱う力」を育成する教育コンテンツを提供するほか、RESASの利活用に関する情報や外部連携機能（RESAS-API）の提供を行うオープンデータ利活用促進ウェブサイト（RESAS-Portal）の運用・保守を行う。 これにより、地域におけるデジタルリテラシーを向上させ、データに基づく政策立案や経営判断などを行う、デジタルを活用できる地方創生の担い手となる人材の育成・確保に繋げる。	RESAS普及のための研修等の開催件数：2024年度 250件 （参考：2023年度 212件） RESAS等を活用した政策アイデア創出のためのコンテストの応募件数:2024年度1,500件（参考：2023年度 1,510件） ・RESAS PortalのPV数：2024年度126,696（参考：2023年度130,774件）	○	◎	○		◎	○	◎		◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎					◎		○													内閣府

施策番号	施策名	課題・取組概要（スケジュール・効果）	具体的な目標	官デ法第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												デジタル社会形成基本法第4章施策の策定に係る基本方針の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）																デジ手法第４条２項（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）						主担当府省庁名
				10条	11条１項２項	11条３項	12条	13条	14条	15条１項	15条２項	16条	17条	18条	19条	21条	22条	23条	24条	25条	26条	27条	28条	29条	30条	31条	32条	33条	34条	35条	36条	37条	３号	４号	５号イ	５号ロ	６号	７号	
3-29	デジタル実装状況の可視化による情報支援事業	データにより地域課題を捉え、分析・考察することをサポートし、施策目標の達成を後押しする目的で、デジタル田園都市国家構想データ分析評価プラットフォーム（RAIDA）を整備する。 これまで「感染症回復：旅行」、「物価高騰・円安」、「デジタル実装」の三つの政策課題別のデータを可視化して公開しており、地域の足元のデータに基づく議論を促し、効果的な施策立案を促進してきたところ。 引き続きデジタル田園都市国家構想総合戦略を踏まえた、地方公共団体における地方版総合戦略策定・改訂の動きを踏まえ、データ分析やEBPMの取り組みを支援する。	オープンデータを活用したEBPMに取り組む地方公共団体の割合 2027年度：30% RAIDAをデータ分析・施策検討業務に利用した自治体の割合：2024年度：30%		○	◎	○		◎	○	◎		◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎				◎		○													内閣府
3-30	地域におけるデジタル人材シェアリングの推進	限られたデジタル人材を有効に活用するためには、地域間でデジタル人材をシェアリングすることが有効であるところ、地域への人材シェアリングスキームはその対象、期間、目的等が異なるものが並立していることから、地域の求めに応じて人材のシェアリングを行う「人材のハブ機能」を果たす枠組を設置する。	デジタル人材の円滑なシェアリングの推進						◎	○	○		○						○	◎																			総務省
3-31	公共サービスメッシュの整備等（マイナンバー制度に基づく機関間の情報連携）	公共サービスメッシュは、行政が保有するデータを安全・円滑に連携できるよう、機関間の情報連携・地方公共団体内の情報活用・民間との対外接続を一貫した設計で実現する。 マイナンバー制度に基づく機関間の情報連携は、大量の情報連携や通知に対応する処理能力向上、コスト効率化等を実現するため、現行の中間サーバ等に相当する共通機能の提供や情報提供ネットワークシステムの刷新を行う。 2023年度の要件定義等の検討を踏まえ、2024年度から設計開発を推進し、2025年度中に共通機能を整備。 同年度以降、連携を開始する府省庁等は原則当該機能を利用、現在連携を実施中の府省庁等はシステム更改等を踏まえ移行を検討、地方公共団体は国の取組を踏まえ検討する。	2028年度までに接続するシステム数　10システム							○							◎						◎			○													デジタル庁
3-32	公共サービスメッシュの整備等（地方公共団体内の情報活用）	プッシュ型サービスを職員の事務負担を軽減しつつ実現するため、必要な住民情報の業務・システム横断的な抽出・加工・連携を円滑に実現する。 標準準拠システムのデータ要件・連携要件との整合性も確保しながら、2023年度の調査研究を踏まえ、2024年度は給付支援サービスを活用例として検証し、2025年度より順次、地方公共団体が必要な機能を実証的に利用可能とする。	実証的利用自治体数（実証検証を踏まえて2025年度に策定予定）							○							◎						○			○													デジタル庁
3-33	地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化	地方公共団体情報システムの統一・標準化の取組は、地方公共団体が情報システムを個別に開発することによる人的・財政的負担を軽減し、地域の実情に応じた住民サービスの向上に注力できるようにするとともに、新たなサービスの迅速な展開を可能とすることを目指すものである。 2025年度に向けて、制度改正等が移行作業に与える影響を地方公共団体や事業者を通じて丁寧に把握し、取組の推進のため必要な対応のうち基本的な事項は、今後、地方公共団体情報システム標準化基本方針において定める。 標準準拠システムへの移行の難易度が極めて高いと考えられるシステム（移行困難システム）について、適切な移行期限を設定するとともに、移行困難システムを含む基幹業務システムの標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行に向けて積極的に支援する。	基幹業務システムを利用する全ての地方公共団体が、原則2025年度までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ円滑かつ安全に移行できるよう、その環境を整備する。 標準化対象事務に関する情報システムの運用経費等については、標準準拠システムへの移行完了後に、2018年度比で少なくとも３割の削減を目指すこととし、国は、デジタル３原則に基づくBPR・最適化を含めた業務全体の運用費用の適正化のため、継続的・横断的な分析を行い、当該目標の実現に向けた環境を整備する。							◎													◎															◎	デジタル庁
4-1	デジタル活用支援推進事業	内閣府の世論調査によれば、70代以上のスマートフォン等の利用率が低くなっており、高齢者等がスマートフォンを使いこなせないことによって、オンライン行政手続・行政サービスといった公助から取り残される可能性がある。 このため、2021年度から、民間企業や地方公共団体等と連携し、高齢者等のデジタル活用の不安の解消に向けて、スマートフォンを利用したオンライン行政手続等に対する助言・相談等を行うデジタル活用支援の講習会を実施しており、2025年度にかけて、携帯電話ショップがない地域も含め、全国における講習会の実施を強力に推進する。 上記の取組により、高齢者等がスマートフォンを活用し、社会全体のデジタル化の恩恵を受け、生き生きとより豊かな生活を送ることができる環境を整備する。	デジタル活用支援の講習会を2025年度までに全国で実施					◎													◎																		総務省
4-2	利用者視点による品質向上に向けた情報アクセシビリティ確保のための環境整備及び行政機関への浸透（利用者視点：サービス受益者のみならず、提供者の視点も含む）	「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現に向けて、デジタル機器・サービスに係るアクセシビリティ環境の整備を促進。 総務省と連携し、情報アクセシビリティ自己評価様式の普及促進に取り組む。 WCAG 2.2等の最新の技術動向を踏まえ、適宜初学者の行政官や事業者向けのウェブアクセシビリティ導入ガイドブックの改定を図る。 行政機関の情報提供や手続を目的としたウェブサービス等において、利用者の誤解や操作ミスを防ぎ利便性を高めるため、デザインシステムやガイドラインの拡充を行い、関係府省庁や地方自治体への展開を推進。 情報システムの画面表示や操作に供すべき要件を特定し、ウェブサービス等のUIを開発する際に参照すべき簡易チェックリストやユーザー評価取得のガイドライン等を拡充、改善に繋げる。	サービスデザイン（クオリティサポートを含む）の年間導入数が５件以上 デジタル庁所管の住民向けサービス領域のサービスにおけるウェブアクセシビリティ試験の導入率100% アクセシビリティ自己評価様式に関する標準ガイドラインの記載の更新 サービスデザインに係るガイドラインの作成 デザインシステムをデジタル庁サービスサイトで公開														○																						デジタル庁
4-3	サービスデザイン体制の強化及び行政機関へサービスデザインの浸透	デジタル庁においてサービスデザイン体制を強化し、行政におけるサービスデザインプロセスの標準化、研修や学習機会の提供、組織文化の醸成を推進する。 サービスデザインプロセスの標準、先行事例、外部委託仕様書の作成方法等を公開し、各府省庁や地方自治体等の行政機関に展開を図る。 国内外の有識者やデザインコミュニティとの連携を行い、行政におけるサービスデザイン活動を国内外に発信する。	統一研修等の研修プログラムの参加人数1,000人 サービスデザインプロセスに関する行政機関向けガイドブックの提供開始 実務者/有識者との意見交換会の実施（３回以上）																							○													デジタル庁
4-4	e-Govの利用促進	e-Govは、事業者等の法人（個人事業主を含む。）や団体が社会経済活動を行うための申請・届出等を中心にオンライン申請を受け付けており、利用が拡大しているところ。e-Govの安定運用を確保しつつ、オンライン申請を始めとしたe-Govの提供サービスの更なる利便性を向上するため、ニーズに応じた機能改修を継続的に行う。 また、国の行政手続の原則オンライン化に加え、地方公共団体等の行政手続のオンライン化においてもe-Govを利用しやすくなるよう、e-Gov電子申請サービスや行政機関等が利用する審査支援サービスの更なる利便性向上に資する追加機能を整備する。	e-Govを活用した電子申請件数（2024年度：3,578万件） e-Govで電子申請可能な行政手続数（2024年度：6,300件） e-Govの利用登録者数（2024年度：900,000件）	◎																			◎			◎							◎					◎	デジタル庁
4-5	デジタル行政サービスの満足度や浸透度に関する調査事業	インクルーシブなデジタル社会の実現のためには、デジタルを活用した具体的な課題解決によって良質な体験ができるようになることで、全てのユーザーがデジタルから排除されることなく、結果として「デジタル化」が「当たり前」となっていくことが必要である。本事業は、国民、企業、行政職員におけるデジタル行政サービスに対する満足度や各サービスの浸透度を、デジタル環境整備のための重要な指標と捉え、インターネット調査等を通じて毎年調査し、公表する。	最低毎年１回の調査を実施し、調査結果の分析や公表を行う。														○									◎													デジタル庁

施策番号	施策名	課題・取組概要（スケジュール・効果）	具体的な目標	官デ法第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												デジタル社会形成基本法第4章施策の策定に係る基本方針の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）																デジ手法第４条２項（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）						主担当府省庁名
				10条	11条１項２項	11条３項	12条	13条	14条	15条１項	15条２項	16条	17条	18条	19条	21条	22条	23条	24条	25条	26条	27条	28条	29条	30条	31条	32条	33条	34条	35条	36条	37条	３号	４号	５号イ	５号ロ	６号	７号	
4-6	デジタル推進委員の取組	誰一人取り残されないための取組の推進には、高齢者や障害者を始め、デジタル機器やサービスに不慣れな方の不安解消が必要。 そこで、関係府省庁や地方公共団体・関連団体のデジタルリテラシー向上やデジタル格差解消に向けた取組等と連携し、国民運動としての「デジタル推進委員」の取組を開始し、2024 年３月末時点で、当初目的であった 50,000 人の任命を達成。 今後は、任命人数の増加に加え、マイナンバーカードの健康保険証利用の登録・利用促進や電子証明書のスマホ搭載促進など、政策的に意義の高い分野のサポートを強化するためのコンテンツの充実や、新たな担い手を育成する観点から、学生等のデジタル推進委員の活動を促進する。	マイナンバーカードの健康保険証利用の登録・利用促進や電子証明書のスマホ搭載促進など、政策的に意義の高い分野のサポート数 マイナ保険証利用等：100箇所以上　スマホ搭載：200箇所以上 学生の任命増加率　２倍																		◎																デジタル庁
4-7	政府ウェブサイトの発信力の向上支援	2023年度にコミュニティで共有した課題のうち、サイトのリンク切れ検証、ユーザーからのフィードバックを得る仕組の導入について、2024年度中に試験的な対応を行う。 リファレンスとしての共通CMSの機能拡充を実施する。	政府ウェブサイトコミュニティへの参加府省庁数（20府省庁） コミュニティミートアップ等の開催回数（10回）		◎			○									○							◎															デジタル庁
4-8	地方公共団体等の声を直接聴く仕組みの更なる活用	徹底した国民目線で行政の施策を進め国民参加型のオープンガバメントを目指すため、国民、事業者及び地方公共団体の声を集めて政策に反映する。 特に、国民により近い、全国の地方公共団体職員と対等に議論する場として立ち上げた「デジタル改革共創プラットフォーム」を活用。 マイナンバーカードの普及・利活用の加速等の施策において、現場を持つ地方公共団体職員との共創を強化する。 並行して、デジタル庁幹部と地方公共団体のDX推進担当者のホットラインとして整備した「デジタル政策相談窓口」を用い継続的な連携を図る。	デジタル改革共創プラットフォーム（コミュニティ）の稼働率：100% デジタル改革共創プラットフォームの月間ユーザー数：2024年度末 10,000人 デジタル政策相談窓口会議（オンライン開催）の会議後アンケートにおける取組満足度：７割以上																			○																デジタル庁
4-9	通信・放送分野における情報バリアフリー促進支援等/公的機関や企業の情報アクセシビリティ対応の促進等/字幕番組、解説番組、手話番組等の制作促進	障害者等の利便増進に資するICT機器等の研究開発の推進及びその普及を図る。 障害者等のニーズとICT機器等の開発企業等のシーズのマッチング及び障害者向けICT機器等に関するデータベースの整備及び利用促進を図る。 企業等が開発するICT機器等について、情報アクセシビリティ基準への対応状況を自己評価する様式の普及を推進するとともに、政府情報システム調達に当該様式を用いて、障害の種類や程度を考慮した確認を求める。 公的機関のウェブアクセシビリティの確保の取組を強化する。 放送事業者等に対し、字幕番組、解説番組、手話番組等の制作費や生放送番組に対する字幕付与設備の整備費の一部について助成することにより、視聴覚障害者等向けテレビジョン放送の充実を図り、放送を通じた情報アクセス機会の均等化を実現する。	研究開発助成事業の事業化率50%以上：2025年度50% データベースを閲覧して助成事業に応募した事業者数：2026年度80% 情報アクセシビリティ自己評価様式の作成件数：2026年度100件 総務省「自治体DX・情報化推進概要」による地方公共団体のJISへの準拠率：2027年度84.5% 在京キー５局における字幕番組、解説番組、手話番組の目標： 字幕付与可能な全ての放送番組に対する字幕付与率：2027年度までに100% 解説を付すことができない放送番組を除く全ての放送番組に対する解説付与率：2027年度までに15%以上 手話付与時間：2027年度までに１週間当たり平均15分以上		◎			◎							◎					◎																		デジタル庁、総務省
4-10	ケーブルテレビネットワーク光化等による耐災害性強化事業／放送ネットワークの強靱化に向けた支援事業	地域生活に必要な情報を提供するケーブルテレビは、全国の世帯数の52.4%にあたる約3,160万世帯に普及している。 近年相次ぐ激甚災害の発生を踏まえると、国民の安心・安全の確保に結びつく地域情報の提供を担うケーブルテレビの耐災害性強化が求められているところ、ケーブルテレビの伝送路方式には、旧方式のHFC方式（銅線と光ファイバケーブルを併用）と新方式のFTTH方式（光ファイバケーブルのみ）が存在しており、旧方式は豪雨災害・停電等に弱く、光化による耐災害性強化の推進が必要となっている。 災害時の住民の安全確保には、災害関連情報の伝達が重要。自然災害が頻発する中、テレビ等の停波による生命・財産の確保に必要な情報の遮断を回避するため、放送ネットワークの強靱化が課題。	ケーブルテレビネットワークの光化等よる放送ネットワークの強靱化を図り、年度末を目途に光化率50%程度の水準を目標 地上基幹放送等による災害時における国民の生命・財産の確保に必要な情報提供の確保					○												○																		総務省
4-11	無線LANセキュリティの確保	無線LANを活用する際のセキュリティ上の不安を払拭するため、利用者・提供者双方におけるセキュリティ対策状況の実態を踏まえたガイドライン等を策定・更新するとともに、周知啓発等を実施する。	2027年度末までに、無線LANのセキュリティ対策に係るガイドラインの認知状況を50%以上にすることを目指す。																								◎											総務省
4-12	サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保	デジタル改革を進めるに当たって、政府機関、独立行政法人等のサービスにおいて、国民目線に立った利便性の向上の徹底と、国民への行政サービス等を安定して安全に提供するといった観点を含めたサイバーセキュリティの確保との両立が不可欠であることから、国家安全保障戦略及びサイバーセキュリティ戦略に基づき、政府全体として、これら戦略を踏まえた施策を着実に講じていくことにより、サイバーセキュリティの強化に努める。	—																								◎											内閣官房
4-13	サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保(リアルタイム監視)	デジタル庁とNISCは、2023年度に運用実証事業の中で、システムを運用する上での課題等を整理し、システム構築に向けた要件定義を実施した。2024年度中にCRSAシステムの構築を行い、2025年４月からの運用開始を目指す。また、本システムの利用府省庁を段階的に拡大し、2028年度までに20機関の利用を目指す。	2024年度中に常時リスク診断・対処（CRSA）システムの整備を行い、 2025年４月からの運用開始を目指す。																								◎											デジタル庁、内閣官房（NISC）
4-14	サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保(利便性とサイバーセキュリティ確保の両立)	利便性向上及び安心・安全なシステム提供を両立すべく、デジタル庁はNISCと連携し「政府情報システムの管理等に係るサイバーセキュリティについての基本的な方針」に基づき政府情報システムの整備・運用を実施する。同方針に基づき、セキュリティ対策の強化・水準向上のためセキュリティ・バイ・デザインを前提としたシステム構築、一層のクラウドサービス活用やサプライチェーンでのセキュリティ対応、ゼロ・トラスト・アーキテクチャへの取組、セキュリティ分野における標準ガイドラインの必要な見直しを進める。また、デジタル庁が整備・運用するシステムを中心とした安定・継続的な稼働の確保の観点から、デジタル庁の専門家チーム及びデジタル庁の依頼に応じ情報処理推進機構（IPA）による必要な検証・監査・脆弱性診断を着実に進める。	サイバーセキュリティに関する国際標準の改訂等を踏まえ、セキュリティ分野におけるデジタル社会推進標準ガイドラインの改定を行う。 デジタル庁が整備・運用する政府情報システム等に対する検証・監査の実施等により、システムの安定・継続的な稼働等を確保する。																								◎											デジタル庁
4-15	サイバーセキュリティの確保	さらに、NISCは、情報収集・分析から、調査・評価、注意喚起の実施及び対処と、その後の再発防止等の政策立案・措置に至るまでの一連の取組を一体的に推進するための総合的な調整を担う機能としてのナショナルサートの枠組み強化に向けた取組を進めつつ、デジタル庁が整備・運用するシステムを含めて国の行政機関等のシステムに関し、必要な注意喚起の実施やセキュリティ監査、再発防止等の政策立案・措置等を行うことで、政府全体のシステムのセキュリティ確保を進める。 さらに、デジタル庁等と連携を図り、利用府省庁のニーズを踏まえ情報収集対象の府省庁を拡大し、収集する情報を増やすことで、更なるサイバーセキュリティ脅威情勢分析能力の強化及び政府機関のサイバーセキュリティの強化（GSOCとの連携を含む。）に取り組む。	—																								◎											内閣官房、デジタル庁
4-16	サイバーセキュリティ戦略に基づく施策の推進	データ戦略を推進するに当たっては、サイバーセキュリティの確保も重要となる。 サイバーセキュリティ戦略（2021年９月28日閣議決定）では、セキュリティ・バイ・デザインの考え方に基づき、デジタル化の進展と併せてサイバーセキュリティ確保に向けた取組を同時に推進すること（“DX with Cybersecurity”）が重要であるとしている。また、「情報の自由な流通の確保」の原則を踏まえ、安全・安心なサイバー空間の利用環境の構築に向けた取組を進めることとしている。こうした観点も踏まえつつ、新たな価値創出を支えるデータ流通等の信頼性確保に向けた基盤づくりや、DFFTを促進する観点からサイバー空間におけるルール形成等を推進する。	—																								◎											内閣官房

施策番号	施策名	課題・取組概要（スケジュール・効果）	具体的な目標	官デ法第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												デジタル社会形成基本法第4章施策の策定に係る基本方針の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）																デジ手法第４条２項（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）						主担当府省庁名
				10条	11条１項２項	11条３項	12条	13条	14条	15条１項	15条２項	16条	17条	18条	19条	21条	22条	23条	24条	25条	26条	27条	28条	29条	30条	31条	32条	33条	34条	35条	36条	37条	３号	４号	５号イ	５号ロ	６号	７号	
4-17	サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保(ISMAP)	ISMAP制度創設以降、「ISMAP等クラウドサービスリスト」への登録数は順調に増加しているものの、制度運用を通じた各種課題も明らかになってきている。 このため、ISMAPの信頼性・安定性の保持を前提に制度運用を合理化するため、「ISMAPの制度改善」（外部監査の負担軽減、審査の迅速化・明確化及びISMAP利用層の拡大等）の取組を実施することを通じ、変化の早いクラウド分野へ対応していく。	「ISMAP等クラウドサービスリスト」のサービス登録数を増加させることにより、政府機関等においてISMAPが定める安全性が評価されたクラウドサービスの利用を促進し、クラウド・バイ・デフォルトの更なる推進を図る。																								◎											内閣官房、デジタル庁、総務省、経済産業省
4-18	重要インフラのレジリエンス強化を図るための演習の実施	「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」に基づき、重要インフラ事業者等の障害対応体制の有効性検証等を目的に、所管省庁と連携して「分野横断的演習」を毎年度実施している。 2023年度は過去最多の組織・個人が参加するなど、「分野横断的演習」を通じた重要インフラの強靱性の確保が図られてきたが、自組織の被害発生への対処の確認に重点を置いているため、大規模サイバー攻撃発生時等における複数組織での被害発生への対処や官民間での情報共有の実践・確認が課題。 そのため、従来の演習に加え、大規模サイバー攻撃を想定し、重要インフラ分野間で発生し得る相互依存性のあるリスクを把握するため、重要インフラサービスの途絶等の状況を盛り込んだ官民間の連携の実践に重点を置いた演習（官民連携演習）を実施する。	・重要インフラ事業者等の障害対応体制の継続的改善 ・複数組織に影響を与えるインシデントへの対処能力の向上 ・官民間の情報共有体制の強化																								◎											内閣官房
4-19	政府機関等のサイバーセキュリティ確保の戦略的推進	NISCは2024年度から政府機関等のサイバーセキュリティ確保をこれまで以上に戦略的に進めるため、PDCAサイクルによる継続的な政策改善※１とOODAループによる機動的なオペレーション強化※２を進めることとしているが、デジタル庁などの関係省庁の諸施策及び各府省庁が自主的に行うサイバーセキュリティ対策は、「セキュリティ・バイ・デザイン」や“DX with Cybersecurity”といった考え方を踏まえつつ、これらと一体的に実施する。 ※１、２：前者としてはレッドチームテスト の実施に向けた検討といった取組を、後者としては横断的なアタックサーフェスマネジメントによる脆弱性把握やプロテクティブDNSによる情報収集を2024年度から新たに開始することとしている。	「セキュリティ・バイ・デザイン」や“DX with Cybersecurity”といった考え方が一層重要になっていることを踏まえて、政府全体としてのサイバーセキュリティ確保を推進する。																								◎											内閣官房
4-20	総合的な運用監視による強靭な政府情報システムの実現	2023年度に定めた総合運用監視に関する基本方針を踏まえ、2024年度に総合運用・監視システム（COSMOS）の構築と体制の整備を行い、同年度中に総合的な運用監視を開始する。2025年度からは、本格的に総合的な運用監視を行うとともに、必要な機能の拡充を図る。	2024年度に総合運用・監視システムの構築と体制の整備を行い、同年度中に総合的な運用監視を開始することを目指す。																			◎															◎		デジタル庁
4-21	トラスト及びデジタル・アイデンティティ③	行政におけるデジタル・アイデンティティのガバナンスの在り方に関する基本的な考え方を示している本人確認ガイドラインについて、政府のオンライン手続の拡大、マイナンバーカードの急速な普及など、昨今の最新情勢に応じた内容への見直しが必要であることから、今後公開予定の米国版ガイドライン（NIST：SP800－63－４）の内容を含めた国際的な相互運用性の観点も留意しつつ、2025年中に改定版の作成を行う。 電子委任状法附則に基づき2023年に行った「電子委任状法施行状況検討会」の報告書を踏まえ、電子委任状の主要なユースケースである電子契約を更に推進するため、電子契約において電子委任状を利用する際に参照できるガイドラインを2024年を目途に作成するとともに代理申請のデジタル化等の諸課題についても検討を進める。	本人確認ガイドラインの改定 電子委任状の普及促進	◎		◎	○	○	○													○					○	○		○		◎								デジタル庁
4-22	政府情報システムの一元的なプロジェクト監理の実施等①	デジタル庁は、国・地方公共団体・独立行政法人等の情報システムの整備及び管理について、情報システム整備方針を策定し、情報システム整備等の基本的な考え方等を提示している。また、政府情報システムの整備及び管理に関する共通ルールである「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」等について、技術進展等を踏まえ、今後も必要な改定等を行う。	デジタル庁は、利用者の利便性の向上等を図るため、政府情報システムの統括・監理等により、政府情報システムの統合・共通化を促進し、民間サービスとの連携を容易にしつつ、利用者目線での行政サービスの改革と情報システムの改革を一体的に推進する。このため、デジタル庁は、各プロジェクトが、情報システム整備方針等に基づいているかという観点から、各府省庁PMOと連携し、政府情報システムの一元的なプロジェクト監理を実施する。 各府省庁は、情報システム整備方針等を踏まえ、デジタル庁主導の下、業務改革（BPR）の推進、共通機能の活用の徹底、システムの統合・集約等により、固定的となっている情報システムの運用等経費及び整備経費のうちシステム改修に係る経費の抑制を図る。政府全体として、2020年度時点での政府情報システムの運用等経費及び整備経費のうちのシステム改修に係る経費計約5,400億円を、2025年度までに３割削減することを目指す。 また、各府省庁は、情報システムの経費抑制だけでなく、利用者の利便性向上、行政の効率化、新たなサービスや事業機会創出による経済効果などデジタル化によって得られる効果が、関連する情報システムのライフサイクルにおいて要する整備経費及び運用等経費に見合うか検証し、全体として費用対効果を最大化し、生産性の向上に不断に取り組むとともに、これらの取組の可視化を図る。							◎																													デジタル庁
4-23	政府情報システムの一元的なプロジェクト監理の実施等②	各府省庁は、情報システム整備方針、標準ガイドライン、中長期的な計画等を踏まえ、プロジェクトごとに取組を具体化したプロジェクト計画書を作成し、当該計画書に沿って、業務改革（BPR）・システム改革を推進するとともに、随時、当該計画書の進捗状況を把握し、必要な見直しを行う。特に、情報システム部門だけでなく、制度所管部門及び業務実施部門と連携し、利用者の満足度やニーズ、利用状況及び現場の業務や情報システムのコスト構造を詳細に把握・分析した上で、事業者等の提案を精査し、システム構造の最適化等に取り組む。	[No.4-22 政府情報システムの一元的なプロジェクト監理の実施等①]の具体的な目標に同じ						◎																													デジタル庁
4-24	政府情報システムの一元的なプロジェクト監理の実施等③	デジタル庁は、一元的なプロジェクト監理として、年間を通じて、予算要求段階、執行段階のプロセスにおいて、各府省庁のプロジェクトの各フェーズに応じたレビューをプロジェクト計画書等を用いて行い、この結果等を踏まえ、各プロジェクトを次の段階に進めることの是非を判断する。レビューの結果等を予算要求や執行に適切に反映させるため、デジタル庁が情報システム関係予算を段階的に一括計上し、これを監理していく。 また、各府省庁の情報システムに関する情報（契約額、プロジェクトの進捗等）を集約し、データの分析・利活用を行い、政府情報システムの統括・監理の実効性の確保を図る。	[No.4-22 政府情報システムの一元的なプロジェクト監理の実施等①]の具体的な目標に同じ						◎																													デジタル庁
4-25	政府情報システムの一元的なプロジェクト監理の実施等④	内容の精査が不十分な新規投資や後年度の運用等経費の増大等により、コスト構造が不適切なものとなることを防ぐため、デジタル庁は財務省と連携し、情報システム関係経費の費用及び効果（利用者の利便性向上、行政の効率化、情報システムの経費抑制、新たなサービスや事業機会創出による経済効果等）を精査する。なお、精査の際は、過去の実績にとらわれることなく、各府省庁を横断した配分・情報システム関係経費の柔軟な要求・執行を実現する。また、各府省庁は、情報システムのライフサイクルにおいて要する整備経費及び運用等経費の総額について、予算要求だけでなく執行段階における決算額とその効果を精査し、各プロジェクト計画書において明らかにする。特に、新たな情報システムを整備する際は、ライフサイクル全体で費用対効果を可視化する。	[No.4-22 政府情報システムの一元的なプロジェクト監理の実施等①]の具体的な目標に同じ						◎																													デジタル庁

施策番号	施策名	課題・取組概要（スケジュール・効果）	具体的な目標	官デ法第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												デジタル社会形成基本法第4章施策の策定に係る基本方針の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）																デジ手法第４条２項（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）						主担当 府省庁名
				10条	11条 １項 ２項	11条 ３項	12条	13条	14条	15条 １項	15条 ２項	16条	17条	18条	19条	21条	22条	23条	24条	25条	26条	27条	28条	29条	30条	31条	32条	33条	34条	35条	36条	37条	３号	４号	５号 イ	５号 ロ	６号	７号	
4-26	ODRの推進	時間や場所の制約を受けず、誰もが公正かつ適正な紛争解決の場であるADRにアクセスできるODRの推進のため、2022年３月に策定した「ODRの推進に関する基本方針」に基づき国民への周知・広報、相談機関とODR機関との連携促進等の各種取組を実施してきた。 ODRを実施する認証ADR事業者は増加しているが、利便性の高いODRの実装は充分でなく、ODRの認知度も高いとはいえない状況にある。 2024年度はこれまでの周知・広報等の効果検証をし、より効果的な取組を実施するとともに、2023年度に実施したODR実証実験の結果を踏まえ、ODR実装上の課題への対応策について検討するなどして、ODRへの参入支援を実施する予定である。	ODR対応の認証ADR事業者数：2025年度までに全認証ADR事業者の40% ODR利用件数：2028年度までに年間800件（処理件数でカウント）					○																														法務省
4-27	遺言制度のデジタル化	現行の自筆証書遺言では、全文、日付及び氏名の自書並びに押印が要件とされ、パソコン等を使用して作成された遺言書や録音・録画による遺言については自書の要件を欠き、無効であると解され、デジタル化に対する対応が今後の課題である。 規制改革実施計画（2022年６月７日閣議決定）に基づき、遺言制度を国民にとってより一層利用しやすいものとする観点から、遺言者がデジタル技術を用いて作成することのできる新たな遺言の方式に関する規律を整備することを中心として、遺言制度の見直しに向けた検討を行ってきた。2024年２月には、法務大臣から、法制審議会に対し、遺言制度の見直しに関する諮問がされ、法制審議会民法（遺言関係）部会が新設され、同年４月以降、同部会において調査審議が行われている。	遺言制度を国民にとってより一層利用しやすいものとする観点から、現行の自筆証書遺言の方式に加え、デジタル技術を活用した新たな遺言の方式に関する規律を整備することを中心として、遺言制度の見直しを検討する。	○				○											○		◎																		法務省
5-1	政府デジタル人材（部内育成の専門人材）の確保・育成	政府デジタル人材の確保・育成に当たり、総合職試験の「デジタル区分」等が創設され、各府省庁は広報、採用等を実施しているが、更に確保を進める必要がある。 各府省庁は積極的な広報のほか、「デジタル人材確保・育成計画」において、スキル認定等に係る具体的な目標、高位のポストまでを見据えた人事ルート例等を設定し、計画的かつ適切な育成を行う。 官民間のスキルを比較できるよう、資格試験等に合格し、スキル認定を受けた者への処遇の確保を進める必要がある。 手当等を活用し、一定の給与上の評価を行う取組の拡大を図り、政府デジタル人材の育成を加速する。 管理職向け研修等の更なる充実が必要である。 管理職がリーダーシップを適切に発揮できる取組のほか、AIの活用、業務改革（BPR）、サービスデザインなど最新の取組に係る研修等も推進する。	各府省庁のスキル認定者数 各府省庁のスキル認定者によるデジタル化への貢献等の効果									◎					◎																						内閣官房、デジタル庁
5-2	高度デジタル人材（外部から登用する高度な専門人材）の確保・協働	各府省庁においてはデジタル技術を用いた業務の効率化や抜本的な業務改革のため高度なITスキルとともに、サイバー攻撃の洗練化・巧妙化を踏まえサイバーセキュリティに係る高度なスキルなどを持つ専門人材の活用が引き続き課題である。 デジタル庁やNISCにおいては、高度専門人材の登用を行い、各府省庁に対する支援・助言を実施し、利害関係や職務執行への支障に配慮しつつ兼業・副業も可能な非常勤職員での採用や、ITスキルに関する民間の評価基準を活用する等の工夫を含めた外部の高度専門人材を活用する場合の採用の在り方についての検討を進める。	高度専門人材の活用の効果									◎					◎																						内閣官房、デジタル庁
5-3	政府デジタル人材の確保・育成のための体制の整備等	各府省庁におけるデジタル人材の不足に伴い、政府一丸となってデジタル改革に必要な人材の確保・育成に取り組む必要がある。 デジタル人材の確保・育成に向けた各府省庁の取組状況については、デジタル社会推進会議副幹事会及びサイバーセキュリティ対策推進専任審議官等会議において引き続き共有を図り、独立行政法人等についても、その業務の特性等に鑑み、デジタル人材の確保・育成に向け必要に応じた取組を行い、独立行政法人に対して、各府省庁はその取組状況等について確認等を行う。	各府省庁のスキル認定者数 各府省庁のスキル認定者によるデジタル化への貢献等の効果									◎					◎																						内閣官房、デジタル庁
5-4	クラウドエンジニアを始めとしたソフトウェアエンジニアの育成及び多様性確保事業	クラウドエンジニアを始めとしたソフトウェアエンジニアの不足や地理的な偏在、ソフトウェアエンジニアの取り扱えるクラウドサービスの偏りによって活用したいクラウドサービスを活用できない事態や、新たなクラウドサービスの発展が停滞する事態を避ける必要がある。このため、デジタル庁、総務省、経済産業省、厚生労働省は連携してソフトウェアエンジニア育成と多様性確保を進める。	2025年度までに既存の支援制度の対象となる、ソフトウェアエンジニア育成や多様性確保に資するプログラム・講座数の拡大を図る 関係業界や地方公共団体等とも連携してソフトウェアエンジニア育成に係るプログラムの利用機会及び利用人員の拡充を図る														◎																						デジタル庁
5-5	地域情報化アドバイザー派遣制度	2023年度まで、地域情報化アドバイザー派遣事業により、データ利活用の専門家を地方公共団体等に派遣し、講演やプロジェクトに対する助言等を行うことで、地域課題に取り組む人材の育成を支援。 2024年度については、４月22日に地域情報化アドバイザーの派遣申請の受付を開始し、2025年３月まで順次派遣を実施する予定。 これにより、地域のデータ利活用推進のための地域人材の育成を支援。	2024年度地域情報化アドバイザー派遣団体数400箇所									◎					◎																				◎	総務省
5-6	地方自治体におけるデジタル人材の確保・育成の促進	総務省は、市町村におけるCIO補佐官等の任用等、都道府県による市町村支援のためのデジタル人材の確保や地方公共団体におけるDX推進リーダーの育成について地方財政措置を講じ、その取組を促すほか、地方公共団体が計画的にデジタル人材の確保育成に取り組めるよう伴走支援やノウハウ・優良事例等の横展開にも取り組む。	DX・情報関係業務を担当する職員が１人以下である団体（いわゆる「１人情シス」状態）を2025年度中に半減させる。									◎					◎																						総務省
5-7	都道府県と市町村が連携した推進体制の構築	都道府県と市町村が連携した自治体DXの推進体制も広がっており、様々な取組が進められているが、今後の人口減少を乗り切るために全国的なデジタル化が急務であることを踏まえると、独自にデジタル人材を確保することの難しい小規模自治体も含め全ての国民が行政サービスを享受できる持続可能な体制を維持するためには、都道府県と市町村が連携した推進体制の充実強化を一層促進するとともに、国の支援策を拡充し、既存施策も含めてパッケージ化することで、デジタル人材の確保・育成やシステムやツールの共同調達・共同利用、システムの標準化・共通化、共通SaaS化、デジタル完結等の取組を強力に支援する体制を整備する。また、総務省及びデジタル庁は関係府省庁と連携し、自治体のニーズに応じ、デジタル人材の確保や専門人材の派遣などの支援を加速する。	2025年度中に全ての都道府県で市町村と連携した推進体制（デジタル人材プール機能を含む）が構築できるようにする。									◎					◎																						総務省
5-8	デジタル人材育成	企業DXを推進するデジタル人材に必要となる役割やスキルを見える化した「デジタルスキル標準」の策定・生成AI対応、民間企業等の教育コンテンツをスキル標準に紐付けて一元的に提示するデジタル人材育成プラットフォーム（マナビDX）等を通じて学びの機会を拡大していく。 個人が持つデジタルスキル、スキルアップ状況、試験によるスキル評価に関するデータを蓄積・可視化し、活用するための仕組みの検討、情報処理技術者試験の抜本的見直し等を通じて、生成AI時代に対応する継続的な学びを可能にするデジタル人材育成のエコシステムを実現する。	デジタルスキル標準の継続的な見直しの検討 デジタル人材育成プラットフォームや情報処理技術者試験等を通じて2026年度末までに政府全体でデジタル推進人材を230万育成するという目標に貢献									◎				○	◎		○																				経済産業省

施策番号	施策名	課題・取組概要（スケジュール・効果）	具体的な目標	官デ法第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												デジタル社会形成基本法第4章施策の策定に係る基本方針の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）																デジ手法第４条２項（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）						主担当府省庁名
				10条	11条１項２項	11条３項	12条	13条	14条	15条１項	15条２項	16条	17条	18条	19条	21条	22条	23条	24条	25条	26条	27条	28条	29条	30条	31条	32条	33条	34条	35条	36条	37条	３号	４号	５号イ	５号ロ	６号	７号	
5-9	サイバーセキュリティ人材育成	IPAは、「セキュリティキャンプ」の拡充の検討や、「中核人材育成プログラム」の受講者の拡大に向けた模擬プラントの新たな整備や更新等を進める。加えて、人材の不足状況を解消するため、ユーザー企業における情報処理安全確保支援士（登録セキスペ）の活用促進に向けて、補助金等における登録セキスペ配置又は活用の要件化などを検討するとともに、高額な登録維持コストといった課題に対応するための維持コスト削減に向けた制度の見直しも検討する。また、地方ベンダーや中堅企業・中小企業のユーザーのセキュリティ担当者などの専門人材向けに、基礎知識・スキル習得できるような環境整備を進める。	中核人材育成プログラムの受講者の拡大に向けて新たな模擬プラントを整備する。 地方ベンダーや中堅企業・中小企業のユーザーのセキュリティ担当者などの専門人材向けに、基礎知識・スキル習得できるような環境整備を進める。 2030年度までに情報処理安全確保支援士（登録セキスペ）の登録者数を５万人に増加させる。									◎												◎													経済産業省
5-10	実践的サイバー防御演習「CYDER」による組織内セキュリティ人材の育成	我が国ではサイバー攻撃が巧妙化・複雑化する一方でセキュリティ人材は不足しており、セキュリティ人材の育成を通じた組織の対処能力の構築・強化が急務である。総務省では2017年度から、NICTナショナルサイバートレーニングセンターを通じて、国の機関、地方公共団体、独立行政法人及び重要インフラ事業者等を対象とした実践的サイバー防御演習「CYDER」を実施している。これまで、集合形式の演習を年間100回、3,000名規模で実施してきており、2024年度以降もこれを同規模で継続するとともに、2024年度からオンライン形式で基礎的内容を習得可能なプレCYDERを本格展開し、組織内のセキュリティ人材の育成を通じて社会全体のサイバーセキュリティの確保を図る。	集合演習の開催回数（2024年度100回） セキュリティ人材の育成数（2024年度3,000人）									◎							◎									◎											総務省
5-11	数理・データサイエンス・AI教育の推進	「AI戦略2019」においては、2025年度末までに、文理を問わず全ての大学生・高専生が初級レベルの数理・データサイエンス・AIを習得すること、一定規模の大学・高専生25万人が自らの専門分野への応用基礎力を習得することが目標の一つとして掲げられており、この人材育成目標の実現に向け、2021年度よりリテラシーレベル、2022年度より応用基礎レベルの認定を実施するとともに、引き続きモデルカリキュラムの継続的な見直し、教材等の作成・公開等、数理・データサイエンス・AI教育の普及・展開を推進する。 大学院における人文・社会科学系等の分野と情報系の分野を掛け合わせた学位プログラムの構築・実施に向けた取組を推進する（2022年度に選定した６大学に加え、2024年度に新たな取組を選定予定）。	「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度」において、認定を受けた大学等における１学年当たりの育成可能規模（2025年度末までにリテラシーレベルで約50万人／年、応用基礎レベルで約25万人／年の規模の大学等が認定を受けることを目指す） 大学院における人文・社会科学系等の分野に情報系の分野を掛け合わせた学位プログラムの構築数及び構築した学位プログラムを修了した学生数（2024年８月以降に具体的目標を設定予定）									◎				○	◎																					文部科学省
5-12	統計エキスパート人材育成プロジェクト	データサイエンス系学部・学科を新設する大学が急増する中、欧米や中国・韓国などに数多く存在する統計学部・学科が欠落してきた日本では、データサイエンスの中核を成す統計学の専門教員の不足が深刻な問題となっている。これに対応するため、統計数理研究所が中核となり、全国の大学等が参画するコンソーシアムを形成。コンソーシアムにおいて、全国の大学等の若手研究者を統計学の専門教員に育成し、育成された教員が全国の大学等の大学院生を、統計を駆使して学術研究や産業振興に貢献することのできる統計エキスパートに育成する。このようなコンソーシアムの取組により、デジタル人材育成の好循環システムを構築する。	大学統計教員の育成（2025年度末 計30人） 大学院での統計エキスパートの育成（2030年度末 計500人） コンソーシムのすそ野拡大（2025年度末 25参画機関）									◎					◎																					文部科学省
5-13	情報教育の強化・充実	学習指導要領の趣旨を踏まえ、「情報活用能力」の育成に向けて、情報教育の強化・充実を図る必要があることから、これまでも、小・中・高等学校を通じた情報教育の強化・充実を図るための調査研究を行ってきた。 また、情報モラル教育に関する教員（指導者）向けセミナーや児童生徒を対象としたコンテンツの充実を図っているところである。 これらの取組を通じて、学習の基盤となる資質・能力である「情報活用能力（情報モラルを含む）」を確実に教育課程全体で育むことを推進する。	情報活用能力レベル向上（小：レベル３以下の減少、中：レベル５以下の減少（※）） （※）情報活用能力を９段階に分けて、児童生徒の情報活用能力の育成状況について調べる文科省調査による。2021年度調査では、小：レベル３以下は49.9%、中：レベル５以下は57.1%） 情報モラル指導者セミナー参加者の増加（前年度比30%増）										○				○																					文部科学省
5-14	デジタル等成長分野を支える人材育成の抜本的強化	＜高校＞大学段階におけるデジタル等成長分野への学部転換の取組が進む中、高校段階において理系学部進学率を向上させ、デジタル等の成長分野を支える人材育成の抜本的強化を行うため、情報、数学等の教育を重視するカリキュラムを実施するとともに、ICTを活用した文理横断的・探究的な学びを強化する学校などに対して、そのために必要な環境整備の経費を支援する。 2023年度補正予算によって高等学校等の環境整備を支援するとともに、各高校におけるニーズの把握等を行い、高校段階でのデジタル等人材育成の更なる推進に向け、必要な取組を検討。 ＜専修学校＞最新の知識・技能を習得できるリカレント教育コンテンツを作成、DX人材育成のためのモデルカリキュラムを構築、学科のカリキュラム高度化、理系分野への転換・新設を推進し、専修学校における人材育成を図る。	＜高校＞採択校における情報Ⅱ等の履修率の向上（目標50%以上）、採択校の大学理系学部進学率向上（約10%増） ＜専修学校＞専門学校が輩出するIT人材の増加（2030年度末15%以上）														◎	◎																				文部科学省
5-15	女性デジタル人材育成の推進	女性の就労支援や女性の経済的自立、デジタル分野におけるジェンダーギャップ解消のため、就労に直結するデジタルスキルの習得支援及びデジタル分野への就労支援を推進している。 2024年度までの３年間、集中的に取り組んでいる「女性デジタル人材育成プラン」については、2024年度末を目途に主要な取組実績の把握なども行いつつ、プランの施策の在り方について、必要な見直し等を行う必要がある。 地方公共団体が関係団体と連携して行う、女性のデジタルスキル取得・向上のための学び直し・教育訓練や就労支援等の地域の実情に応じた取組を引き続き後押しする。 地方公共団体や企業等の優良事例をまとめた事例集について、引き続き全国各地域へ取組の横展開を図る。	—									◎						◎																					内閣府
6-1	信頼性のある個人データ流通の観点から個人情報を安全・円滑に越境移転できる環境の構築	2019年発効の日EU間の相互認証の枠組みについて、2021年の個人情報保護法改正を踏まえ、2023年度から日本に対するEUの十分性認定の範囲を学術研究分野及び公的部門に拡大する協議を進めており、2024年度中の妥結を目指す。その後、日英間の拡大協議及び新たな国・地域との相互認証に向けた協議を開始する。 2022年に設立されたグローバルCBPRフォーラムについて、米国等と共同開催するワークショップ等のアウトリーチ活動、認証基準の見直し等を通じて、関係各国及び地域並びに企業のより一層の参加拡大に向けた取組を進める。 2024年度は有志国・地域との共同調査を開始する等、段階を踏みながらグローバル規模でのモデル契約条項の相互運用性の実現に向けた取組を進める。	相互認証の枠組みの更なる発展（2024年度中に日EU間拡大協議の終了） 国際的な企業認証制度の普及促進（2024年度中グローバルCBPR認証企業数75社） グローバルなモデル契約条項の導入を目指す（2024年度中に有志国・地域との共同調査開始）																	◎																		個人情報保護委員会
6-2	DFFTの具体化推進に向けた国際連携/IAPの設立・プロジェクトの実施	社会のデジタル化・グローバル化が進み、データによる新たな価値の創出に向けてグローバルな競争が加速する一方、プライバシーやセキュリティ上の懸念、情報の極端な偏在、競争上の課題などが世界的に顕在化。 2023年12月にG7広島サミット及びG7群馬高崎デジタル・技術大臣会合の合意を踏まえ、OECDの下でDFFTの具体化のための国際的な枠組み（Institutional Arrangement for Partnership : IAP）を設立。IAPにおいて、各国のデータ規制に関する透明性向上に資するレポジトリの構築、PETs（Privacy-Enhancing Technologies）等のテクノロジーによるデータ流通推進への取組等、データの越境移転時に直面する課題解決につながるプロジェクトを実施するとともに、国際的なデータガバナンスにおける日本のリーダーシップを発揮し、DFFTの一層の具体的推進に資する成果の創出に向けて取り組む。	透明性の向上やPETs等に関するプロジェクトの実施			◎														◎																		デジタル庁

施策番号	施策名	課題・取組概要（スケジュール・効果）	具体的な目標	官デ法第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）											デジタル社会形成基本法第4章施策の策定に係る基本方針の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）																デジ手法第４条２項（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）						主担当府省庁名
				10条	11条１項２項	11条３項	12条	13条	14条	15条１項	15条２項	16条	17条	18条	19条	21条	22条	23条	24条	25条	26条	27条	28条	29条	30条	31条	32条	33条	34条	35条	36条	37条	３号	４号	５号イ	５号ロ	６号	７号	
6-3	DFFTの具体化推進に向けた少数国間連携	「経済成長・イノベーション」と「セキュリティ」や「プライバシー」などとのバランスの取れた国際ルール・制度形成を主導し、DFFTを具体化推進するためには、有志国との連携を図ることが必要である。 デジタル庁を含め関係府省庁が、それぞれの政策分野において取組を進める中で、IAP等国際的な議論をリードしていくことを見据え、米国、EU、英国を始めとする諸外国との連携に加え、アジア地域を中心とした新興国やデジタル政策に関わる機関等と連携し、信頼を基盤とした国際協力を推進していく。	有志国との共同調査によるDFFT具体化プロジェクト創出				◎																				◎									デジタル庁
6-4	eシール及びタイムスタンプの利活用拡大の推進	＜eシール＞2023年度にeシールの民間サービスの信頼性を評価する基準策定及び適合性評価の実現に向けて「eシールに係る検討会」を開催し、国によるeシールに係る認定制度の創設等を含む「最終取りまとめ」を公表した。本取りまとめに基づき、2024年度中に関係規程を整備した上で、国によるeシールに係る認定制度を創設する。 ＜タイムスタンプ＞2021年度より制度を開始した国による時刻認証業務に係る認定制度については、引き続き的確な制度運用を行いながら、タイムスタンプの普及啓発に取り組む。	＜eシール＞国によるeシールに係る認定制度の創設（2024年中） ＜タイムスタンプ＞的確な制度運用の実施	◎																						◎										総務省
6-5	政府システムの整備に関する国際動向等の調査	我が国のITベンダやSaaS事業者の国際競争力強化に向けて、諸外国の政府システム整備について、共通化の在り方、クラウドの活用、国と地方自治体の連携といった点から最新の動向を把握するとともに、我が国独自のシステム整備モデルの優位性について検証する必要がある。 このため、2025年度に政府システムの整備に関する国際動向等の調査を実施し、デジタル庁におけるシステム整備の在り方をグローバルな政府システム整備の潮流とも調和したかたちに進化させるとともに、我が国の整備モデルの海外展開可能性の検討を行い、デジタル庁におけるシステム整備の取組を日本のIT産業の競争力向上に裨益するものにすることを目指す。	政府システムの整備に関する国際動向の把握と我が国の整備モデルの海外展開可能性の検討（2025年度）	○						◎	○									○	○	◎			◎			◎										デジタル庁
6-6	簡易な送金決済インフラの構築と国際的な実証	任意の共通IDと認証の仕組みを適用することで簡易な送金・決済サービスを実現するインフラの構築に向け、必要な実証や検討を進めるとともに、その国際的な相互運用性等の確保について、国境を越えた実証事業も含め、その具体化を進める。	来年度以降本格的な事業化の開始を目指す				○					◎										◎						○										デジタル庁
6-7	諸外国のデジタル政策に関わる機関との連携強化	デジタル分野における協力関係構築の具体化に向けて、関係府省庁がそれぞれの政策分野において、米国、EU、英国を始めとする諸外国・地域等との間で、二国間の関係強化に向けた取組を進める。	デジタル分野における二国間等の会合の実施（四半期に一度以上） 国際会議等の場を活用した連携（四半期に一度以上）							○				◎							○							◎										デジタル庁
6-8	諸外国のサイバーセキュリティ政策に関わる機関との連携強化	諸外国のサイバーセキュリティ政策に関わる機関との連携強化 サイバーセキュリティ分野における協力関係構築の具体化に向けて、関係府省庁がそれぞれの政策分野において、米国、EU、英国を始めとする諸外国・地域等との間で、二国間の関係強化に向けた取組を進める。 2023年度10月にセキュアバイデザイン・デフォルト原則に関する文書への共同署名を実施したところ、海外当局による同原則の取組に関する情報の収集を実施するとともに、我が国における同原則の普及に係る取組を実施する。	米国、EU、英国等のサイバーセキュリティ当局との二国間・多国間協議を通じた関係構築																									◎										内閣官房
6-9	他国への支援・協力等を通じた我が国のプレゼンスの向上	我が国におけるデジタル化の取組は、防災・減災におけるデジタルの利活用、高齢化社会に向けた取組など、国際的に注目を集め評価されているものもあり、特に、デジタル化の意欲が強い新興国に対して、関係府省庁では従来から研修等を通じた支援を行ってきている。 デジタル分野における我が国のプレゼンスの向上のため、研修による情報提供から更なる協力関係に発展させることを目指すとともに、国際機関との連携協力を推進するとともに、国際会議等の場を活用して我が国の取組に関する情報発信を行う。	国際会議等の場を活用した情報発信（四半期に一度以上の専門家の派遣）			○					○		○	◎										○	◎													デジタル庁
6-10	サイバーセキュリティ分野における他国への支援・協力等を通じた我が国のプレゼンスの向上	対象国の重要インフラ等に依存する在留邦人の生活や日本企業の活動の安定を確保し、当該国の健全なサイバー空間の利用の進展を促すのみならず、サイバー空間全体の安全の確保と直結するため、サイバーセキュリティ分野の能力構築支援は極めて重要である。 2021年12月に改定した「サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援に係る基本方針」に基づき、関係省庁間及び官民による連携を緊密化し、サイバー空間における新たな脅威や各国のニーズを特定した上で、日本の強みをいかす形で支援を行う。	サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援に係る基本方針に基づいた日ASEANサイバーセキュリティ政策会議等を通じたサイバー空間における法の支配の推進																									◎										内閣官房
6-11	民主的な「メタバース」の実現	G7群馬高崎デジタル・技術大臣会合において、メタバースなどの没入型技術が民主的価値に基づくものである事の必要性が認識されたところ、2024年夏頃を目途としてメタバースの原則を策定する。 2024年度から、OECD等のマルチフォーラムにおける継続的な議論に貢献するべく取り組んでいく。	メタバースの原則の策定 OECD等のマルチフォーラムにおける継続的な議論への貢献																											○								総務省
6-12	インターネットガバナンスにおける国際連携とマルチステークホルダー間連携の強化	インターネット・ガバナンス・フォーラム（IGF: Internet Governance Forum） は、インターネットに関する様々な公共政策課題について対話を行うための国際的なフォーラムである。 2023年10月、我が国がホスト国として、国立京都国際会館（京都府京都市）において、第18回会合を開催し、インターネットの重要性について強調するとともに、「マルチステークホルダーアプローチの議論」を支持・コミットすることを力強く表明した。 ー本年12月にサウジアラビアで開催される第19回IGF等の国際的なフォーラムにおいて、マルチステークホルダーによるインターネットガバナンスの重要性を国際社会に示し、2025年のIGF見直しに向けてIGF体制の維持・改善に貢献する。	2024年12月にサウジアラビアで開催されるIGF2024等の国際フォーラムの機会を積極的に活用し、マルチステークホルダーによるインターネットガバナンスの重要性を国際社会に示し、2025年のIGF見直しに向けてIGF体制の維持・改善に貢献する。						◎																					◎								総務省
6-13	民主主義的な価値に基づいた人間中心のAI原則の実践の支援	我が国は、2023年のG7議長国として、「広島AIプロセス」の立ち上げを主導し、同年12月には生成AIが社会や経済にもたらす様々な影響への対処を目的とした世界初の国際的な包括的政策枠組みに合意した。2024年以降、G7で合意した作業計画に基づき、広島AIプロセスの成果をG7を超える国や企業に対して拡大する等、広島AIプロセスの更なる前進を図る。 2023年12月にインドで開催されたGPAIサミット2023において、我が国におけるアジア地域初のGPAI東京専門家支援センターの設置が承認された。本センターの活動等を通じて、生成AIに関するプロジェクトベースの国際的な協力を推進し、国際社会における広島プロセス国際指針等の実践の進展を図る。	G7で合意した「広島AIプロセスを前進させるための作業計画」に基づき、広島AIプロセスの成果をG7を超える国や企業に対して拡大する等、広島AIプロセスの更なる前進を図る GPAI東京専門家支援センター等を通じて、広島AIプロセスの成果の実践に資する偽情報対策技術の評価・実証などのプロジェクトベースの取組を支援する。								◎																			◎								総務省
6-14	日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センター(AJCCBC)プロジェクト及び大洋州島嶼国におけるサイバーセキュリティ能力構築支援	国境を越えて利用されるサイバー空間では、国際連携の推進が不可欠である。特に、地理的に重要なASEANや大洋州島嶼国については、サイバーセキュリティに関する人材不足や能力の向上が課題。そのため、我が国から能力構築支援を実施する。 具体的には、ASEAN地域については、日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センター(AJCCBC)を通じて、政府関係者や重要インフラ事業者を対象として、情報通信研究機構が開発した実践的サイバー防御演習（CYDER)も活用した演習を行うとともに、大洋州島嶼国のサイバーセキュリティ能力構築支援では、AJCCBCの取組で得た知見を基に、各国の状況に合わせて基礎知識の習得も含めた演習を実施していく。	自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の実現のため、また世界全体のサイバーセキュリティリスクを低減させる等の観点から、以下の目標を掲げて、地理的に重要なASEANや大洋州島嶼国のサイバーセキュリティの向上を図る。 ASEAN向けサイバーセキュリティ演習への参加者数：2024年度に100人程度 大洋州島嶼国向けサイバーセキュリティ演習への参加国数：2024年度に10か国程度																									○		◎								総務省

施策番号	施策名	課題・取組概要（スケジュール・効果）	具体的な目標	官デ法第3章基本的施策の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）												デジタル社会形成基本法第4章施策の策定に係る基本方針の条（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）																	デジ手法第４条２項（◎：主に該当するもの、○：連携するもの）						主担当 府省庁名
				10条	11条 １項 ２項	11条 ３項	12条	13条	14条	15条 １項	15条 ２項	16条	17条	18条	19条	21条	22条	23条	24条	25条	26条	27条	28条	29条	30条	31条	32条	33条	34条	35条	36条	37条	３号	４号	５号 イ	５号 ロ	６号	７号	
6-15	トラスト及びデジタル・アイデンティティ①/利用者本位の行政サービスの実現に向けた国際協力関係の構築	2024年４月に署名した日EUデジタルパートナーシップにおけるデジタル・アイデンティティに関する協力覚書（MoC）に基づき、デジタル・アイデンティティの相互運用ユースケース（事業活動・学生の国際交流等）に関する実証を行うなど、DFFTの具体化にも資する国際連携を推進する。	デジタル・アイデンティティの相互運用ユースケースを検討し、2025年度までに実証開始	○		○	◎		◎	○	○	○					○					○								◎	○									デジタル庁
6-16	行政機関におけるデジタル人材育成に向けた国際協力	デジタル人材の枠組み（フレームワーク）に基づき、必要とされる人材のスキル等を明確にするだけでなく、そのためのトレーニングを政府機関等が提供している諸外国との協力関係を構築し、デジタル人材育成のための枠組みや研修について協力を得るとともに、我が国からも有益である分野について情報提供等を行う。また、人材交流やワークショップの共催など、短期的にも外部の知見を獲得し、国内に活用できるような取組を推進する。	デジタル人材育成に向けた専門家会合の実施										◎		○			○	◎																				デジタル庁
6-17	国際データガバナンスアドバイザリー委員会/産業データの国際的なデータガバナンス	国内外一体的なデータ経済圏（エコシステム）の形成、ひいては日本のデジタル経済成長に向け、国際データガバナンスに対して、「国際データガバナンスアドバイザリー委員会」や「国際データガバナンス検討会」等の会議体を通じて、「AI時代の官民データの整備・連携に向けたアクションプラン」など国内のデータ戦略やその他データ保護・利活用に関連する規制・政策措置、産業政策などと連動しながら、産学官の共通課題として取り組む。 「国際データガバナンス検討会」の下、産業データの国際的な越境流通の促進に向けて、データの国際的な共有・利活用や越境移転に伴うリスクと対応策を整理する。	各会議を通じて、IAPのプロジェクトに資する課題創出 関連するサブワーキンググループの組成				◎																						◎									デジタル庁